

平成 31 年第 1 回定例会

むかわ町議会会議録

平成31年 3 月 14 日 開会

平成31年 3 月 19 日 閉会

むかわ町議会

平成31年第1回むかわ町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 号 (3月14日)

議事日程	3
本日の会議に付した事件	3
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
事務局職員出席者	4
開会及び開議	5
議事日程の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	7
町長行政報告、町政執行方針及び提出事件の概要説明	8
教育長教育行政執行方針	8
一般質問	29
大 松 紀美子 議員	30
野 田 省 一 議員	38
東 千 吉 議員	49
舞 良 喜 久 議員	58
北 村 修 議員	62
中 島 勲 議員	77
散会の宣告	83

第 2 号 (3月15日)

議事日程	85
------	----

本日の会議に付した事件	8 6
出席議員	8 6
欠席議員	8 6
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	8 6
事務局職員出席者	8 7
開 議	8 8
議事日程の報告	8 8
同意第 1 号の上程、説明、採決	8 8
議案第 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 9
議案第 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 5
議案第 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 9
議案第 1 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 1
議案第 1 1 号から議案第 1 3 号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 2
議案第 1 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 9
議案第 1 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 0
議案第 1 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 2
議案第 7 号の答弁の訂正	1 2 4
議案第 1 7 号から議案第 2 3 号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 5
議案第 2 4 号から議案第 3 0 号の一括上程、説明、質疑、予算審査特別委員会設置、付託	1 5 2
諸般の報告	1 6 1
休会について	1 6 1
散会の宣告	1 6 1

第 3 号 (3月19日)

議事日程	1 6 3
本日の会議に付した事件	1 6 4
出席議員	1 6 4
欠席議員	1 6 4
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 6 4

事務局職員出席者	1 6 5
開 議	1 6 6
議事日程の報告	1 6 6
議案第 2 4 号から議案第 3 0 号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	1 6 6
発議第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 6 9
諸般の報告	1 7 1
請願第 1 号の報告、質疑、採決	1 7 1
意見書案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 7 4
意見書案第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 7 6
意見書案第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 7 9
意見書案第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 8 1
所管事務調査等報告の件	1 8 3
閉会中の特定事件等調査の件	1 8 4
閉議及び閉会	1 8 4
署名議員	1 8 5

むかわ町告示第88号

平成31年第1回むかわ町議会定例会を次のとおり招集する。

平成31年3月4日

むかわ町長 竹 中 喜 之

1 日 時 平成31年3月14日（木）午前10時

2 場 所 むかわ町産業会館 第1研修室（3階）

○応招・不応招議員

応招議員（13名）

1 番	東	千 吉	議員	2 番	舞 良 喜 久	議員
3 番	山 崎	満 敬	議員	4 番	佐 藤	守 議員
5 番	大 松	紀美子	議員	6 番	三 上	純 一 議員
7 番	野 田	省 一	議員	8 番	三 倉	英 規 議員
9 番	星	正 臣	議員	1 0 番	津 川	篤 議員
1 1 番	北 村	修	議員	1 2 番	中 島	勲 議員
1 3 番	小 坂	利 政	議員			

不応招議員（なし）

平成31年第1回むかわ町議会定例会

議 事 日 程 （第1号）

平成31年3月14日（木）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 町長行政報告、町政執行方針及び提出事件の概要説明
教育長教育行政執行方針
- 第 5 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（13名）

1 番	東 千 吉 議 員	2 番	舞 良 喜 久 議 員
3 番	山 崎 満 敬 議 員	4 番	佐 藤 守 議 員
5 番	大 松 紀美子 議 員	6 番	三 上 純 一 議 員
7 番	野 田 省 一 議 員	8 番	三 倉 英 規 議 員
9 番	星 正 臣 議 員	10 番	津 川 篤 議 員
11 番	北 村 修 議 員	12 番	中 島 勲 議 員
13 番	小 坂 利 政 議 員		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	竹 中 喜 之	副 町 長	渋谷 昌 彦
支 所 長	田 所 隆	会 計 管 理 者	藤 井 清 和
総務企画課長	成 田 忠 則	総務企画課参事	大 塚 治 樹

総務企画課参	上坂勇人	総務企画課主幹	梅津晶
総務企画課主幹	柴田巨樹	総務企画課主幹	西幸宏
町民生活課長	萬純二郎	町民生活課参	飯田洋明
町民生活課主幹	菊池恵美	健康福祉課長	高橋道雄
健康福祉課主幹	今井喜代子	健康福祉課主幹	藤田浩樹
産業振興課長	酒巻宏臣	産業振興課参	太田剛雄
産業振興課主幹	東和博	産業振興課主幹	今井巧
産業振興課主幹	松本洋	建設水道課長	山本徹
建設水道課主幹	江後秀也	建設水道課主幹	兄後敏彦
地域振興課長	石川英毅	地域振興課主幹	長谷山一樹
地域振興課主幹	菅原光博	恐竜ワールド戦略室長	加藤英樹
恐竜ワールド戦略室主幹	櫻井和彦	地域経済課長	吉田直司
地域経済課主幹	高木龍一郎	地域経済課主幹	西村和将
国民健康保険穂別診療所事務長	藤江伸	教育長	長谷川孝雄
生涯学習課長	齊藤春樹	教育振興室長	田口博
生涯学習課主幹	上田光男	生涯学習課主幹	佐々木義弘
選挙管理委員会事務局長	成田忠則	農業委員会事務局長	鎌田晃
農業委員会支局長	高木龍一郎	監査委員	数矢伸二

事務局職員出席者

事務局長 八木敏彦 主査 長谷山美香

◎開会及び開議の宣告

○議長（小坂利政君） おはようございます。

議会冒頭であります、さきの東日本大震災発生から、11日で8年が経過をいたしました。さらに、昨年9月6日に発生した北海道胆振東部地震から半年が経過をいたしましたわけであり、この震災により犠牲となられました多くの方々に対し、哀悼の意を表するとともに、被災された方々に一日も早く安全・安心な暮らしを取り戻せることを議会として強く願うものであります。

ここで、議事に入ります前に、他議会と同じく、犠牲となられた多くの方々のみたまに対し、謹んで黙祷をささげたいと思います。傍聴者の皆様もあわせて御起立を願います。

黙祷。

黙祷を終わります。

ありがとうございました。御着席願います。

ただいまの出席議員数は13人です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成31年第1回むかわ町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

開会 午前10時00分

◎議事日程の報告

○議長（小坂利政君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（小坂利政君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、8番、三倉英規議員、9番、星正臣議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（小坂利政君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

さきに議会運営委員会委員長から、3月8日開催の第1回議会運営委員会での本定例会の運営に係る協議の経過と結果について報告の申し出がありました。これを許します。

佐藤議会運営委員長。

〔佐藤 守議会運営委員長 登壇〕

○議会運営委員長（佐藤 守君） 議長のお許しをいただきましたので、3月8日に開催しました第1回議会運営委員会の経過と結果について報告いたします。

委員会での協議は、第1回定例会の運営に関する件であります。

まず、副町長及び議長から、町長及び議員等から提出を予定している審議案件の概要説明がありました。

今期定例会に町長から提出される審議案件は25件で、その内訳は、同意1件、議案24件であります。

提出審議案件の取り扱いについては、協議の結果、会議規則第37条の規定により、一括して議題とする案件は、議案第11号から議案第13号までの3件、議案第17号から議案第23号までの7件、議案第24号から議案第30号までの7件で、会期日程表に記載のとおりであります。

なお、議案第24号から議案第30号までの新年度会計予算7件については、議長発議により、議長を除く全議員で構成する平成31年度むかわ町各会計予算審査特別委員会を設置し、それに審査を付託することで協議が調っております。

次に、議員等から提出を予定している審議案件は8件であり、その内訳は、発議1件、請願1件、意見書案4件、報告2件であります。

発議1件につきましては、胆振東部地震復旧復興調査特別委員会の設置に関する件であります。

請願1件については、平成30年第4回定例会において、所管の総務厚生常任委員会にその審議を付託されたものであり、その結果を報告するものであります。

意見書案についてであります。議員提出の意見書案については3件であり、3月4日に開催された所管の常任委員会協議会で協議の結果、受理番号1番は意見書案第1号として、受理番号2番は意見書案第2号として、受理番号3番は意見書案第3号として所定の賛成者をつけ提出されております。

また、陳情文書表の5件については、12月定例会締め切り日以降に受け付けたもので、お手元に配付の陳情文書表に記載のとおりであります。

3月4日に開催された所管の各常任委員会協議会で協議の結果、受理番号2番は意見書案第4号として所管の委員会構成委員で提出されております。受理番号1番、3番から5番の4件については、全議員へ印刷配付することとされております。

所管事務調査報告は、各常任委員会より調査終了に伴う報告書が提出されております。また、恐竜ワールド構想調査特別委員会より、中間報告が提出されております。

次に、一般質問については、大松紀美子議員ほか5名から13項目の通告がありました。その取り扱いは通告どおりといたします。

今回の一般質問につきましては、震災関係4件が提出されております。質問される方は、質問事項が重複しないよう配慮願います。

次に、本定例会の会期については、以上の審議案件数とその取り扱いから、お手元に配付の会期日程表のとおり、本日から20日までの7日間としたところであります。

質問される方は要領よく簡潔に質問され、答弁される方は簡潔明瞭に答弁をいただき、時間の短縮に御理解を賜るとともに、規律ある会議運営の点からも、私語などは厳に慎まれるようお願い申し上げます。

最後に、議会中継であります。情報公開を推進するため、本会議につきましては、四季の館道の駅付近ロビーと穂別町民センターロビー及び穂別診療所待合ロビーで放映しますので、お知らせいたします。

以上申し上げて、平成31年第1回議会運営委員会の報告といたします。

○議長（小坂利政君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで委員長報告は報告済みとします。

お諮りします。

本定例会の会期は、ただいま議会運営委員長から報告のとおり、本日から20日までの7日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から20日までの7日間に決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（小坂利政君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に印刷配付しております諸般の報告及び議会だより第92号のとおりですので、御了承願います。

◎町長行政報告、町政執行方針及び提出事件の概要説明

教育長教育行政執行方針

○議長（小坂利政君） 日程第4、町長行政報告、町長町政執行方針、町長提出事件の概要説明及び教育長の教育行政執行方針を行います。

町長から行政報告、町政執行方針及び提出事件の概要説明の申し出がありましたので、これを許します。

竹中町長。

〔竹中喜之町長 登壇〕

○町長（竹中喜之君） 皆さん、おはようございます。

本日、ここに平成31年第1回むかわ町議会定例会を開催するに当たりまして、議員の皆様には時節柄、何かとお忙しい中を御出席いただきまして、まことにありがとうございます。また、傍聴者の皆さん、大変御苦労さまでございます。

開会に当たり、まずはじめに、平成31年度の町政運営の考え方を申し上げ、町議会並びに町民皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

それでは、町政執行方針をお開き願いたいと思います。

初めに、1ページの5行目から申し上げたいと思います。

昨年9月6日午前3時7分に北海道胆振東部地震が発生、むかわ町では震度6強を記録し、想像もできない甚大な被害を受けました。

今年2月末現在の状況では、人的被害は死亡者が1名、重傷者23名、負傷者250名となり、建物被害は全壊189棟、半壊以上の建物304棟、一部損壊3,558棟、河川や道路などのインフラや公共施設にも多大な被害を受けました。

この震災で犠牲になられた方々、ご遺族の皆様には、心から哀悼の意を捧げます。また、町民の皆様には、地震発生により多くの被害に遭われ、今日まで復旧に向け懸命に取り組んでこられたことに、改めまして敬意と感謝を申し上げます。

地震発生直後から、国や北海道、関係自治体、自衛隊をはじめとする関係機関など、多くの皆様からご支援、ご助言をいただき、避難所運営など、町民の皆様が一日も早く日常生活を取り戻すために大きな力をいただきました。さらに、全国各地からボランティアに駆けつ

けてくださった方々、心温まる義援金や寄附金、生活支援物資などをいただき、改めて心から感謝を申し上げます。

年が明けて、胆振東部地震の一連の活動も落ちついておりましたが、2月21日発生した余震は、本町において震度5強を記録し、引き続き緊張感を持った対応が必要であります。

また、発災から6カ月が経過し、被災された皆様の生活再建に向け全力で取り組みを進めておりますが、現在はまだ復旧の道半ばであり、今年はこの震災を乗り越える指針としての復興計画を策定します。

この計画は、単に震災前の状態に戻すのではなく、地域の社会的機能や経済活動の迅速な復旧を図るとともに、震災を受けて得た経験や教訓を最大限に生かしながら、むかわの底力で未来へつなぐ創造的復興・創生を目指すこととしております。

被災者の方々の生活再建はもとより、地域産業、経済の再生と発展や災害により強いまちの創造に向けて、地方創生の取り組みや他のまちづくり関連計画とも連携しながら、町民の皆様とともに復興施策を進めてまいります。

さて、国内における経済の情勢では、昨年の12月30日にTPP11、環太平洋パートナーシップ協定が発効、日欧EPAは今年2月1日から発効しており、段階的な関税の引き下げが行われ、市場開放が進むことで農林水産物等への影響が懸念され、今後の日米関係も含め、我が国を取り巻く経済情勢も変化する節目を迎えております。

本町におきましても、基幹産業であります農林水産業への影響が心配され、国における不安の払拭に向けた効果的な施策の実行が求められるところであります。

内閣府の月例経済報告の中で、北海道においては、景気は緩やかな回復基調が続いているとし、9月の震災による影響で個人消費が減少したものの持ち直しの動きがあるとしておりますが、地域においては、回復の兆しがいまだ実感することができない中、今年10月に消費税率の改正も予定され、地域経済への影響が心配されるところであり、地域の活性化のため、国の効果的な政策の実行を望むところであります。

消費税率引き上げに伴い、国においては子育て世代や低所得者層を対象としたプレミアム商品券の販売などの施策を展開するという情報もあることから、町としましてもその内容を的確に把握するとともに、適正に対応をしてまいります。

むかわ町は、合併して13年目を迎えましたが、10年を契機に「むかわ町民憲章」の制定とともに「人と自然が輝く清流と健康のまち宣言」を行い、町の一体感の醸成とまちづくりに向けた町民皆様の思いを共有すべく、一歩ずつ歴史を刻んできております。

しかし、依然として、都市部への人口集中と地方の過疎化は進行しており、本町におきましても、震災以降200人を超える人口減少に歯どめがかからず、町の将来に不安を抱えております。

そのため、むかわ町の未来の担い手であります子どもたちを育む環境や子育て支援の充実、産業基盤の強化や担い手の育成と確保など、町の基本政策を継続して進める一方で、これら各分野、各産業の連携、地域資源の掘り起こしと活用、さらに新たな可能性への挑戦が将来のまちの活力を生むと考えております。

今後も町民の皆様と行政・議会がともに向き合い、一体となって自治体運営をさらに高めつつ、復興に向けたまちづくりを進めてまいりたいと考えておりますので、町民の皆様並びに町議会議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に、平成31年度の町政執行にあたっての基本的な考え方について申し上げます。

むかわ町は、新町安定期への確実な歩みを進めるため、私が2期目の基本姿勢に掲げた「『むかわの底力』でまちを耕し、未来へつなぐ」をテーマとした協働のまちづくりを各分野にわたり、引き続き取り組んでまいります。

まず、町政の重点項目について申し上げます。

1点目は、むかわ町災害復興計画の策定についてであります。

昨年9月に発生した胆振東部地震により、本町では多くの住家や公共インフラ等に被害を受け、町民の皆様には公共施設の利用などでご不便をおかけしており、一日も早い復旧が求められております。

このため、平成31年度において公共施設の本格的な災害復旧工事を進めてまいりますが、この災害で被害を受けた施設の復旧に終わることなく、その先の創造的復興を目指す計画を策定しようとするものでございます。

なお、平成32年度で計画期間を終えるまちづくり計画の見直し時期とも重なるため、新計画及び地方創生とも連携した計画の策定に努めてまいります。

2点目は、むかわの底力を発揮した協働のまちづくりの推進です。

まちづくりの源は町民活動であり、地域の最大の資源はそれを支える人材であります。この貴重な人材を育むことにより、各分野、各産業の連携と新たな可能性への挑戦と広がりが、むかわ町を支え発展させる原動力になると考えております。

このことから、むかわ町民憲章の普及・実践に努めるとともに、引き続き、地域の人材育成からむかわの底力につなげるため、地元力耕上促進事業を核にしながら主体的な町民活動

を支援してまいります。

3点目は、地方創生の取り組みでございます。

震災の影響により減少著しい人口というのを維持しつつ、町の活力を高めていくことが何よりも重要であります。そのためにも、現在進めている地方創生をさらに深化させていくことが求められております。

平成31年度は、「むかわ町まち・ひと・しごと創生総合戦略」第1ステージの総仕上げの年でもあり、本町の創生戦略テーマであります「まちの自慢をつなげ、魅力と笑顔のあふれるまちむかわ」の実現に向け、町民の皆様と行政の総力を結集して取り組んでいかなければなりません。

これまでの取り組みの成果、課題の検証をしっかり行い、次のステージへ移行に向け、取り組みの一層のレベルアップと推進を図ってまいります。

4点目は、安全・安心に暮らせるまちづくりの推進でございます。

昨年9月の震災により多くの町民の皆様が被害を受けました。この震災の教訓を生かし、将来にわたり自然災害に不安がなく住み続けられるまちづくりに取り組んでまいります。

また、今年は鶴川・沙流川連合水防公開演習が、本町において6月15日に予定されていることから、町民参加による水防意識の高揚を図ってまいります。

なお、平成31年度におきましては、震災の教訓を生かし、地域防災計画の見直しを行い、地域防災・減災対策の充実に努めてまいります。

5点目は、持続可能な行財政運営の推進についてです。

これまで合併特例期間の終了による交付税の縮減というのを見据え、将来にわたって持続可能な行財政運営を実現するため、中長期財政運営指針に基づき対策を講じてきましたが、震災による応急復旧費用の支出というのが増大し、財政調整基金の取り崩しにより今後の弾力的な財政運営に影響が生じてきております。

平成31年度の当初予算編成にあたりましては、厳しい財政運営を余儀なくされ、財源の確保を図りながら、災害復旧に向けた事業に重点的に配分し、重要課題への対応とまちづくり事業の展開にも配慮し、均衡のある施策配置により、持続可能なまちづくりと財政運営を目指してまいります。

続いて、本年度の特徴的な施策について、施政方針に掲げる5つの基本政策に沿って、その概要を申し上げます。

1の「くらす」でございます。

ともに助け合い健康で安心して暮らせるまちづくりにつきましては、子どもから高齢者の皆様までが健やかに過ごせるよう、子ども・子育て支援事業計画及び第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、各事業を進めてまいります。

子育て環境の充実については、これまで子育て支援医療費還元事業、低所得階層等に配慮した保育料の軽減、幼児期の教育・保育施設の運営時期の見直し、放課後子どもセンターの新設、子育てに関する相談・助言を行う専門員として、子育てコンシェルジュの配置等に努めてきたところでございます。

今年度は、平成27年に策定した子ども・子育て支援事業計画が平成31年度で最終年度を迎えるため、子育てに関する生活実態、要望、意見などを把握すべくニーズ調査を行い、子どもたちの健やかな成長を願い、次期計画策定を進めてまいります。

また、今年10月から実施が予定されております幼児教育の無償化につきましては、制度の円滑な実施に向け、適切に対応をしてまいります。

少子化対策としては、妊産婦の健診や出産にかかわる交通費を助成する妊産婦安心出産支援事業や、緊急性がある場合に救急車で搬送するママ・サポート119を引き続き取り組んでまいります。

さらに、不妊症や不育症にお悩みのご夫婦を支援するため、不妊治療費助成制度、不育症治療費助成制度を継続し、妊娠から安心して子どもを出産し育てることができる環境づくりを推進するとともに、経済的理由により結婚に不安を抱える新婚世帯に対しましては、引き続き国の制度を活用し、住居費や引っ越し費用の一部を支援してまいります。

高齢者の皆様への取り組みにつきましては、可能な限り住みなれた地域で長く安心して暮らせる地域づくりを進めるため、これまでと同様のサービスの提供に努めるとともに、高齢者見守り支援センターを中心に高齢者の方々を地域全体で支えるための支援体制を充実し、支援を必要とする方々の実態を把握するとともに、関係機関、団体、事業者と十分協議を行いながら対応を図ってまいります。

健康づくりの取り組みにつきましては、町民の皆様が元気に暮らし、活力あるまちづくりを進めるためにも、健康維持増進を図ることは重要な施策でございます。

これまでも、自分の健康に関心を持ち、食文化や適度な運動など生活習慣を見直し、病気の発症や重症化を予防するため、各種検診事業等を行っておりますが、今後も町民の皆様が日常生活において気軽に取り組める活動メニューの周知と啓発に努め、健康づくりを促進してまいります。また、引き続き、無料による特定健診、がん検診、後期高齢者健診と脳ドッ

ク巡回検診方式により、健康審査事業に取り組んでまいります。

なお、地震の影響による心身のケア活動についても、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

地域医療の充実につきましては、むかわ町鶴川厚生病院新改革プランにより、病院が地域医療体制における役割の充実と在宅療養支援機能の拡充や町の健診事業等と連携した町民皆様の健康づくり事業などに取り組むとともに、引き続き、鶴川厚生病院と穂別診療所の医師・医療従事者の情報交換と医療の相互補完など、病診連携に努めてまいります。

また、穂別診療所における患者情報の管理と業務の効率化から電子カルテシステムと診察情報統合管理システムを更新してまいります。鶴川厚生病院におきましては、入院患者の配食に配慮した温冷配膳車の更新を図ってまいります。

近年、少子高齢化や核家族化によりお墓の管理が困難なご家庭が増えている状況において、今回の震災において、町内でも多くの墓石が倒壊し、墓じまいを考えている方々もいらっしゃいます。故人や家族を大切に思う心に寄り添うべく、共同墓の設置を進めてまいります。

次に、2の「まもる」でございます。

皆さんが安全・安心に暮らせるまちづくりににつきましては、一日も早い応急から復旧・復興とあわせ、防災・減災施設の整備と地域防災体制の強化とともに、住環境の整備を進めてまいります。

全国的に気候変動による豪雨や土砂災害、さらに暴風雪、大地震の発生など、自然の猛威により、連年にわたり甚大な被害や多くの方々が犠牲となっております。

昨年の震災では、人的被害をはじめ、住宅、公共の建築物、道路施設、農業用施設、農地、森林、商工業施設、漁業施設などに甚大な被害をもたらしました。

全ての町民の皆様が被害を受け、特に、住宅の損壊により住み続けることが困難となり、仮設住宅をはじめ、他地域への転居を余儀なくされ、現在も不便な生活をされている方々があり、一日も早い日常生活を取り戻す復旧が急務であります。改めて、日ごろからの災害への備え、対応について、行政、地域、町民の皆様と一丸となった防災・減災のための取り組みが重要であると認識したところでございます。

今回の震災から得た教訓を生かし、公助の取り組みにつきましては、災害時における事前の行動計画として、平成30年度末に完成予定の水害タイムライン、他の災害時に応用する調査研究を進めるとともに、災害時において迅速に対応する備蓄品の充実を図ってまいります。

また、防災行政無線移動系につきましては、デジタル化整備を終え、災害時への対応充実

を図っております。

消防施設充実の必要性から、鷗川消防支署におきましては、消防用ホースの更新、消火活動の迅速化に対応した小型動力ポンプ付水槽車を更新します。なお、被災した消防庁舎につきましては、新庁舎建設に向け防災計画に位置づけた検討を進めてまいります。

穂別消防支署につきましては、地震における被害箇所の復旧とともに、停電時に対応した非常用電源の整備、全国瞬時警報システム、J－A L E R Tの連携サーバーを更新いたします。

さらに、今回の震災対応の検証を行うとともに、北海道と連携した住民の意識調査による結果をもとに、教訓として生かすため、関係機関・団体と連携を図り、地域防災計画の見直し作業を進めてまいります。また、被災時の対応や復旧・復興の過程で作成した記録等について、次代につなぐよう適切に保存をしております。

共助の取り組みにつきましては、今後いかなる災害の発生にも地域として備える必要があることから、引き続き防災訓練や出前講座等を実施し、町民皆様の災害に対する意識を高めていただくとともに、自治会・町内会等を単位とした自主防災組織の立ち上げや地域防災マスターの育成を支援し、具体的な活動に向けた災害に備える体制整備を進めてまいります。

自助の取り組みにつきましては、広報紙や自治会・町内会を通じて、防災に関する情報提供の充実に努め、各家庭での災害時の避難場所や避難経路、さらに連絡手段の確認など啓発をしております。

災害発生時に被害を最小限にとめるには、町民皆様の速やかな情報取得と初動対応が必要であることから、実効性のある迅速な情報伝達に努めてまいります。

続いて、住環境の復旧・整備についてであります。

まずは、町民の皆様の生活環境と基盤の復旧が急務であります。震災により被害を受けた道路・橋梁施設、公共インフラ整備を優先して住環境を整えてまいります。

公営住宅につきましては、被害箇所の復旧はもとより、マスタープランによる洋光団地建て替え事業の末広団地B棟1棟8戸が平成30年度に完成したことから、移転補償の実施、また、駒場団地屋根ふき替えなど、計画に沿って改善を図ってまいります。

道路・公園につきましては、毎年度の推進計画により事業調整を行いながら実施をしてきており、今年度は、継続事業として田浦2号舗装工事、豊田橋の橋梁補修事業を継続して実施をしております。

移住定住の施策として、個人住宅取得に対するは一とふる・ほ一む助成、町内のアパート

等の賃貸住宅リフォームに対するはとふる・ちんたい助成、自宅の改修としてののはとふる・りふおーむ助成を継続し、町内住宅のインフラの充実及び地域経済の活性化を図ってまいります。

空き家の対策につきましては、空家対策計画を平成30年度に策定したことから、被害を受けた家屋の状況とあわせ、まちなかの再生に向けた総合的な対策を講じてまいります。

安全な飲料水対策として、安定的な供給を資するため、穂別地区簡易水道第6次拡張事業の計画的な実施と、継続事業の二宮地区配水管整備事業を推進し、新たに宮戸地区における国道235号沿線地域の水道管布設事業に着手するとともに、老朽化している水道管の更新など、計画的な施設整備を図ってまいります。

次に、3の「はたらく」についてでございます。

産業・経済から地域を元気にするまちづくりにつきましては、主に災害復旧支援、農業担い手支援、地域経済の循環の促進、地域資源を生かしたまちづくりを進めてまいります。

去年は、胆振東部地震や春からの天候不順による影響から、一日も早く通常の営農に戻れるよう、被災農業者向け経営体育成支援事業をはじめ、農地・農業施設等災害復旧事業、農地等小災害復旧事業を実施するとともに、特別資金利子補給により経営の再建を促進してまいります。

さらに、被災した鶴川農業協同組合穀類乾燥調製貯蔵施設は、流通コストの低減や産地競争力の向上に欠かせない重要な施設として認識をしており、この復旧と機能向上に対し支援してまいります。

農業振興につきましては、市場開放により自由貿易の影響を受けることになりますが、これまでの関係機関・団体と連携した取り組みをさらに充実し、将来にわたり持続可能な農業の実現に向けて推進してまいります。

これまで成果が顕著でありますむかわ町地域担い手育成センターにおきましては、総合的な担い手対策の充実を図るため、農業研修をはじめ、農業講習会の開催、むかわ町新規就農等受入協議会との連携による就農相談業務やフォローアップを含めた支援の充実を図ってまいります。

さらに、地域づくりモデル事業につきましては、引き続き集落支援員を配置し、集落活性化を推進してまいります。

農業経営の体質強化を図るため、新むかわ町地域農業活性化推進基金事業、多面的機能支払交付金事業、中山間地域等直接支払交付金事業を実施してまいります。

国営新鵒川地区土地改良事業につきましては、現在、災害復旧及び田浦第1幹線並びに田浦第2幹線排水路の改修工事が進められております。今後も引き続き、施設改修及び事業の一層の促進について、期成会を中心に国へ要請するとともに、6線排水路の改修、小規模土地改良事業を実施することで、災害により強い農業基盤づくりに努めてまいります。

林業振興につきましては、震災により多大な被害を受けた森林とあわせ、林道の災害復旧事業を重点的に取り組んでまいります。特に、被災した森林の再生に向けましては、被災3町のほか、関係機関・団体で構成する胆振東部森林再生・林業復興連絡会議との連携を図り、森林の再生、被害木の処理及び有効活用、木材の安定供給・確保に向けた取り組みを検討してまいります。

また、平成31年度から譲与が予定されております森林環境譲与税（仮称）による森林資源の適正な管理と循環利用を推進するとともに、民有林振興対策事業や森林整備担い手対策推進事業を継続して、地域材利用促進研究会の開催など、地材地消の取り組みについても促進をしてまいります。

国・北海道・町の三者で協定した地域主体の一体的な森林づくりににつきましては、森林整備の一体的な推進、連携したエゾシカ対策、災害対策などの森林管理の推進、森林認証材普及等による地産地消の推進など、引き続き連携強化を図ってまいります。

なお、森林の有する多面的機能の維持に結びつく活動として、企業の森林づくり協定に基づく植樹活動や関係機関・団体等の連携による木育活動の推進について取り組んでまいります。

漁業の振興につきましては、浜の活力再生プランを基本に、適正な資源の管理と増大、魚価の向上と安定、漁労経費の削減など、関係団体と連携し着実に取り組んでまいります。

鵒川ししゃもは、地域団体商標登録され貴重な地域資源であります。地域活性化に大きな役割を果たすことから、漁業者や胆振管内ししゃも漁業振興協議会と十分に連携し、ししゃもふ化事業に対し支援をしてまいります。

なお、ししゃもふ化場建設につきましては、実施設計業務とともに水利権申請業務を推進し、関係機関、関係団体等との協議を行い、建設に向けた準備を推進してまいります。

また、安全・安心な水産物の供給体制と水産資源のブランド化を高めるため、漁業振興対策特別資金や漁業近代化資金利子補給による漁業経営への支援を継続するとともに、魚価の向上、販路拡大に向けた取り組みを支援してまいります。

商工業の振興につきましては、過疎化に起因する人口減少や都市圏への消費流出などによ

る町内での消費需要の低迷とあわせ、震災の影響により中心市街地の活性化や再生が重要な課題となりましたことから、まちなか再生に向けた研究や取り組みを進めてまいります。

また、本町の商工振興の要であります商工会の運営、消費喚起により、地元商工業の活性化を図るため、プレミアム付商品券の発行を支援してまいります。

新規起業や地域資源を活用した新たな事業展開を行う個人や法人等を支援する制度の起業力耕上促進事業につきましては、新たな事業や商品が生み出されるなど着実に実を結んでおります。今後はさらにその活用がされるよう、重点課題に対する補助金額の拡充や販路拡大の取り組みを後押しするような制度の見直しを図りながら、引き続き実施をしてまいります。

観光のイベントにつきましては、グルメフェスタ、流送まつりなど、地域におけるイベントや観光事業の中心的な役割を担っている観光協会の運営について、引き続き支援するとともに、さまざまな事業や団体と連動・連携しながら交流・関係人口の拡大を図り、町内への経済波及効果による地域の活性化を目指してまいります。

さらに、日高圏と観光連携事業でありますむかわ・日高・平取3町による鷗川・沙流川WAKUWAKU協議会につきましては、昨年の12月に日本版のDMO候補法人への登録がなされたことから、今後も各町の地域資源を結びつけ、新しい魅力を積極的に発信するなど、広域的なメリットを生かした事業を進めてまいります。

次に、4の「まなぶ」についてでございます。

多様な芽を育て生涯にわたって活躍できるまちづくりにつきましては、学ぶ喜びを感じられるよう、むかわ町教育大綱に沿った施策の展開を、総合教育会議を通して教育委員会と連携を密にして進めてまいります。

まず、震災により被災した宮戸小学校と穂別小学校のそれぞれの体育館につきましては、子どもたちに一日も早く正常に授業が受けられるよう復旧工事を進めてまいります。

また、震災後の心のケアに対応するため、スクールカウンセラーを配置し、教育相談体制の充実を図ります。

このほか、これまで各小学校に支援を要する児童をサポートするために配置してきた学習指導支援員、介護支援員を中学校にも配置を拡大してまいります。

学校給食が始まって3年目を迎えますが、本町の子育て環境の充実のため、多子世帯への給食費負担の軽減について検討をしてまいります。

これまで実施してきた鈴木章記念事業の中高生海外派遣事業を継続し、英語指導助手を両

地区に配置し、小学校において義務化された外国語活動を円滑化を進めるため、国際理解を深める環境づくりを進めてまいります。

道立鷗川高等学校と穂別高等学校に対しましては、魅力ある学校運営のための振興対策補助を継続、充実するとともに、通学生徒確保のための通学支援や生徒寮の充実、特色ある教育活動の充実として、むかわ学への支援に取り組んでまいります。なお、被災した鷗川高等学校生徒寮、三氣塾の再建に向けた検討につきましては、復興計画の中で位置づけてまいります。

社会教育とスポーツ振興につきましては、子どもから高齢者まで幅広い町民の皆さんの潤いのある生活をつくる学習・スポーツ・文化活動の推進を図るため、引き続き生涯学習アドバイザーの配置、社会教育やスポーツ関係団体助成や生涯学習推進基金事業の実施など、町民の皆様の活動を支援してまいります。

なお、震災により利用休止をしております鷗川町民体育館と穂別スポーツセンターにつきましては、今年中の復旧を目指し、災害復旧工事により施設の改修を行ってまいります。

心身の健康維持増進には、スポーツ推進委員によるスポーツ事業の指導・普及のほか、総合型スポーツクラブ「むーブ」による、子どもから高齢者までがそれぞれのニーズに応じたスポーツ活動の普及拡大のため支援をしてまいります。

子どもたちを健やかに育み、地域の連携を深めるあいさつ運動は、広く町民の皆様に浸透するよう、関係機関・団体と連携をしながら、引き続き普及拡大に努めてまいります。

また、町民憲章が掲げる子どもたちの健やかな成長への願いとともに、子どもたち自身がみずからの思いとしてまとめた、むかわ子ども宣言を普及・実践してまいります。

5の「未来」についてでございます。

次代を見据えた協働のまちづくりににつきましては、ともにまちを愛し、一緒に考え、地元力を高める取り組みや持続可能なまちづくりを進めてまいります。

国内最大かつ最高の保存率を誇る恐竜全身骨格化石、穂別稲里産のハドロサウルス科恐竜化石、むかわ竜につきましては、恐竜ワールド構想推進計画に基づき、地方創生とも連動した町の魅力の向上と交流人口・関係人口の拡大に向けた取り組みを進めてきており、博物館周辺エリア再整備基本計画により、博物館を核とした地域活性化の取り組みを進めます。

さらに、学習・普及活動として、子ども化石くらぶの実施や、兵庫県丹波市が実施する子どもの交流による竜学への協力、さらに今年7月から3カ月間、国立科学博物館においてむかわ竜の展示が行われる恐竜博2019への小学生への派遣事業など、地元産化石の普及事業の

充実を図ってまいります。

本町を貫流し鵜川地区と穂別地区をつなぐ清流鵜川は、「人と自然が輝く清流と健康のまち」宣言を契機に、河川管理者であります国や北海道、関係団体と連携した、かわまちづくりの取り組みを推進してまいります。

まちづくりの推進につきましては、現在のまちづくり計画が平成32年度までの計画となっていることから、平成31年度において、町民皆様の意向調査も行いながら、町の復興も含めた計画となるよう、見直し作業について早期に着手をしてまいります。

なお、地元力向上促進事業の補助制度は、地域資源の発掘やまちの魅力の創出を行い、新たなまちの活力を生み出していく意欲ある取り組みへの支援を継続するとともに、まちの復興に向けた取り組みにつきましても支援し、協働のまちづくりを進めてまいります。

本町の財政状況、合併特例措置の逡巡により普通交付税が減少し、経常経費の縮減を前提とした中で、健全で持続可能な財政運営の実現に向けた取り組みを行ってきたところでございます。

災害復旧事業が優先される中、今後におきましても厳しい財政運営が見込まれることから、中長期財政フレーム及び行政改革大綱の見直しなど、必要とされる事業の選択と効率的な予算執行を不断の取り組みとして進めてまいります。

6の「つなぐ」についてでございます。

多様なネットワークを大切にするまちづくりにつきましては、むかわ町総合戦略の大きな柱として、恐竜ワールド構想を位置づけ、今後はさらに認知度を高め、人の流れを拡大していく必要があります。これまで培ってきた人のつながり、資源のつながり、地域のつながりなどを大切にしながら、観光以上移住未満の、いわゆる関係・関心人口の拡大を図るため、ふるさと納税の充実、町民の皆さんとともにまちづくりを担う人材の発掘する仕掛けやその拠点づくりに取り組んでまいります。

多くの地方自治体がまちの活力の維持に向けた独自施策に取り組んでおりますが、人口や財政規模といった課題から、効果的な事業促進が厳しい状況にあり、広域連携による役割分担がますます必要となることから、引き続き、北海道新幹線×nittan地域戦略会議、鵜川・沙流川WAKUWAKU協議会、東胆振広域圏定住自立圏共生ビジョンによる広域連携の取り組みを関係市町とともに推進をしてまいります。

また、アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現できるための施策の推進に関する法律案が2月15日に閣議決定されているところであり、本町におきましても、地域・産業・観光

振興等も加えた新たな対策に努めてまいります。

J R 日高線につきましては、J R 北海道において単独では維持困難な線区として具体的に示されており、沿線自治体との連携した取り組みが必要とされております。本町にとりましては、通学や通院など町民の皆様の足としてなくてはならない重要な交通機関であり、一鉄道路線の問題ではなく、北海道全体の公共交通網として重大な問題であることから、関係自治体をはじめ、国・北海道と連携・情報交換をしながら、慎重な対応を図ってまいります。

道外の市町村との交流につきましては、姉妹都市連携を結んでおります富山県砺波市との交流を深化させるため、むかわ町砺波市交流協会に対する支援により姉妹都市交流の促進を図ってまいります。

さらに、恐竜化石を生かしたまちづくりを通しての兵庫県丹波市・篠山市、熊本県御船町、群馬県神流町等との交流を深め、自治体恐竜ネットワークによる全国的な連携を図り、未来につなげていきたいと考えております。

以上、平成31年度の町政執行の方針を申し上げます。

はじめに申し上げますとおり、震災からの復旧に向け、復興元年として重要な年と考えております。復興への道のりというのは長く、決して平たんではありませんが、今こそ町民の皆様、企業・団体、町議会、行政が手を携え、オールむかわの精神で、住みなれた町に安心して住み続けられるまちづくりを目指し、前へ前へ進んでいきましょう。そのために、みずからがその先頭に立ち、この困難を乗り越えていく覚悟を持って取り組んでまいります。

町民皆様の参画と協働を力に、むかわの底力で町を耕し、未来から預かっている大切な自然や歴史・文化など、次代の子どもたちにつないでいけるよう、誠心誠意努力してまいります。町民の皆様並びに町議会議員各位のご理解とご協力を心からお願いを申し上げます。

次に、提出事件の概要説明に入ります前に、行政報告としまして、穂別地区で開業しておりました穂別歯科診療所の閉院と新規歯科医院の開業に関する件について報告をいたします。

穂別歯科診療所は、昭和53年に町立の歯科診療所として開院し、平成18年3月の新町合併を機に民間の歯科医院へ移行し、穂別地区唯一の歯科医院として開業しておりましたが、このたび院長の鵜野医師が町外で新たに就業されることになり、本年1月末をもって閉院となっているところでございます。この間、鵜野医師におきましては、長きにわたり町民の皆様の歯科診療に御尽力をいただきましたことに対し、改めて感謝を申し上げるものでございます。

穂別歯科診療所閉院に伴い、町としましては、今後の穂別地区の歯科医療機能の存続に向

け、苫小牧歯科医師会をはじめ、穂別地区に縁のある歯科医師や関係機関等々を通じて、新たな歯科医院の確保に向け対策を講じてきたところであります。

幸いにも、鷗川地区で歯科医院を開業しております小橋歯科医院の院長から、穂別地区での開業と、現在閉院となっている穂別歯科診療所の建物・敷地の活用について相談がありましたことから、開業に向け、現在の建物の賃貸借契約の手続を進めているところであります。

今後につきましては、一部建物内の修繕と小橋歯科医院側による医療機器の設置及び開業届等の手続に一定の期間を要するところでございますが、本年5月の開業に向け勢力的に準備を進めると伺っております。

これにより、懸念されておりました穂別地区から歯科医院がなくなるという事態は回避できることとなりましたことは喜ばしいことであり、現在、御不便をおかけしておりますが、地区住民の皆様の不安解消できることに、ひとまず安堵しているところでございます。

以上、穂別地区における穂別歯科診療所の閉院と新規歯科医院の開業にかかわる経過についての報告といたします。

さて、本定例会で御審議いただきます事件は、同意1件、議案24件でございます。

同意第1号 むかわ町教育委員会の委員の任命につき同意を求める件につきましては、任期満了による教育委員の任命につき議会の同意を求めるものでございます。

議案第7号 むかわ町胆振東部地震対策基金の条例案につきましては、北海道胆振東部地震からの復旧及び創造的復興を目的とした事業に充てるため、条例を制定しようとするものでございます。

議案第8号 むかわ町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、時間外勤務命令の上限時間等について、国との権衡の観点から条例の整備を行うものでございます。

議案第9号 むかわ町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、勤務1時間当たりの給与額の算出について、労働基準法の規定に基づき条例の整備を行うものでございます。

議案第10号 むかわ町職員の寒冷地手当に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、国家公務員の寒冷地手当の関する法律の一部改正に伴い、条例の整備を行うものでございます。

議案第11号 むかわ町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、国との権衡及び旅行の実態を踏まえ条例の整備を行うものでございます。

議案第12号 むかわ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案、議案第13号 むかわ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、職員等の旅費に関する条例の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案第14号 むかわ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案につきましては、国民健康保険の都道府県化に伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案第15号 むかわ町国民健康保険穂別診療所設置条例の一部を改正する条例案につきましては、使用料の一部について所要の改正を行うものでございます。

議案第16号 介護保険法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例案につきましては、介護保険法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案第17号から議案第23号につきましては、平成30年度のむかわ町一般会計補正予算（第14号）、むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第6号）、むかわ町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、むかわ町介護保険特別会計補正予算（第3号）、むかわ町上水道事業会計補正予算（第6号）、むかわ町下水道事業会計補正予算（第6号）、むかわ町病院事業会計補正予算（第5号）について、所要の補正を行うものでございます。

議案第24号から議案第30号につきましては、平成31年度のむかわ町一般会計予算、むかわ町国民健康保険特別会計予算、むかわ町後期高齢者医療特別会計予算、むかわ町介護保険特別会計予算、むかわ町上水道事業会計予算、むかわ町下水道事業会計予算、むかわ町病院事業会計予算について、提出するものでございます。

以上につきまして、後ほど説明員から御説明を申し上げますので、何とぞ御審議、御決定を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（小坂利政君） 町長の行政報告、町政執行方針及び提出事件の主要説明が終わりました。

次に、教育長から教育行政執行方針の申し出がありましたので、これを許します。

長谷川教育長。

〔長谷川孝雄教育長 登壇〕

○教育長（長谷川孝雄君） 平成31年第1回むかわ町議会定例会の開会に当たりまして、むかわ町教育委員会の行政執行方針を申し上げます。

昨年の北海道胆振東部地震において、教育施設についても甚大な被害を受けました。宮戸小学校及び穂別小学校の体育館においては、いまだ復旧されておらず、鶴川町民体育館、穂

別スポーツセンターにおいても使用できない状態にあります。震災前の落ちついた学びの場、芸術・文化・スポーツ活動の場を一刻も早く取り戻すべく、復旧・復興に全力を尽くしてまいります。

むかわ町教育目標にありますとおり、人間愛に満ちた活力ある「むかわ」の人づくりを目指して、今こそ心豊かに支え合い、これまで培ってきた生涯にわたって生き抜く力を発揮し、この難局を乗り越えなければなりません。

昨年、私は執行方針の中で、地方創生は教育からと申し上げました。この信念は何ら変わりませんが、これまで培ってきた確かな教育を未来に引き継いでいくことが、必ずや復興につながるものと確信し、復興は教育からという信念も心に刻み、決して歩みをとめない教育行政を進めてまいりたいと考えております。

学校教育においては、被災前の落ちついた学習環境を取り戻すべく施設の復旧に取り組むとともに、スクールカウンセラーを活用しながら、児童・生徒の心のケアについても対応してまいります。

学校給食においては開始から3年目を迎えますが、これまでの経験を生かし、より一層安全・安心でおいしい給食の提供に引き続き取り組んでまいるとともに、多子世帯の給食費負担軽減についても検討してまいります。また、食物アレルギーの対応につきましては、子ども命にかかわることであり、慎重に対応してまいります。

恒久的な課題である子どもたちの基礎学力と基礎体力の向上であります。基礎学力については、着実に全国水準に近づきつつあり、これまでの取り組みが着実に実を結びつつあります。基礎体力については、依然として全国水準より低い水準にあり、引き続き取り組みを進めてまいります。

また、社会教育においては、鶴川町民体育館、穂別スポーツセンターの早期修復を進めるとともに、生涯学習活動が町民一人ひとりの輝きに必要不可欠であり、ひいては町全体の輝きにつながるものであることを踏まえ、我がまちの自然や歴史を焦点にした学習活動を支援し、豊かな心と健康な体づくりの実践により、まちの活力を生み出す基盤づくりを行ってまいります。

基本的な考え方。

むかわ町の教育目標である「海・川・山の豊かな自然を生かし、人間愛に満ちた活力ある『むかわ』の人づくりをめざす」ことを基調とし、むかわ町教育大綱の方針に基づき、以下の施策を推進してまいります。

第1は、将来、自立した生き方ができるよう、児童・生徒に対して、引き続き生活・学習習慣の改善と学校教育の質の向上の取り組みを進める一方、学校給食を活用した食育も加えて、地域の子どもは地域全体で育てるという理念のもと、むかわのよさに着目したふるさと教育であるむかわ学についても、小中学校から高校まで取り組みを連携させ、将来のむかわ町を担う人材育成として進めてまいります。

第2は、町民の皆さんの多様なニーズに応じた選択可能な学習機会の提供に努め、学習した成果や培われた知識・技能が、地域に循環して社会貢献や地域づくりの活動にも発揮できるよう、むかわ学や学校運営協議会との連携も図りながら、生涯学習の推進に取り組んでまいります。

以下、平成31年度の主要な事業について申し上げます。

1、学校教育の推進。

人口減少とともに少子高齢化が進み、学校規模、学級編制の小規模化が進んでいる中、子どもたちの未来を見据えた学校教育の構築は喫緊の課題であり、学校教育の基本である知・徳・体を育み、みずからが主体となって考えることのできる人材育成を進めるため、学校の教育力の向上と教育環境の整備・充実を進めます。

(1) 確かな学力の育成。

学校教育においては、生涯にわたる活動基盤が形成される時期であり、学びを進めるための基礎・基本の習得と、課題を解決する能力や主体的に学習に取り組む姿勢を養うことが大切であります。

学校教育アドバイザーを配置し、学校運営全般へのきめ細やかな指導と学力向上対策を引き続き進めてまいります。また、家庭での学習や読書の時間などの基礎的な生活習慣の確立が重要であることから、生活リズムを整える基本ともなる早寝・早起き・朝ごはん運動を進めるとともに、家庭学習の手引きを作成・活用し、望ましい生活・学習習慣の定着化を目指して、学校・家庭・地域が連携し、取り組んでまいります。

小学校においては、複式校の学年別指導や、学年に応じた少人数学級編制を行い、チーム・ティーチングなど、きめ細やかな指導を行うための体制確保を行ってまいります。

中学校においては、教科の専門化が進みますので、習熟度別少人数指導などにも取り組んでまいります。さらに、放課後や夏・冬休みの一部を利用した補充サポート学習により、わかる授業で確かな学力の育成に努め、本年2月から導入したeラーニングシステムを活用しながら、学習習慣の定着を図ってまいります。

また、新学習指導要領の改訂・移行期の対応にも入っておりますので、小学校英語教育の充実のための実践方法研究について取り組んでまいります。

英語指導助手は、これまでどおり両地区に1名ずつ配置し、中学校及び小学校はもちろん、認定こども園、放課後子どもセンターでも活動してまいります。

また、鈴木章記念事業推進基金を活用し、中高生オーストラリア派遣や、大学進学奨励金の拡充を図ってまいります。

（２）豊かな心と健やかな体の育成。

自尊感情や自己肯定感を高めることは、自信、やる気、確かな自我を育てることから、学校での適切な指導、環境づくりに取り組んでまいります。

いじめを根絶するために、いじめ防止基本方針に基づき、いじめを生まない教育活動に努めてまいります。

さらに、スクールカウンセラーや心の相談員の活用を図り、学校生活における意欲や満足感及び学校集団の状況について測定する教育心理検査を実施し、いじめ・不登校の未然防止や学級崩壊の予防に徹してまいります。

次に、子どもたちの健康と体力についてであります。肥満や生活習慣病の低年齢化など、健康が損なわれている状況が出てきており、学校保健としての取り組みが必要となっております。バランスのとれた学校給食を活用した食育とコーディネーショントレーニングの普及に力を入れることとし、これまでの放課後運動教室などの取り組みに加え、授業での活用を充実できるよう、教員などを対象とした指導者養成と、NPO法人むーブから積極的に指導者を学校へ派遣するなど、普及・体験活動を進めてまいります。

また、理科離れが問題視されていますが、鈴木章北大名誉教授のふるさととして、児童・生徒の理科や科学への興味・関心を深める機会の確保に努めてまいります。

（３）信頼される学校づくりの推進。

学校は、地域の中心となる公共施設でもあり、災害時避難場所としても重要な役割を担っておりますが、地域とのかかわりが減る一方では、その役割を十分に果たすことはできません。地域とともにある学校づくりを形にすべく、今年度より学校運営協議会を設置し、コミュニティスクールを導入いたしました。活発な議論がなされており、来年度はさらに充実を図ってまいります。

生きる力を育んでいく学校教育には、教職員の人間性や指導力によるところが大きく、優れた資質・能力を有する教職員の確保に努めるとともに、児童・生徒とのかかわる時間の

確保を行うための教職員の働き方改革にも取り組んでまいります。学校教育アドバイザーを各学校の指導・相談役とし、教育公務員としてのコンプライアンスのより一層の徹底や指導力向上のための教職員研修会を開催してまいります。

（４）特別支援教育の充実。

特別支援教育のニーズが高まる中、教育支援委員会による就学前からの見守りや学校内外の情報共有を充実し、各学校の担当教諭、養護学校等関係機関との連携を深め、専門性が高くきめ細やかな特別支援教育を推進してまいります。

また、特別支援学級に属さない児童・生徒への効果的な指導を充実させるための通級指導にも引き続き取り組み、学習面での補助を行う支援員や学校生活の支援を行う介助員の配置を中学校にも拡大してまいります。

（５）道立高等学校の振興対策。

児童・生徒の減少が続いている中で、鵜川、穂別の道立高等学校では、生徒確保のための対策がますます重要となっております。

特色ある教育活動の充実により、地元からの進学割合を高める取り組みと、町外からの生徒を確保する施策の両方が求められております。

このため、鵜川高校については、地域の学校という基本に立ち返り、中高一貫教育を継続・充実し、社会が求める人材育成に合わせたキャリア教育や、ふるさとむかわに着目したむかわ学を通じて地元理解を深める活動と、ボランティア活動や吹奏楽を柱とした鵜川中学校との連携活動を深め、将来、むかわを担う人材として活躍する将来像を目標にした取り組みを支援してまいります。また、苫小牧鵜川間の通学バスの運行や、ＪＲ定期券の給付、生徒寮の運営により、町外からの生徒の確保を図ってまいります。

なお、地震で被災した鵜川高校生徒寮の再建については、復興計画の中で位置づけて検討してまいります。

穂別高校においては、１学年10名以上という統合再編成の要件をクリアしているものの、定員割れが続く厳しい状況が続いています。高校と穂別小・中学校が連携しながら、ふるさとを支える人材ビジョンを共有し、地元からの進学者の確保につなげていく取り組みとして、引き続き、進学塾への通塾支援、キャリア教育推進のための助成、穂星寮入寮生の負担軽減及び学業等の活動奨励金の支給などを支援してまいります。

また、学力向上対策として、ＩＣＴ教育を活用した個別学習支援システムへの登録についての支援を継続し、高校振興対策に努めてまいります。

（６）教育環境の整備・充実。

被災した宮戸小学校及び穂別小学校の早期復旧はもちろんのこと、安心して、そして落ちついて学ぶことのできる環境づくりに努めてまいります。

要保護及び準要保護児童・生徒就学援助費のうち、新入学児童・生徒の学用品費等について早期支給を行ってまいります。

情報教育については、授業用及び校務用コンピューターを更新計画に基づき更新して、ＩＣＴ、情報通信技術活用能力の育成を図ってまいります。

また、学校図書支援員を配置し、図書館とともに連携し、図書環境の整備を進めてまいります。

２、社会教育の推進。

人口減少と少子高齢化が進み、これまで社会や組織を支えてきたさまざまな担い手が減り、町民の価値観やライフスタイルの多様化により、活動継続が危ぶまれております。人づくりはまちづくりの基本という考え方に立ち、住みよいまちづくり、生きがいをづくりを行うため、全ての町民が楽しく学べるまちを目指し、事業ごとの課題と成果を踏まえながら、具体的に進めてまいります。

（１）生涯学習の推進。

生涯学習の推進は、生涯を通じてみずから進んで豊かに学ぶ環境づくりの推進、子どもたちを守り育てる安全・安心な地域づくりの推進を重点課題として進めてまいります。

まちの未来を担う青少年の育成としては、中学生による少年の主張大会、小学生から高校生までによる読書感想文コンクールの開催、中高生のボランティア体験活動への参加促進、あいさつ運動の推進、子どもたちの正しい生活・学習習慣の定着を目指す通学合宿について、引き続き取り組んでまいります。

子育て世代の家庭には、親子の交流や子育てに関する情報の提供を行うとともに、子育て家庭のニーズを把握し、ハッピー子育て塾などの家庭教育事業にも取り組んでまいります。

成人や高齢者教育としては、特に女性の割合が大きくなっておりますので、女性教育の充実とともに、いつでも、どこでも学ぶことができる場の確保として、ふれあい大学、ことぶき学級及び楽習塾などの講座の充実と、学んだ経験や成果を生かす場ともなる「みんなが先生、どこでも教室」の推進に取り組み、地域コミュニティ形成の促進を図ってまいります。

また、若者育成事業として、みずから人間性を高め、次の時代の社会的活動の担い手となる人材を育成するために、生涯学習推進派遣事業の活用と中高生交流及び青年団などの活動

支援に取り組んでまいります。

昨年より、非核平和の町事業として町内中学生の広島平和記念式典への派遣につきましても、平和教育の一助として継続してまいります。

（２）文化・スポーツ活動の推進。

文化・スポーツに親しむことは、単に自己実現・表現となるばかりではなく、町民一人ひとりの生涯をより豊かに、より健やかに過ごすための重要な手段であり、その振興は、活力に満ちたまちづくりにつながり、まちの表情を形づくっていくものになることから、ふるさとの歴史や自然に学ぶ地域文化の継承と創造の推進、健やかな生活を目指し、誰もが取り組むスポーツ活動の推進を重点課題として進めてまいります。

文化・スポーツ活動の中核を担う団体の多くで、中心人物の高齢化に伴い、担い手不足となっている状況にもあることから、引き続き、文化協会、体育協会及びNPO法人むーブに対して支援を行い、幅広い文化・スポーツ活動の推進に努めてまいります。むーブについては、今後の活動の基盤となる体制づくりを行うため、地域おこし協力隊の支援協力を得ながら、人材の確保、運営支援を行ってまいります。

文化活動については、総合文化祭、町民文化祭の活動や、アイヌ文化を伝承保存する活動への支援など、地域文化の継承と振興を図るとともに、芸術文化に触れる機会の確保に努めてまいります。

文化財については、むかわ町に眠る資源の掘り起こしと活用について検討を進めることとし、むかわ町文化財審議会の意見を尊重しながら、人文系資料の再整理の検討も含めて、地元学の視点を持って、次世代に伝えるべき身近で貴重な歴史的文化資産として磨き、光を当て、保存活用を図ってまいります。

スポーツ活動については、これまでの各種スポーツの振興に加え、スポーツ指導者の養成や活動支援をはじめ、全道・全国大会への出場支援を行うとともに、スポーツ団体への支援と連携を図り、アリモリカップマラソン大会の開催やスポーツ教室の開催など、多様なスポーツや体力増進に取り組むことができるよう、各種スポーツ活動の普及に努めてまいります。

さらに、本町の恵まれた気候やスポーツ環境の利点を生かすため、報徳館を拠点とした道内外からのスポーツ・文化活動の合宿について、引き続き関係団体との連携のもと、その誘致、受け入れに努めてまいります。

（３）図書館・博物館活動の充実。

図書館は、生涯学習の場として、家庭教育の向上や地域文化等の推進に資する役割を担っ

ており、図書館協議会の意見を聞きながら、大きく被災した穂別図書館とまなびランド図書室の機能の充実に努めてまいります。

図書館活動については、家庭での読書週間をつけるため、うちどくノートの定着と、ブックスタート事業やボランティア団体等による読み聞かせの会の実施、移動図書館事業の充実を図ってまいります。また、子どもの読書推進計画に基づき、具体的な実践に向け取り組んでまいります。

博物館については、恐竜ワールド構想の中核施設となることから、博物館周辺エリア再整備の中で、内容について協議・検討を町部局の恐竜ワールド戦略室を中心に行い、この構想に基づく事業実施に向けた総合的な検討を進めてまいります。

これまで行ってきた恐竜化石のクリーニング、レプリカ製作、北海道大学総合博物館との相互協力協定に基づく研究、特別展、普及講演会の開催を行ってまいります。

また、博物館には、中生代白亜紀後期のアンモナイト、首長竜、モササウルスなどの貴重な化石がありますが、随時、町の指定文化財として認定を受けながら、各種機会を生かして情報を発信し、今後の国内外での重要な研究につなげてまいります。

また、外部の研究者と連携した調査研究を今後も進め、広く情報発信するとともに、子ども化石くらぶとして設置したハドロキッズチームの活動支援を行いながら、子どもたちの学習意欲や町民の知的関心に応える博物館を目指してまいります。

以上、平成31年度の教育行政推進に当たっての基本方針と主な施策について申し上げます。

次代を担う子どもたちには、未来を切り拓き、生涯にわたって生き抜く力を育むことが求められております。そのためには、学校・家庭・地域が学びの協働体として共通認識に立ち、地域ぐるみで子どもたちを守り、支えていくことが重要であります。教育を通じて、この町に住む一人ひとりの力でむかわ町を未来に飛躍させる、「まなぶよろこびを感じるまち」の実現を目指す着実な教育行政を進めてまいります。

町民の皆様並びに町議会議員の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） 教育長の教育行政執行方針が終わりました。

これで、町長行政報告、町政執行方針、提出事件の大要説明及び教育長教育行政執行方針を終わります。

◎一般質問

○議長（小坂利政君） 日程第5、一般質問を行います。

順に発言を許します。

◇ 大 松 紀美子 議員

○議長（小坂利政君） まず、5番、大松紀美子議員。

〔5番 大松紀美子議員 登壇〕

○5番（大松紀美子君） 定例会に当たり、一般質問をさせていただきます。

まず1つ目に、被災者生活支援について伺います。

9月6日の地震災害により、住宅が被害を受け半壊以上の判定を受けた場合、仮設住宅への入居が可能となります。

この間、私のところへ幾つかの相談がありました。みなし公営住宅への入居などに、家賃は自費で払わなければならないとか、みなし賃貸住宅の入居の際に、支援物資についての説明がなく、同じ被災者なのに不公平だと思ったなどの内容でした。

家屋が半壊し、みなし仮設住宅やみなし賃貸住宅へ入居した場合と、応急仮設住宅へ入居した場合では、支援が異なっているのかと思いました。その理由について伺います。

また、応急仮設住宅、みなし仮設住宅・賃貸住宅、入居者への支援を同等とすべきと考えますが、見解を伺います。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 被災者生活支援にかかわるみなし仮設住宅と応急仮設住宅への入居に対しての支援についての御質問とされております。

町として、みなし仮設住宅につきましても、建設型の応急仮設住宅につきましても、この間、基本的に同じ支援を行ってきているところでございます。なお、今後につきましても、家屋調査等で損壊率というのが変更になった場合におきましても、同様の支援をしてまいりますので、ぜひ御理解をいただきたいと思います。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

〔5番 大松紀美子議員 登壇〕

○5番（大松紀美子君） 私も当然そうあるべきと思っておりましたけれども、この相談があったということは事実ですし、私も担当者の方と直接会って家賃のことをお聞きしたときにも、たしかこういうふうにおっしゃっていたんですね。国から指示文書が来たというようなことを言われました。それで、じゃ、それはどんなものですかということで見せていただき

たいということでお話ししておりましたが、私のところには届きませんでしたので、その内容がどんなものだったかということとはわからないんです。

今、町長がおっしゃったように、応急仮設に入ったと同等の支援をするということで大変よかったと思うし、そうしていただきたいと思っています。ただ、やはり被災して住宅を出なければならないという方は、大変不安に思っているわけですし、相談に伺ったときに、例えばその応急仮設だとか、みなし公営住宅とか、みなし賃貸住宅に入居する場合には、このようなことの支援を受けられますとか、やっぱり丁寧に私は情報提供していただきたいと思うんですよ。応急仮設の入居は11月、昨年、始まりましたから、早い段階で始まっていて、そういう、例えばどんな支援を受けられるのか、家電製品はどうだったのかとか、物資はどうだったのかということも、情報としては町民の方は知っていますよね、ある程度。だから、そういうことを聞きながら、じゃ、いざ自分がそうなった場合に、担当課へ行ったら、家賃は払ってもらいますよと。私も直接聞きましたから。そういうことがあるというところの問題点は、どういうところから来るのかなと。

この災害に関する支援本部体制というのは解散していますし、やはりこういうことが起きた場合に、どこへ相談するのかというところが一元化されていたほうが、私は町民側にとってもいいのではないかというふうに思っているんですが、その辺の、確かに建設土木のほうは非常に激務をこなしていらっしゃいますし、全ての職員の方がそういう同じ情報を共有するということは難しいのかもしれないんですけども、その辺はぜひ努力をしていただきたいというふうに思っているんですが、いかがですか。

○議長（小坂利政君） 成田総務企画課長。

○総務企画課長（成田忠則君） 私のほうで住宅の支援の関係についてお答えをしたいというふうに思います。

みなし仮設の入居の関係で議員から質問がありましたけれども、みなし仮設の入居の場合は、2年間家賃が支給されるといいますか、助成をされるということでございますけれども、これは期間が救助法で定められておりまして、今年の2月いっぱいでは実は打ち切られるという状態でした。個別の相談の関係で、そこが打ち切られますよという説明が建設水道課のほうでされたところでございますけれども、その後、住宅の手当てということで、私も公営住宅のほうをあけて、そちらのほうに入居させていただくというようなことで対応しているところでございます。

この辺のそのアナウンスという部分では、丁寧な取り組みをしなければならないという、

今御指摘のとおりでございますので、今後その半壊以上の判定に変わった部分につきましては、丁寧な対応を心がけて、ほかの方と同じ形で支援をしていくということに変わりございませんので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

〔5番 大松紀美子議員 登壇〕

○5番（大松紀美子君） ぜひそのように情報提供、的確な対応というのが求められていると思うので、そのようにお願いしたいと思います。

それで、4月の2次調査の受け付け期限が4月30日までということにしていますよね。ですから、今後も一部損壊から半壊以上というふうに判定される場合もあると思うんですけども、むかわ町として公営住宅に、鶴川地域ですけれども、穂別は仮設住宅なかったので、鶴川地域の中で公営住宅に入った方が何軒で、みなし賃貸に入った方が何軒なのか、今ちょっと確認させてください。

それと、ほかの町、安平、厚真も含めてなんですが、その地元以外の他町村へ避難して避難生活を送っていらっしゃる方がかなりいらっしゃるということを聞いているんですけども、むかわ町の場合で、むかわ以外の町村で避難されてみなし賃貸住宅に入っている方はいるのかどうかも、あわせてお伺いします。

○議長（小坂利政君） 大塚総務企画課参事。

○総務企画課参事（大塚治樹君） 私のほうからお話ししたいと思います。

建設型の応急仮設住宅につきましては、御存じのとおり35軒建設しておりますので、そちらのほうに35世帯の方が入っております。また、みなし仮設住宅、民間の住宅ですけれども、こちらには、現在5世帯の方が入居をしております、そのうち2軒に関しましては、町外に転出されております。公営住宅につきましては、穂別地区のほうで15軒というふうに聞いてございます。そのほか、鶴川地区のほうで現在2軒に関しまして、整備をして入居の準備を現在しております。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

〔5番 大松紀美子議員 登壇〕

○5番（大松紀美子君） わかりました。

では、その2軒というのは、公営住宅に対応ということですか。

○議長（小坂利政君） 大塚総務企画課参事。

○総務企画課参事（大塚治樹君） 後の2軒ですか。

○5番（大松紀美子君） はい。

○総務企画課参事（大塚治樹君） 後の2軒に関しては、公営住宅で現在対応をしております。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

〔5番 大松紀美子議員 登壇〕

○5番（大松紀美子君） わかりました。

ぜひ、本当に大変な仕事、激務、皆さんだと思わすけれども、町民が抱える不安もぜひ酌み取っていただいて、十分な説明を最初から、こういうものがありますよ、こういうことになりますよという、そういう情報提供をぜひしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

2つ目の質問に入ります。

今年10月から幼児教育・保育の無償化が実施される見通しです。今、審議されています。保育料の全額または一部を国と自治体が補助する軽減措置です。

世界の流れは教育費は無償化ですから、軽減措置は当然であると私も思っています。しかし、この無償化にはさまざまな疑問や問題点が出されています。

1つは、無償化の対象が限定されていることです。3歳から5歳児は保育料が無料ですが、負担の重いゼロ歳から2歳児は住民税非課税世帯だけが無料としていることです。また、無償化と言いながら、給食費は実費負担となり、負担増が持ち込まれる予定となっています。

もう一つは、地方自治体への大きな負担です。軽減措置で新たに必要となる財源は、国全体で年間8,000億円、このうち3,000億円、37.5%が市町村の負担と試算されています。その上、民間園には、国が50%、都道府県25%、市町村25%負担なのに対し、公立は全額を市町村負担にするというものです。このほかにも、都市では待機児童問題の解決が先であるとか、保育士の処遇改善が先ではとの疑問の声も出されています。また、この制度が10月からの消費税10%増税が前提であることにも懸念の声があります。

そこで伺います。

1つ目は、無償化に係る費用は、初年度は全額国費負担ですが、その後は、国2分の1、道・町村が4分の1の負担、公立施設は、町が全額負担となります。財政負担がどのように変化するのか伺います。

2つ目に、給食費は無償化の対象外となります。低所得世帯では、無償化前と比較して負担が増えるとの懸念もされていますが、このむかわ町の実態と対策について伺います。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 子育て支援についての関係でございます。

まず、1点目の財政負担の関係でございます。

初年度につきましては、国の基本的な考え方では、消費税の地方増収がわずかであるということから、臨時交付金というのを創設し、全額を国が負担することとなっております。また、次年度、2020年度分につきましては、現行制度の負担割合に応じた負担というのでしょうか、になりますことから、議員お見込みのとおり、公立施設分は10分の10で町負担でございます。しかし国では、地方負担分に対し、消費税増収額と地方交付税の財源を確保するというところでございますので、実質この取り組みに対する影響はないものと捉えているところでもございます。

次に、2点目の給食費でございますけれども、国では、食材料費の主食費と副食費を無償化の対象から除くとしております。本町におきましては、主食は各御家庭で御用意していただいております。副食費のみ、3歳から5歳の幼稚園部門の利用者に対し、月4,000円御負担をいただいております。

今回、国では、副食費の免除対象者の拡充を考えております。年収360万円未満相当の世帯の全ての子どもと、全所得階層の第3子以降を免除の対象としております。低所得者世帯と多子世帯に対する支援が講じられている制度内容となっているかと捉えております。

今後もこの動向に注視しながら、適切に町としても対応したいと考えておりますので、御理解を願いたいと思います。

○議長（小坂利政君） ここで昼食のため、しばらく休憩をいたします。

再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時00分

○議長（小坂利政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど、5番、大松議員の一般質問の中の答弁に誤りがありました。訂正の発言が求められていますので、これを許します。

大塚総務企画課参事。

○総務企画課参事（大塚治樹君） 申しわけございません。先ほど、穂別地区の公営住宅に15

軒というお話をしましたけれども、公営住宅には教職員住宅などを含めて現在21軒の方が入居されておりまして、人数としまして31名の方が入居されております。

申しわけありません、訂正させていただきます。

○議長（小坂利政君） 一般質問を再開します。

5 番、大松議員。

〔5 番 大松美紀子議員 登壇〕

○5 番（大松紀美子君） 幾つか伺いたいんですが、町長の御答弁だと、私の質問の趣旨からいきましたら変化はないと、財政的にも。これまでと変わらない財政内容で、無償化になってもやっていけるんだと。それから、給食費についても、実態と対策ということで伺っているんですけれども、質問。何ら低所得世帯で影響を受ける世帯はないというふうに受けとめたんですが、そこで幾つか伺いますが、ちょっと後先になるんですが、年収360万円未満相当の全ての子どもと第3子以降を免除とすると、国が。私の情報よりも町の情報のほうが先を行っているなと思ったんですけれども、ここにむかわ町の保育料の階層別のをもらっているんですが、何階層、第1階層から8まであるんですけれども、これで言うと年収360万円未満というのは、ちょっと私、理解できない。その辺ちょっとまず最初に、どの階層までということになるのか伺います。

○議長（小坂利政君） 藤田健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（藤田浩樹君） 私のほうからお答えします。

まず階層なんですが、今回、無償化の方針の概要で示されているという部分でありまして、3歳から5歳ということで、今回、360万未満の部分については、幼稚園部門の部分について第3階層、町の部分で言えば3の3までの階層になります。

もう1つ、第2号、保育を必要とする3歳から5歳までの階層なんですが、4の2までです。第4階層の2までの階層となります。それが360万未満に相当する階層となります。

○議長（小坂利政君） 5 番、大松議員。

〔5 番 大松美紀子議員 登壇〕

○5 番（大松紀美子君） それで、1番目の質問になるんですが、10分の10だけれども、これまで25%負担だったものが10分の10になったとしても、国からはお金が来るんだというふうな捉え方でいいんですか。

○議長（小坂利政君） 高橋健康福祉課長。

○健康福祉課長（高橋道雄君） ただいまの25%が10分の10ということなんですけれども、今

言った10分の10というのは公立の場合に全額市町村と。25というのは私立の場合に国からいただく分です。これにつきましては、町長からも話したように、国のほうで地方消費税の分と、それから交付税等で措置しますということです、実質負担はございませんということでございます。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

〔5番 大松美紀子議員 登壇〕

○5番（大松紀美子君） 私の聞き方が悪かったですね。鵜川地区には認定こども園の、民間のこども園がありますけれども、民間ですものね。その場合には、ここの議論には今含まれていないということですね。さくら認定こども園が町立、公立のこども園になりますから、今回のこの議論の一番対象になっているんですが、鵜川の認定こども園にしても財政支援ということでやっていますよね。ですから、全くかわりのないことではないので、それらも含めて私は聞いているつもりでおりますので、御答弁のほうもそのようにお願いしたい。認定こども園も必ず、鵜川のひかり認定こども園もかわってくることでありますので、その辺も含めて、はっきりは言いませんでしたけれども、御答弁の中には含めてほしいなというふうに思っているんです。

それで、ひかり認定こども園は民間園ですから、先ほど申し上げたような負担になりますけれども、公立の場合、さくら認定こども園が10分の10の負担になるということで。じゃ、そのさくら認定こども園の財政的な、今までかかっていた分と、10分の10になったときにかかった分との差というのはないということでもいいんですか、要するに、財政的に。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 冒頭で答弁申し上げましたように、公立の関係については御紹介したとおりで、議員も押さえられているかと思うんですけれども、3月の国の衆議院の総務委員会ですか、この席上で総務大臣のほうの発言を聞いているところなんです、2020年度以降の幼児教育の無償化にかかわる地方負担、この関係において、公立それと私立にかかわらず、地方財政計画の収支に、先ほど申し上げました感じになるのか、全額計上して一般財源を増額確保したいと。そして、個別団体の交付税算定の必要額に全額算入し、必要額を確保したいというふうな答弁をしているかと思います。そこから、先ほど申し上げたんですけれども、今後においても、地方公共団体の財政運営に支障が生じないよう、適切に対応していく旨の発言もあわせてお聞きをしているところでもございます。そういったところも捉えながら、注視はしなければなりません。そして、国の制度設計上、現時点において新たな負担を伴う

ものはないと受けとめているところございます。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

〔5番 大松美紀子議員 登壇〕

○5番（大松紀美子君） なかなか具体的に始まってみなければわからないというところもあると思うんですけども、私が、無償化自体はいいことである。けれども、いろんな、例えばそれがまず消費税増税を前提にしたものであるというところから、複雑なことにもなっていると思っているんですよね。ただ、町としてこれまでと変わらなく、総務省はそう言っていると、信頼しているんだと思うんですけども、そういう財源措置はしますよと言っているということであれば、そうなってほしいですけども、実際にゼロ歳から2歳までの保育料というのは低所得世帯だけということになりますので、まずはその辺の、無償化にならないところという部分については、むかわとしてはどのぐらいの世帯がいらっしゃるのか、まずお聞きしたいのと、やっぱり一番保育料が高くというか、かかっている世帯が恩恵を受けないということでは、この町として子育て支援で均衡を図るということからも、ちょっと、町長としては子育て支援というのは一丁目一番地といつも言ってらっしゃいますけれども、この辺のゼロ歳から2歳の保育料の軽減対策をとっていくというふうなことも私は必要じゃないかと思うんですけども、その辺の考えについても伺います。

○議長（小坂利政君） 藤田健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（藤田浩樹君） 私のほうから、ゼロ歳から2歳までの非課税以外の対象者の世帯数と思いますが、38世帯でございます。

〔「人数は」と言う人あり〕

○議長（小坂利政君） 藤田健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（藤田浩樹君） 失礼いたしました。

38名でございます。世帯ではございません。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 先ほどの年収360万円未満の方たち等も含めて、現行の制度、しっかりと今の国の制度、これを超える拡充について、町として現在のところ考えているところはない、今現在。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

〔5番 大松美紀子議員 登壇〕

○5番（大松紀美子君） それはぜひとも、今後検討していただきたいということを、ぜひお

願いたいことを要望しておきたいと思います。

それから、保育料の負担が大きいということで、子どもを預けない、働きたくても、例えばパート賃金で保育料と帳消しになってしまうとかと、私たちの時代もありましたけれども、これから無償化になるというところで、今まではむかわ町も待機児童という点では書面上はないというふうなことで、ずっと御答弁いただいておりますけれども、保育所に預けたいという子どもたちというか、そういう世帯というかお母さん、お父さんたちが増えていくんじゃないかということが言われているんですけれども、そういったところの、どういうふうになっていくのかなという見通しみたいなものは持っていच्छいますか、町として。

○議長（小坂利政君） 高橋健康福祉課長。

○健康福祉課長（高橋道雄君） 今の児童の今後、今年の10月以降ですけれども、無償化によってある意味負担が減るところもあって、今後の動向はどうかということですが、これはちょっと、ある意味初めてのケースですので、保護者の方々がどのようにこれを捉えていくかということもちょっと難しいところです。ただ、恐らくそういった意味では、負担が軽減されることによって希望される方は、それによって増えることはあるのかなと思っています。ただ、全国的に都市部と地方でまたいろいろ事情も異なりますし、一概にちょっとどうかというのは今の段階では把握しかねるところでございます。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

〔5番 大松美紀子議員 登壇〕

○5番（大松紀美子君） 始まって、今年の10月1日からということで、新しい、20年度から本格的に町としての対応が始まると思うんですけれども、やはり子育て支援の充実という点では、この問題をいい機会というか、公平性を保てるような施策の充実もぜひ図っていただきたいということを申し上げて質問を終わります。ありがとうございました。

◇ 野 田 省 一 議 員

○議長（小坂利政君） 次に、7番、野田省一議員。

〔7番 野田省一議員 登壇〕

○7番（野田省一君） それでは、一般質問をさせていただきます。

まず、第1点目でありますけれども、復興基本方針についてお伺いをいたします。

さきの全員協議会でも示されましたが、むかわ町復興方針、基本理念として、震災の試練を乗り越え、貴重な機会と捉え、むかわの底力により未来へつなぐ創造的復興創生と、こう

掲げておりますが、創造的の文字の持つ意味だけでは、それまでにはなかった新しいものをつくり出していくというイメージとなりますが、より具体的にこの部分を、創造的にというところを説明していただければと思っております。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） まず、創造的復興でございますけれども、執行方針にも記載しておりますように、単に震災前の状態に戻すのではなくて、21世紀成熟社会、その次の時代に向けて復興をなし遂げるというもので、これは今生まれたような言葉ではございません。これまでも触れておりますように、阪神・淡路大震災以降、東日本大震災、熊本地震など、災害が途切れずに続いているといったこともあり、継続的に復興政策の中で使われている言葉でもございます。

また、国は東日本大震災からの、現在、復旧・復興に当たり、今を復興・創生期間として、被災地が直面する課題だとか、そして多様化するニーズに対する取り組みを進めているところでもございます。

本町におきましても、地域の社会的機能だとか、あるいは経済活動の迅速な復旧・復興というのを意識しながら、震災の影響で著しい、これまでも進めてきております人口の維持、交流・関係人口の拡大といった地方創生への取り組みも進めてまいりたいと考えているところでもございます。

目指す方向性として、さきの全員協議会で申し上げましたとおり、被災者の方々の生活の再建、災害により強いまちづくり、産業・経済の再生と発展、情報共有と町民参加によるまちづくり、もう1点、多様なネットワークを大切にする、5つの方向性というのを柱にして、地震により顕著となった今回の課題に対して解決の方向性を示すとともに、まちづくり計画あるいは地方創生総合戦略、執行方針とも連携、整合性を保ちながら復興計画を策定してまいりたいと考えております。

復旧・復興、創生、それぞれ未来につなぐものというところでは共通のテーマとなっているかと思います。道のりは長く、決して平たんではありません。計画の策定に当たりましては、一度に全ての課題を解決することはできませんので、緊急性だとか、あるいは優先度というのを見極めながら、段階的に取り組むための工程表というんでしょうか、ロードマップというのも策定しながら、推進、進行管理に努めてまいりたいと思いますので、御理解を願いたいと思います。

○議長（小坂利政君） 7番、野田議員。

〔7番 野田省一議員 登壇〕

○7番（野田省一君） これまで町長、耕すと書いておこすとか、それは新しい言葉です。創造という言葉は確かに、実は私も選挙のときに使わせていただいた言葉だったんですけれども、なかなか抽象的なことで町民の皆さんにわかりづらいというか、すごい多岐にわたっていろんなことを考えてしまうような言葉だなというふうに思っておりましたので、今回、改めてこの創造という意味をどういうことなのということでお聞きしたわけですが、その創造するために、復興計画のことについてなんですけれども、前回の全員協議会の中でもいただきましたけれども、住民の声を聞くという機会が非常に、1回程度なのかなというふうに思っていますけれども、その辺、それぞれの地区で、あるいはどういう形で意見聴取するのか、今その考えがあればお伺いしたい。

○議長（小坂利政君） 成田総務企画課長。

○総務企画課長（成田忠則君） 復興計画策定に当たって住民の声をどう拾っていくのかというお尋ねでございます。

この3月の月末の28日に、実は災害の検証委員会を開く予定で、まず鵜川地区を予定して開きます。4月の初旬には穂別地区と。そして合同の検証会という形を考えてございます。

こういう中で、いろいろ町民の皆さんから御意見も頂戴をするんだろうなというふうに思っていますし、また、北海道と連携をしたアンケートを、現在3月までの取り組みということで取り組みさせていただいております。この結果も踏まえて、意見をこの中からまた集約をさせていただきながら声を拾っていくと。

また、先日、鵜川地区の自治会・町内会連合会のほうからも、この災害の復旧・復興に当たって町長の出前講座といいますか、そういった要望の声もあります。そういうところで、町長も出向いていきながら声を拾うと。そしてまた、今仮設住宅でお住まいの方、あるいはみなし仮設といいますか、穂別地区では公営住宅、普通財産等を利用して、今、仮の宿といいますか住まいになっていますけれども、そういったところも含めて、町長のほうがお邪魔をして懇談会もするというようなこともちょっと考えてございまして、そういう中で今後の復興計画に向けて、いろいろな意見を頂戴をするということをちょっと考えております。

最終的にはまちづくり委員会も開きながらパブリックコメントという形にもなりますので、そういう中で、町民の声を拾っていければなというふうに考えてございますので、御理解のほどをよろしくお願いします。

○議長（小坂利政君） 7番、野田議員。

〔7番 野田省一議員 登壇〕

○7番（野田省一君） まず、今回の創造というところに話が戻るんですけども、今、日程的にはそういう形で行うんだということで、町長も恐らく出席された中でのなのかなと思いますけれども、この言葉、嫌いではないです、おこすにしても、創造という言葉も僕は好きですけれども、やはり多くの皆さんにコンセンサスを得るために、理解して多くの意見一致を見るために、やはりそういった機会を通して、ちょっと私も今、町長からの答弁等を聞いたんですけども、ちょっと1回ではまだ理解できないかなと。文字になって後で1回じっくり読ませていただいていると思いますので、やはり町民の皆さんにも、この執行方針に対する最初のお題目というのはよりよく理解していただけるようにしていただきたいと思いますが、そういう、町長も出席されてその説明をしていくという考えでよろしいですか。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 事ある機会について、可能な範囲で私自身も出席はしていきたいな、お声を聞いていきたいなと思いますとともに、野田議員、かなり創造的復興という言葉にこだわりを持っているところで、改めてですけども、誤解のないように、これは新しいものをいきなりつくり出すという言葉ではございません。英語で言うならば、ビルドバック モア ベターというんでしょうか。前よりも、ここで言うところの震災前よりもよいものをつくるという考え方でまず御理解をいただきたい。これは理念でもございます。ですから、御質問のとおり、イメージだけでなく実践すること、可能にすることというのが大切になってくるのかなと思います。復興計画におきましても、そのつくる課程、ご意見をいただきながら、そしてその意見を反映するといった巡回も含めながら、しっかりと進めていければなと思います。もう1回言いますけれども、創造的復興というのは、逆境に負けない姿勢の一つとして捉えていただければなと思います。御理解のほどをよろしくお願いします。

○議長（小坂利政君） 7番、野田議員。

〔7番 野田省一議員 登壇〕

○7番（野田省一君） その部分というか、町長の思い、今ぐらいの目玉に力を入れて町長が説明されると、やはり町のリーダーとして力強く宣言していただければ、わからないものもわかってしまうというか、いうこともありますので、やはりリーダーの心構えが今伝わってきましたんで、そこの部分は皆さんにぜひ、リーダーの言葉で伝えていただければなと思っています。

2つ目に入ります。

執行方針についてでありますけれども、執行方針の5「未来へ」の中で「恐竜ワールド構想推進計画に基づき博物館周辺エリア整備基本計画により取り組みを進めます」とありますが、計画のスケジュール、もともとのスケジュールでは2019年度に基本設計が予定されていましたが、本年度の当初予算には基本設計の費用が見込まれていないようですが、今後の考え方についてお伺いいたします。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

すみません、7番、野田議員。

〔7番 野田省一議員 登壇〕

○7番（野田省一君） 執行方針についての2の2でありますけれども、執行方針で中心市街地の活性化や再生が重要な課題、まちなか再生に向けた研究や取り組みを進めていくとありましたが、12月の定例議会の答弁でも、調査・検討の際には地域の課題を見つめ、地域の皆さん、経済団体の参画というのを基本に協働により進めたいと明言されております。具体的にどのようなイメージ、スケジュール、組織構成を考えているかお伺いいたします。

3つ目になりますけれども、やはり執行方針でふるさと納税の充実を掲げておりますが、ウェブ上のふるさと納税、これ近隣町もう少し大きく広げてみましても、比較してみましても、寄附額あるいはウェブ上の質においても、取り組み方にしても大きな差があります。以前より、いろんな議員からも指摘されておりますが、返礼品には質には差はないし、それ以上だと自負できますが、ウェブ上の質、取り組み、これ寄附代行など、やはり近隣の地震の被害の大きかったところなどは、寄附代行などをして、より集めているという現状があります。寄附代行だけでも数千万集めていますので、これにおいてはおくられている部分、さきの定例会で答弁にあるように、奇貨におくべしを実践するべきであるが、その点を含め、ふるさと納税の充実をどのように考えているかお伺いをいたします。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 町長町政執行方針の件でございます。

平成31年度は、さきの震災からの復旧に向けて復興元年として重要な年度とされているところでございます。御質問の恐竜化石を生かしたまちづくり、むかわ町版地方創生総合戦略の大きな柱、シンボル事業ともされております。新たな博物館、ここでの展示施設にかかわる基本設計業務委託につきましては、現在、震災からの復旧・復興を最優先課題としているため、当初予算での計上は見合わせております。

一方、新年度予算では、これまでも、昨年から実施してきております地方創生に絡めての、

心に響くデザインを活用した恐竜のまちづくり、これとともに、地方創生推進交付金事業、さらに地域資源を活用した観光・産業振興を推進する地域再生マネジャー事業、こういったところを、ソフト事業というのを継続し実施、引き続き町民皆さんの機運の醸成、子ども化石くらぶの活動、こういったところを博物館を核とした交流人口の拡大を目指した予算計上をしているところでございます。

新たな博物館の展示棟などの再整備に関するスケジュールに当たりましては、今後も、国さらに道、関係機関等々とのより緊密な連携を深めるとともに、町の財政状況を踏まえ、議会の皆様、町民の皆様と議論に取り組んでまいりますので、御理解をいただきたいと思います。

続きまして、まちなか再生に向けた調査・検討のイメージ、スケジュールと組織構成についてお答えをしたいと思います。

むかわ町の復興に向けての方向性として、先ほども触れました、産業・経済の再生と発展というのも大きな柱の一つとしております。北海道胆振東部地震によって大きな被害を受けた両地区の中心市街地の活性化というのは重要なテーマであると認識し、調査・検討を進めることとしております。

なお、調査・検討に際しましては、協働により進めることとしておりますので、第1段階としては、現状や課題について把握し、関係者で共通認識を持つとともに、地域ニーズを把握するため、地域住民の皆さん、そして経済関係団体の皆さん等々に向けた学習の機会を確保するとともに、意向調査等を行う予定となっております。

こうした取り組みを踏まえた上で、第2段階として、まちなか活性化に向けた具体的検討に入っていくこととしております。

商工会におきましては、既に（仮称）むかわ町の商業を考える会の発足に向けて動き出しており、今月中に会合が開かれることとなっております。町としましても、こうした自主的な動きと連携を密にして取り組みを進めたいと考えております。

なお、検討の組織構成につきましては、事業者の皆様を初め、経済団体、地域住民等々地元関係者のほか、町外からの人的な支援というのも含め多様なメンバーが想定されますが、考える会の動きと連動できるよう、商工会と連絡、連携をしながら今後に努めていきたいと考えております。

続いて、ふるさと納税の充実についての御質問でございます。

まず、むかわ町のふるさと納税の現状でございますが、本年2月末現在、2,809件、5,279

万5,000円の受け入れ実績となっております。平成29年度末の実績と比較いたしますと、件数で710件の減、金額で412万5,000円の増となっております。

寄附実績の増減要因としましては、返礼品の一部につきまして寄附金額を増額設定したことにより、及び北海道胆振東部地震の発生に伴い、9月から11月の3カ月間、前年度実績において件数で31%、金額で94%増加したことが寄附金額の増加の要因ともなっております。一方、これら3カ月を除いた月の受け入れ件数につきましては、対前年度実績において、件数で平均43%、金額で平均約30%減少しているところでもございます。

また、本年度につきましては、返礼品不要のふるさと納税災害寄附、この受け入れ実績が573件、3,065万753円、被災自治体に代わってふるさと納税寄附金を募る代理寄附制度による寄附が3自治体から2,255万9,108円あり、これらを合計した今年度のふるさと納税寄附金は、本年2月末現在、1億600万4,861円となっております。

ふるさと納税をめぐる情勢につきましては、今後予定されております、返礼品は寄附金額の3割以内かつ地場産品のみ、こういった制度改正による市場動向、ふるさと納税の寄附代行サービスを行うインターネットサイトの増加など、一つの大きな転換期を迎えようとしております。これに対応した取り組みというのが求められるところでもございます。

本町といたしましては、これから御審議いただきます平成31年度予算案におきまして、寄附代行を行うインターネットサイトの追加などを計上しておりますほか、返礼品につきましても毎年度見直しを行っており、今後もむかわ町ならではの地場産品のすばらしさを十分に知っていただき、寄附の受け入れ増につながりますよう、町の公式ホームページの工夫・充実に努めて取り組んでまいりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（小坂利政君） 7番、野田議員。

〔7番 野田省一議員 登壇〕

○7番（野田省一君） 多岐にわたったんで、ちょっと2の1、恐竜ワールド構想のことについてでありますけれども、当初予算では計上されなかったと、基本設計が。これ、復旧・復興が最優先されるということは十分理解しております。それであるのであれば、これ、計画少なくとも変更するわけですから、議会に対して今までその説明がなかったわけですが、それはどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 今回の議会の中でも、後ほど報告が予定されているかと思います。恐竜ワールド構想調査特別委員会の皆さんからの御意見が報告されているかと思います。後ほ

ど報告されるかと思います。その中で、一点一点拝見しました。そして、担当のほうも委員会の中には出席してきたかと思います。

ワールド構想推進計画というのはこれまでどおり推進していくとともに、震災の復興計画というのを最優先に進めること、さらに財政面からのハード事業というのはいちより慎重に再考すること、そして町民の皆さんとのコンセンサスを十分にとること等々が挙げられているのかなと思います。こういったところもしっかりと踏まえながら、当初推進計画で示したときと、震災を受けての状況変化、こういったところも、復興をまず第一に、推進計画にもあります、引き続き町民の皆さんとの機運の醸成を高め、国の地方創生の動きもしっかりと見定めながら適宜対応していきたいと考えているところでございます。

○議長（小坂利政君） 7番、野田議員。

〔7番 野田省一議員 登壇〕

○7番（野田省一君） 恐竜ワールドの設計の問題ですけれども、委員会で確かにそういう答えを出させていただいておりますけれども、その後の議会に対する報告がなかったということは非常に残念です。本来であれば、じゃその委員会、ちょっと後ろからいろいろ聞こえていますけれども、本来であれば必要であったんでないかなと思うんですが、その部分。博物館の基本設計は本年度という予定の中でありましたけれども、やはり地域の声というのをいろいろ聞くと、実はもう1年延ばしたんだねとかと言われるような状況も、町民の方に、どれを見て言ったのかちょっとはつきりわかりませんが、新聞報道や何かで予算計上されなかったということが出たので、そういったことになってかなと思うんですけれども、やはり地域にとっては復興のシンボルでもあるんですね、次に何をしようという、大きな一つの目標にもなっていましたから、その辺、やはりもうちょっと丁寧に進めていただきたかったなと思うんですが、その辺についていかがですか。

○議長（小坂利政君） 田所支所長。

○支所長（田所 隆君） 私のほうから、恐竜ワールド構想調査特別委員会開催時の我々事務局としての御説明の中には、さすがに当初予算のお話はできかねるといった部分もございまして、我々としては、2019年度、平成31年度予算には何らかの形で予算計上していきたいという考え方を持っております。まずは、復興計画の具体的な策定が決まった中で創造的な復興といった具体的な事業が盛り込まれていくものと理解しておりますので、それ以降にある程度明らかなものが示されるのかなというふうに思っておりますので、御理解願います。

○議長（小坂利政君） 7番、野田議員。

〔7番 野田省一議員 登壇〕

○7番（野田省一君） 特別委員会もございますので、この後の議論に関しましては特別委員会のほうでまたさせていただきたいなと思います。

それでは、その次になりますけれども、中心街の活性化、まちなかのにぎわい創出ということでもありますけれども、町長、先ほど鵜川地区においてはということもありましたけれども、御存じかどうか、まちなかのにぎわいの創出にということで、恐竜ワールドセンターに属している皆さんを中心とする動き、それと穂別を進化させる会の動きという、こういったものが次の震災の後の復興計画に何とかならないかということで、いろいろと動きが、集まりがあったりということがあるわけですが、そういったことは認識されておりますか。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 先ほど、まちなか再生について御答弁させていただきました。現在、商工会を中心に、（仮称）むかわ町商業を考える会、これは両地区の皆さんを対象にして、主に商工会の方々を中心に、今、グループ化というんでしょうか、動きをされているということで、1つの地区に限ったまちなか再生ということを表現しているわけではございません。

○議長（小坂利政君） 7番、野田議員。

〔7番 野田省一議員 登壇〕

○7番（野田省一君） 1つで進めることはいいでしょうけれども、細分化は絶対必要だと思います。やはり置かれている環境が、全く鵜川地区と穂別地区では違いますから、やはりそこで同じ1つのテーブルの上で議論するというのは、ちょっと適さないなど。最終的に1個のグループというのにすることは可能だとは、それは構わないと思いますけれども、細分化して、それぞれの地域の持っている課題というものが全く違いますから、やはりそこは分けて考えていくという方向で今後検討していただきたい。

先ほど言ったように、今、穂別地区でも2つのグループが1つに今なって、少しずつ動きが出てきておりますが、その認識はありますか。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 詳しい中身は現状として捉えておりませんので、不用意な発言は控えさせていただきますけれども、あくまでまちなかの再生を考えていく、両地区を含めてパートナーシップをどうつくり上げていくのかと、過程が大事だと思います。そして、議論の中において、その土地利用をどうするんだとか、動線をどうするんだとか、場所をどうするんだとかいったところについての区分化というのは、まだ会議体というのが発足されておま

せん。そしてあくまでも行政主導ではなくて、民主導というんでしょうか、商工会主導の組織でございますので、そういったところは野田議員も踏まえながら意見反映をお願いできればと思います。

○議長（小坂利政君） 7番、野田議員。

〔7番 野田省一議員 登壇〕

○7番（野田省一君） まだできていないものではなくて、実際に動き出しているという部分、実際にというか動き出している、それもやはり民が動いている話でございますので、ぜひ注視していただいて、その団体から何らかのアクションがあるかと思えますけれども、ただ、今言ったグループに関しては商工も関係しておりますけれども、一般のワールドセンターを中心としたグループに関しては商工を除いた組織になっておりますので、地区別にぜひ、最終的には一つになることは、官が主導していない話ですから、ここで言ってもしょうがないのかもしれませんが、そういうふうに持っていつていただきたいなと思っています。

町長、せんだっての12月の定例議会においてもやはり答弁にあったように、早期活性化に向けて動き出すと。それと、先ほど答弁もありましたけれども、具体的にいろいろと計画をお持ちだと、計画というかスケジュールも持っていますよということですので、ぜひ先ほど言った穂別地区での民の動きもあわせて声がけをしていただきたいなと。単なる商工会というだけでなく、一般の方々も絡んでいる団体もありますので、そういった動きもぜひ理解しておいていただきたいなと思います。

それと、次に移ります。

執行方針のふるさと納税の関係ですけれども、単純にというか、何カ所かサイトを比較して、全部のサイトを見るわけにいきませんから、見ていくと、余り細かいことを言いたくなかったんですけれども、数字的にやはり他町村、この被災した3町という言い方をすれば、数字的にはちょっとやはりむかわ町のほうが劣っているかなというふうに見ておりました。内容的に見ても、ふるさとチョイスともう一つ、ちょっと今名前は覚えていませんけれども、2カ所見たんですけれども、やはり作り込みというか、画像がなかったり、文字だけの勧誘というか、だけになっていたり、やはりそういった部分でもほかの町村を見れば、きっちりと画像でイメージの湧くようなものを対応しているというようなところも見かけられました。

最終的に、今、代行をやるんだという話でございましたけれども、他町と比べてどうのことではないんですけれども、また先ほど、町長の前回の答弁の言葉をおかりしますけれども、奇貨におくべしと、この際だからというのはおかしいですけれども、今でないと本当

に、震災に対するふるさと納税というのは、集める時期がだんだんおくらせて後ろに行ってしまうと、だんだん盛り下がっていくことは事実ですから、今すぐにでも、やはりその部分は手を入れて、一番お金を稼げる、こんないい商売というか、こんないい仕組みはないわけですから、ここは早急にやはり財政のことも考えると、億単位でお金を集められますから、そこは早急にかかるべきだと、多少お金をかけてでもやるべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 予算計上の部分は、後ほど予算の審議の中でお願いできればと思います。

ふるさと納税、言わずもがなでございますけれども、応援する納税者の皆さんの気持ちとそれぞれの自治体というのを橋渡しする、支え合うことを目的としているのかなというところを捉えているわけでございます。この制度を活用しての地域のよさというのをアピールして、その振興、さらに振興を図る上でも一つの機会となると私も捉えているところでもございます。

そして、これまで、9月6日の震災を通してたくさんの皆さんが御支援、お心遣いをいただいているところでもございます。この皆さんの支援に対しての応えるというんでしょうか、感謝、こういったところも含め、むかわ町の取り組みだとか、そして魅力というのをPRする手法として、課題とされているところも整理しながら、さらに工夫、充実に努めていきたいなと思っているところでもございます。

奇貨におくべしは言葉の解説はしませんが、先ほどの創造的復興と同様に、震災そのものに対しての向き合う、逆境を捉えた前向きの姿勢ということで御理解願いたいと思います。この際ですから、従来型の物消費というんですか、こういった物だけの消費ではなくて、どちらかと言えば体験型といった、事の消費というのも返礼品に扱えるような、今までとはちょっと工夫を変えた中でのむかわ町のファンづくり、交流人口、関係人口の拡大と地域経済の活性化の一助にもつなげていきたいと考えておりますので、御理解をよろしく願います。

○議長（小坂利政君） 7番、野田議員。

〔7番 野田省一議員 登壇〕

○7番（野田省一君） 震災を受けて、確かに大変なことに遭ったわけですがけれども、この間の続きになってしまうかもしれませんけれども、やはりピンチはチャンスだと。町長はピン

チをヒントに、ヒントをチャンスにという言葉を使われましたけれども、私はピンチをチャンスにというお話をした、同じようなことですが、まさしく今回、このことによって、やはり震災によって大きくジャンプするチャンスかなと思っていますので、ぜひ考えていただきたいと思います。ただ、その中で町財政のことを考えると余りいろんなことも言えないわけですが、ただ財政の効率化だけを考えてしまうと、やはり本来の、住民の皆さんが豊かに暮らせるということを忘れないようにしながら、財政運営に当たっていただければというふうに思っています。

以上で終わります。

◇ 東 千 吉 議員

○議長（小坂利政君） 次に、1番、東議員。

〔1番 東 千吉議員 登壇〕

○1番（東 千吉君） 町議会1番議員の東 千吉でございます。平成31年第1回むかわ町定例議会における町長の町政執行方針について、若干の質問をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

方針、プランがなければ、お金をつける、いわゆる予算化できないというふうに思っております。平成30年の当初一般予算69億程度であったと思いますが、平成31年の当初予算では100億を超える、4割強の予算というふうになってございますし、特別会計及び事業会計を含めると約150億という大きなお金の使い方を、この最初の定例議会でもんで進めるという内容だと承知をいたしておるところでございます。根幹を一つとして、それに葉をつけ花を咲かせる、これが町長はじめ役場の職員、そして議員をはじめとする町民総意でもって前へ進めていくことが非常に重要ではないかというふうに思っておりますので、よろしくお願いをしたいというふうに思います。

町民を代表して何点か質問をさせていただきたいというふうに思っております。

まず、1点目、地方創生の取り組み。減少著しい人口をどう食い止め、維持するかについてでございます。

質問の趣旨の1点目は、第7期の高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に基づいた高齢者への支援対策について伺いたいというのが1点でございます。

2点目は、安心して暮らせるむかわ町のまちづくりについて、行政支援を必要とする方々の実態をどう把握しておられるのか伺いたいと思います。

それから、その上で社会福祉法人の支援は今後どう方向性をつけていくのか伺いたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 地方創生に絡めての御質問でございます。

第7期の高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画につきましては、2018年から3年間の計画期間とし策定をしております。

計画の基本テーマにつきましては「高齢者が住み慣れた地域で安心・安全に暮らせるまちづくり」と設定し、基本方針として、「高齢者が生き生きと活動できる」、「健康づくり、介護・重症化を予防する」、「地域全体で見守り支える体制づくり」、「介護が必要になっても、安心して暮らせる」、4点を挙げております。

計画策定に当たりましては、2017年度に日常生活圏ニーズ調査の実施、見守り支援センターによる高齢者世帯の訪問、介護事業所等との定期的な情報交換により、高齢者や支援が必要とする方々の実態を把握し、課題を整理した上で、高齢者等への支援対策としての取り組み内容を計画しているところでございます。

社会福祉法人の支援につきましては、施設整備等のあり方協議として計画に位置づけ、法人との協議を実施しており、事業所や病院等の担当者による地域ケア推進会議においても意見交換を行ってきております。

現在の進行状況としましては、事業所等の意見や実態をまとめ、町としての方向性の案を提示できるよう、内部関係者で協議を進めてきている段階でございます。来年度に事業所、さらには地域ケア推進会議においての案というのを提示の上、意見交換を進めていきたいと考えているところでございますので、御理解を願いたいと思います。

○議長（小坂利政君） 1番、東議員。

〔1番 東 千吉議員 登壇〕

○1番（東 千吉君） 鵜川地区、穂別地区の社会福祉法人、それぞれございますけれども、次年度、平成31年の鵜川地区の社会福祉法人の介護関係の採用者はゼロというふうに伺ってございます。そして、したがって、今までの職員の方々と、1年、年をとるわけですから、当然、仕事の量、あるいはまた年齢的にいろんな不都合が出てくる方も、ひょっとしたらいるかなというふうに思うところでございます。

現在、61床の福祉法人の入居というふうに聞いておりますけれども、待機している入居希望の方は非常に多いというふうに伺っておりますけれども、こういう状況にあつては、なか

なか待機をしておられる入居希望の方のニーズに応えられていけない、ウオonzまでもいけないという状態になっているというふうに私は思っております。

そういうところで、当然、保健、医療、介護、福祉のこの連携というのは非常に大切だというふうに思っておりますけれども、保健それから医療、介護のところについては非常に狭まった連携の形が、この1年間、私見ていて感じておりますけれども、そこから福祉までの連携の間隔が少し広いのではないかというふうな気がしております。

したがって、私は前の一般質問でもさせていただきましたけれども、行政もきちっと、やっぱりそういう部分を踏まえながら、それぞれの福祉法人に何らかの支援をしていく、この必要性があるのかなというふうに思っております。役場の関係の職員さんよりも穂別の福祉法人の職員のほうが人数が多うございますから、非常に、何というんですか、主要的な産業としても大事な部分であるというふうに思っております。

人口、非常に少なくなっていく、これからもそういう予定がされておりますし、半年前の地震から、町長の執行方針の中で、200名以上が人口減ったということでございますから、この人口の減少状況に歯どめをかけるということでも、この2つの法人については非常に、支援をしながらしっかりと体制をとって持っていつていただくことが、町にとって非常に大事な部分でないかというふうに思っておりますが、その辺についてはどうでしょうか。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 介護従事者というよりも社会福祉法人というんでしょうか、両地区のその位置づけをお聞きになっているのかなと思います。これは、東議員、前回のときも同じやりとりをされているかと思いますが、改めて、前回の答弁と重なりますけれども、今の位置づけについて私の考えていることについて御答弁させていただきたいと思います。

特別養護老人、これにつきましては地域の介護施設として重要な役割を担っていることは、これまで答弁しているところでもございます。そして、施設整備に当たっては、これも御存じかと思います。今後においては多大な投資を行うことにもなるかと思いますが、将来の運営に多大な投資というのとも考えられるかと思いますが、そういう意味では、将来の運営に支障を来さないような、町としても配慮をしていく必要があるのではないかなと考えているところでもございます。そういう中で安定的な経営を確保するためには、将来の経営計画というのをしっかりと立てながら、それに沿った事業計画というのとも求められてくるものと捉えているところでもございます。

現在、震災以降、両特養の関係者とのやりとりというのは、今のところストップしている

状態でもございます。具体的な今後に向けての協議というのは提示されていないところでございますので、こういったところも御理解願いたいと思います。

○議長（小坂利政君） 1 番、東議員。

〔1 番 東 千吉議員 登壇〕

○1 番（東 千吉君） 今の町長の答弁、承ったのは前回も同じでございました。それを踏まえて、実は、やっぱり 1 年たって、私も 1 年、年をとったわけですし、そこを利用して、そして町外に行かないでむかわ町に住んでいたい、息子や娘のところに行かないで何とかむかわ町で最後までいたいというお年寄りの方も多くおまして、そういう人の対応が、今の現状を見たときに、福祉法人の中ではなかなか難しい。80 床の鵠川地区の社会福祉法人、恒久的な入れている数が少ないということで、ひょっとしたら 10 床ほど減らすかなという部分も一つの議題として上がっているようでございますけれども、それを頑張って、穂別と合わせて 180 床、満度をきちっとやっていくことによって、そこに入りたいニーズがある方、それからまたそこで働く方の確保をしながら、人口減にしっかりと歯どめをかけていく、こういうことは行政がもっと力を入れていいのではないかという、私の個人的な意見ですけれども、そういう思いがありますので、ぜひともここはより計画をしっかりと考えながらいていただきたいというふうに思っているんです。

方針がなければ予算化できないし、計画も単年度で事業が実施できる場合、それから、中長期に分けた計画の中で継続的にその部分をやっていかなければいけない部分もありますし、あるいはまた、建物が行政で建てて指定管理者制度でやる、あるいは長期に立った債務負担行為で物事を進める、いろんな方向を考えながらやっていかなければいけないけれども、いずれにしても、もう残り時間がないというか、きちっとしたその部分での方針と、それからプラン、計画、予算化についても、今、町長おっしゃられましたように、そこその現場のほうからの声も何かどうこうというお話ありましたけれども、それらを行政がきちっと今ある課題を課題として受けとめて、そして前へ進める内容にしていいただきたいと思うんですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 昨年、大枠の中での両施設からの今後に向けての考え方ということが提示されてきているところでございますが、先ほども申し上げましたように、具体的に、じゃ、これからどうその課題に向けて対応していくのかといった経営計画と、こういったところの視点も大事になってきますよと。ついては、事務レベル、事務方での実態把握も含めた

中での今後に向けた対応をしていきたいと思いますということから、ちょっと双方の絡みというのが、今、中断しているところでもございますけれども、いずれにしましても、重ねて申し上げますが、地域にとって必要不可欠な施設として、地域経済を含めての重要な施設として課題整理、こういったところをしっかりと洗った中で、今後に向けた対応というのをさらに充実していければなと考えております。

○議長（小坂利政君） 1 番、東議員。

〔1 番 東 千吉議員 登壇〕

○1 番（東 千吉君） 全国の社会福祉法人は3割は赤字経営と言われております。その中で、特に過疎地における経営というのは非常に難しいというふうに話をされているようでございました。町のほうの団体につきましては、やっぱり人が多いということで、スタッフも多くできるし、あるいはまた、入所される方たちの関係の支援もいただけるという話もございます。あるいはまた、定年になったいわゆるシルバーの方が、第二の人生として定年を終えた後に、有償ボランティアとしてそういう施設でしっかりと、やがて行く道だという思いもありながら、自分ができること何だろうということで一生懸命手伝ってくれている。そういうところは、どうしても人口の多いところではそういう可能性、あるいはまたそれを模索していく社会福祉法人については、非常に有効な手立ての一つというふうに思っておりますけれども、過疎地においてはやっぱりそういうこと自体が単体では難しいということもございますから、それらをやっぱり行政がしっかりと何らかの形でそこを踏まえてやれるような対策も、今後ぜひやっていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いをしたいというふうに思います。

続いての一般質問をさせていただきたいと思いますが、農業振興対策についてでございます。

1 つ目として、J Aむかわの施設支援について、このたび国費 8 億 8,000 万、町費 4 億 4,000 万円の巨費を投じ、穀物の乾燥調製施設を建設する計画になっていますが、被災前の施設と同等規模なのか伺いたい。これが 1 点目でございます。

それから、2 点目に、穂別地区は過去に米のサブ施設計画をしたが、行政、J Aとも必要性を感じつつも実現しなかったことを振り返り、同類の施設は欠かせないと思っておりますが、そうした穂別地区農業者との関連性についてどのように考えているのか伺いたいと思います。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 農業振興対策についての御質問にお答えをいたします。

まず、ＪＡむかわの穀類乾燥調製施設の復旧支援についてでございますが、今事業に関しましては、強い農業づくり事業交付金の災害メニューによる国の支援を受けてＪＡむかわが実施する施設の復旧事業でございまして、被災前に比べ、おおむね同等以上に回復させることが補助の条件とされているところでございます。したがって、今事業におきましては、ＪＡむかわで被災前に取り扱っていた数量と同規模を処理できるよう計画されているものでございます。

次に、穂別地区農業者との関連性について、町の考え方ということでございますが、これまで、町とＪＡとまこまい広域農協との間で具体的な協議というのは現在のところございませんので、ＪＡむかわの施設利用の関連性についてお答えをしかねるところでございます。

なお、各団体において、地域農業の将来像さらには農業者のニーズ、そして施設の規模・能力等々、計画的な検討を踏まえ、協議されることが基本と考えているところでございます。

○議長（小坂利政君） １番、東議員。

〔１番 東 千吉議員 登壇〕

○１番（東 千吉君） 今の町長のお答え、伺いました。

被災前のむかわの穀類の乾燥調製施設、あれは相当前に建設されておりまして、むかわ町の農業振興計画及びＪＡの農業のプランと、ＪＡむかわですが、プランにのっとっていきますと、その穀類の乾燥調製施設ができて以来、鶴川地区については水田作付けの水田農業からほぼ脱却して、施設園芸あるいはまた畑作の振興を中心とした計画がなされていたと私は記憶をしております。そういった中で、今まで町の支援等については、そういう方針プランあるいはまた計画の中で、いろんな関係団体と協議をしながら行政支援を行ってきたものというふうに思っておりまして、そういった中で、穂別地区についても町村合併以来、その前に合併しているＪＡとまこまい広域のＪＡプラン４の中では、穂別地区における米の乾燥調製施設、サブ施設の建設等について計画をしていた内容がございました。

しかしながら、これは行政とＪＡと、この計画は当然行政のほうにもしっかりと、町長、いつも首長会議を６月に行うんですが、そのときにもその方針とプラン等については活字になって出していたと思っております。そういった中で、優先順位をつけながら、その施設はもうちょっと考えていかなければならないということで、その後のＪＡプランについては、その部分については消されておりますけれども、いずれにしてもそのプランができて、そしてその必要性を感じていた後の穂別地区の水田農業については、依然変わらず、この必要性を感じている農業者は非常に多いわけございまして、ここの部分にたまたまですね、災

害によって国庫補助金 8 億 8,000 万と農業振興施設整備事業債を 4 億 4,000 万使って、そして今回この施設をつくるという部分に関連して、当時サブ施設については、私は農協の役員もやっておりましたが、4 億ちょっとぐらいでやりたいんだということもそのときの協議の内容にございました。しかしながら、それは行政のほうにしっかりと数字、当然上がっておりませんけれども、そういう数字の中で、穂別は米について振興策の一つとして、行政支援、J A の支援も含めてやりたいという内容の部分がございました部分を含めて、ぜひともここは、せっかくの町の支援も含めてですから、穂別地区の部分についても御検討していただきたいという部分があるんですが、どうでしょうか。

○議長（小坂利政君） 高木地域経済課主幹。

○地域経済課主幹（高木龍一郎君） まず、1 点目の J A プランにサブ施設計画が記載があったかという点につきまして、とまこまい広域農協 J A プラン 4 が平成 21 年策定、5 年おきに 5、6 と来ているわけですが、それを都度、町のほうに農協から御提供いただきながら農業振興を考えているわけですが、J A プラン 4 につきましては、サブ施設計画という記載がございませんので、またその後、いわゆる具体的なサブ施設計画という協議も記録が残っていませんので、先ほどの答弁内容とさせていただきます。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） J A むかわの今回の穀類乾燥調製施設、先ほどの答弁でも申し上げたかと思うんですが、東議員がおっしゃっているように町の農業・農村振興計画に位置づけられている施設でもございます。しかし、今回、その施設計画とともに、震災対応で実際に被害を受けた被害対応と施設の必要性、緊急性もあわせ、整備支援として判断をしておりますので、まずその辺は御理解を願いたいと思います。

あわせて、先月末にとまこまい広域農協協同組合として、新組合長も含め、去年の台風 21 号並びに胆振東部地震災害に関する状況報告について、町を訪れております。生産施設の被害状況と修繕等の対応について、穂別地区の各施設の被害も含め、今後の要望項目にも触れたところでございますが、議員御質問の内容については伺っていないところでございますので、よろしく御確認願いたいと思います。

○議長（小坂利政君） 1 番、東議員。

〔1 番 東 千吉議員 登壇〕

○1 番（東 千吉君） 先ほどの高木主幹のほうの内容、J A プラン 4、平成 21 年と言っておりましたので、ちょっと J A プラン 4 は私の勘違いかもしれません。平成 21 年以前の部分が

ありましたので、平成18年に町村合併しておりますから、その後の部分というふうに、非常に曖昧な形の記憶の中で質問させていただいたことをおわびしたいというふうに思います。

それから、先ほどの私の質問の1番目の、今のJAむかわに今建設する計画になっている穀類の乾燥調製施設の規模についてちょっとお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（小坂利政君） 酒巻産業振興課長。

○産業振興課長（酒巻宏臣君） 御質問の穀類乾燥調製施設の被災前との規模の比較でございます。

先ほど議員、御質問の中で述べられたとおり、当時、むかわ農協の施設におきましては、昭和40年代中盤ということで、まだ水張りの面積が多い当時の規模ということで整備をしていたものでございまして、その後、転作そして高収益作物の導入が進みまして、米自体の取扱数量については縮小してきているところでございまして、そういった稼働実態の中での今回の被害という内容でございます。

この施設、復旧後の計画の施設規模につきましては、現状、被災前の取扱数量を基本とした規模ということで設計、計画をし、身の丈に合った中身の規模ということでJAさんのほうで計画をされたというふうに伺っておりまして、具体的な数値につきましては担当主幹のほうから、その能力規模についてお答えをさせていただきたいというふうに思います。

○議長（小坂利政君） 東産業振興課主幹。

○産業振興課主幹（東 和博君） 具体的な数字につきましては、この施設は昭和44年の当時の施設でございまして、当時、受け入れ、米につきましては2,000トン規模の受け入れというところでございました。今、酒巻課長が答弁したように、現在の数量というのを算定規模としてございまして、今回の規模につきましては1,500トン規模の乾燥機が入ると、受け入れの数量というところで建設してございますので、よろしくお伺いしたいと思います。

○議長（小坂利政君） 1番、東議員。

〔1番 東 千吉議員 登壇〕

○1番（東 千吉君） わかりました。今、後ろの議員さんのほうから余り触れるなという御指摘もございましたので、これでここの部分は触れないようにしていきたいと思いますが、いずれにしても、町として、むかわ町の米のいわゆる支援計画等において、せっかく建てる施設でございますので、非常に有効利用をしっかりと取り組んでいくよう、JAとも相談をしながらやっていただきたいというところにとどめたいというふうに思いますので、よ

ろしくお願いします。

3番目のむかわ町水道事業、むかわ町簡易水道等事業及び共同利用井戸22水道についてお伺いをしたいというふうに思います。

このたびの災害で飲料水の利用ができなくなったとの町民の声が届いております。共同利用井戸22水道の井戸水の安全性と安定的供給についてどのようになっているのかお伺いしたいと思います。今後、上水道または簡易水道等に集約を検討しているかも、あわせてお伺いをいたします。

○議長（小坂利政君） 兄後建設水道課主幹。

○建設水道課主幹（兄後敏彦君） 私のほうからお答えいたします。

共同利用井戸22水道とは、穂別地区を除く鶴川地区にある共同井戸の利用組合を指していると思われませんが、地震発生当時は2つの利用組合は既に町の水道管から供給を受けており、現在は20の水道利用組合数となっております。地震時には、濁ったり水圧の低下を受けた組合も一部ありましたが、現在は平常状態に回復しております。

また、井戸水の安全性と安定供給についてですが、おのこの組合において自主的に管理運営がなされておりますが、町としても状況に応じて指導や助言を行ってきているところがございます。

上水道事業への集約については、地域の実情等を踏まえて対応に努めてまいります。

○議長（小坂利政君） 1番、東議員。

〔1番 東 千吉議員 登壇〕

○1番（東 千吉君） 今の答弁承りました。

上水道及び簡易水道等については、先ほど町長の執行方針にありました、非常にどんどん人口が減っていった、単位当たりの水道料金、利用者が少なくなれば、当然維持費も含めて利用料金を上げざるを得なくなっていくというような状況があると思います。

共同利用の井戸についても、分布図面的には、上水道を何とかいろんな、国・道あたりの支援策をもらいながら設置していけるのであれば、そういう形で利用者数を増やしていくことで、利用料金の余り上げないような形の設定も可能なのかというふうなところについてはどうでしょう。

○議長（小坂利政君） 兄後建設水道課主幹。

○建設水道課主幹（兄後敏彦君） 水道の区域の拡張とか新しい開発といいますか、そういうものについて、上水道事業については有利な補助とかがないわけでありまして。それで、そう

というようなことで将来の料金の見通しとかにつきましても、施設を整備すればそれなりにかなりの費用がかかりますので、その辺、費用対効果を考えて給水区域の拡張等を考えてまいりたいと思っております。

○議長（小坂利政君） 1番、東議員。

〔1番 東 千吉議員 登壇〕

○1番（東 千吉君） 費用対効果、一番大事なところだというふうに認識はしております。ですが、町民のやはり安全性だとか安定的な供給については、これはもう行政の責任においてしっかりと取り組んでいく内容だというふうに私は感じておりますので、想定外のことは別としても、想定される内容等についていい方向性があれば、ぜひ検討を進めていっていただきたいというふうに思っているものでございます。

以上が私の通告の一般質問の部分でございましたけれども、今年1年間しっかりとよろしくをお願いしたいということを話させていただいて、終わりにしたいと思います。

○議長（小坂利政君） しばらく休憩します。

再開は午後3時といたします。

休憩 午後 2時27分

再開 午後 3時00分

○議長（小坂利政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

室温が非常に上がっておりますので、上着の着用は自由とさせていただきます。

◇ 舞 良 喜 久 議員

○議長（小坂利政君） 次に、2番、舞良議員。

〔2番 舞良喜久議員 登壇〕

○2番（舞良喜久君） 2番議員の舞良でございます。一般質問をさせていただきます。

テーマ1番として、地震災害の復興、対策についてでございます。特に前回は半壊以上ということで質問させていただきましたが、今回は以下となっていますから、要するに半壊までいかないところの質問でございます。

1番について。

特に一部損壊で、多くの家が部分損壊になっておりますから、特に私が相談を受けている、問題となっているのは事業をされている方です。かなりやっぱり、半壊以上だと町の支援が受けられるわけですが、一部損壊ですので半壊にほとんど近いんですけれども、自分で、自費で解体をしなければいけないということで、大変高額だと400万以上かかるというような、そういう人がおまして、100万でも200万でも大変ですが、そういう、再建しても地震対応なんかすると何千万もかかると、そういう意味ではちょっと事業は続けられないというような方で。そういう方で、何とか、これはもう先立つものは財政でございませうけれども、復興資金等の中で何とか支援、少しでもならないかということの質問でございませう。

2番目にボランティア活動と支援物資の配給についてですけれども、多くのボランティアが来てくれて、大変ありがたいと私自身も思っております。

効率というか、せっかく来てもらって、今後のためにも質問させていただくんですけれども、9時に本庁前で受付をして、私は穂別地区にいるんですけれども、ここで待っていて、穂別地区でちょうど12時近くなってしまうんですね、せっかく来てもらっても。そうすると、受けたくてもちょうど昼休みだとか、昼の準備している人も多かったり。事実、私の家にも来たことあります、何人かは。ちょうど食事時期にぶつかって3時ごろ帰るというので、せっかく来てもらったのに手伝いが余りできないという状態も起きている。来てもらうことは大変ありがたいんですけれども。

そういう意味で、今後、災害でも地震イコールいろんな災害がありますから、そういう受付とか、今後についてその対策というんですか、穂別町とその連携プレーとか、そういうものを生かしてやっていったほうが、ボランティアの方も気持ちよく帰っていけるんじゃないかという気持ちを持って、質問をさせていただきます。

あと、その物資の配給についてですけれども、みんな初めてのことだと思いますけれども、一生懸命やっている、自治会などを通してやっているところもありますけれども、中には届かないとか、そういう部分も出ておるとか、物資はたくさんあるんですけれども、その配給部分がうまくいっていないところ、いっているところ、これは当然起きてくると思うんですけれども、そういう災害について、せっかくの物資があるのに、そういう配給をきちっとやってもらったほうがいい、それを反省として生かしてもらったほうがいいんじゃないかというので質問させていただきました。

3番目の自治会とか共助の取り組みについてですけれども、これ町長さんの施政方針もあ

りましたけれども、私も今、町内会の役員やっていますけれども、比較的、町の中のほうは人が集まっているのでやりやすいと思うんですけども、私ずっと回った中では、ちょっとこう農村部とか離れているところとか、そういうところについては大変、やっぱりなかなかこう集まってやれるというのが大変難しいんじゃないかなという、そこをどうやってやっていくのかということについては今後の課題になるかと思いますので、やはり災害が起きたときは、もちろん自分が一番まず助かることが大事ですけども、次は、やっぱりお互いに協力し合ってやっていくということが一番大変なの、これはもちろん自治会とか、いろんな町政の方とも一緒になって今後やっていかなければいけない課題ではないかと思います。災害が来ないのが一番いいことですけど、来たときにそういう活動ができるということで、質問をさせていただきました。

以上、3点についてお伺いしたいと思います。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 地震災害の復興と対策についてお答えをしていきたいと思います。

1 番目の支援拡大の考え方についてでございますが、基本的に国の制度としましては、半壊に満たない損壊については支援がないということで御承知かと思います。

平成30年9月6日発生の北海道胆振東部地震につきましては、国のほうよりいち早く北海道179市町村を9月6日付で災害救助法の適用としたことにより、住宅の応急処理をはじめ、避難所運営経費の国庫負担について、応急仮設住宅建設などが設置可能となったところでございます。また、被災者生活再建支援法の適用、こういったところも、住宅被害が5世帯以上があることが確定した9月19日付で適用になり、半壊以上の世帯に生活再建支援金が支給されることとなったところでございます。

一方、半壊に満たない世帯には生活再建支援金などは適用にならないということから、町では住宅応急修理費補助金制度を創設いたしまして、自己所有の住宅の修理費補助を上限額、課税世帯で10万円、非課税世帯20万円、修理費の2分の1を補助しているところは御承知のとおりかと思います。

義援金につきましても、半壊に満たない世帯に対しまして、単数世帯1万5,000円、複数世帯3万円を支給することとし、北海道からの義援金は罹災証明が一部損壊の世帯に対しまして2万円の支給となっておりますので、御理解をいただければと思います。

ボランティア活動につきましては、社会福祉協議会が中心となり早期に立ち上げ、9月9日から11月30日までの40日間で、3,021名の方々に612件の活動をしていただいております。

主な内容としましては、避難所の食事配膳、清掃、炊き出し支援、被災住宅の室内清掃、災害ごみの分別など多岐にわたる活動をしていただいているところでもございます。

支援物資の配給につきましては、全国から送られてきた支援物資をはじめ国、北海道から送られてきましたプッシュ型の支援物資などを活用し、必要な物資を必要な方々にお渡しをしてきたところでございます。

北海道胆振東部地震におきましては、非常に多くの方々に御支援、お心遣いを受けながら、今日を迎えているところでありますが、発災時には消防団をはじめ自治会、町内会、自主防災組織の方々にも安否確認だとか、一部避難所においても備品などを活用を図ったところがございます。自助、共助といった部分での活動は非常に有効だったと感じているところでもございます。今後もこういった自主防災組織や自治会、町内会との連携強化、役割分担、復興計画、地域防災計画にも反映し、明確にしていきたいと考えているところでございます。

○議長（小坂利政君） 2番、舞良議員。

〔2番 舞良喜久議員 登壇〕

○2番（舞良喜久君） 今、町長さんからの答弁で、半壊についての話と一部損壊の話聞きました。既にもう、修理ではなくて、解体をしてしまったということで、修理の問題ではなくて。これは今言われたように、支援が今言われた町の3万と道の2万というか、合わせて5万くらいの支援があるということはわかっていますけれども、今後について、そういう援助の問題で、義援金とか、復興基金とか、今後についてそういう人を、多額の400万、500万かかった人に対する、そういう援助を今後考えていきたいという質問なんですけれども、あえてもう一度、そういう答弁お聞きしたいと思います。

○議長（小坂利政君） 成田総務企画課長。

○総務企画課長（成田忠則君） ただいまの半壊未満の方に対する支援の御質問かと思いますが、冒頭でも町長の施行方針の中でも、一部損壊で3,000件を超える住家の被害がありましたということを申し上げたところでございます。こういったところに支援を拡大するということは、国の制度としては、町長が説明したとおり、ありませんということでございますので、こういったところまで拡大するということになる、何がしかやはり町の持ち出しということになろうかと思います。

議員も御承知のとおり、財政調整基金も取り崩して非常に厳しい財政の中で、この間、住家、非住家問わず、半壊以上の建物について、損壊が著しいものについては解体をするということで、国の助成もなかなか行き届かない中でそういう対応もしているということでござ

います。ここに一部損壊まで含めるということになると、非常にやはり財政的にも逼迫をするということでございますので、その辺はちょっと御理解をいただきたいなというところでございます。

○議長（小坂利政君） 2番、舞良議員。

〔2番 舞良喜久議員 登壇〕

○2番（舞良喜久君） 財政のことは十分承知ではありますので、今後、義援金とか復興基金の問題でそういう財政ができるような場合については、そういう多額に300万円以上とか400万円以上かかった方については、特に支援をしていただきたいということをお願いいたします。私の質問を終わらせていただきます。

以上です。

◇ 北 村 修 議員

○議長（小坂利政君） 次に、11番、北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） 震災後、半年余が経過した中での第1回定例会で質問をさせていただきますが、最初に私が取り上げたいのは、るる御議論がありました震災に関連してであります。

これまでも皆さんから震災の問題も議論されておりますので、できるだけ重複しないようにはしたいと思っておりますが、私がここで御質問したいのは、町長の施政方針にもありますように、大きな課題については復興計画という形の中で、後段、計画がつくられ、議論がされ、実施されていくと思っております。そこで、私は今回の中でまず第1点に御質問したいのは、復興計画にはまだ至らない、今すぐ求められている、いわゆる復旧にかかわる部分が最初であります。これらについて、さまざまな生活支援が求められているというふうに思っておりますし、また、これまでも町として、幾つかのそうした対策をしっかりとやってきておられるというふうに思っておりますが、これからこれらの取り組みについて、引き続き継続していく重点あるいは方向性について、どのように計画しているかお伺いをしていくものであります。

第2には、方針の中でも述べられておりました、2月にあった震度5を超える余震がありました。こうした事態はまだまだ続く地震学者や気象庁は述べられております。そうした中で、この9月の震災以来、こうしたことに対する不安及び、こういうものがたくさんまだ

まだ町民の中にはあるというのはそのとおりであります。

そこでお伺いしたいのは、こういうふうな状況の中で安心感を持っていただく、あるいはそういう不安を少しでも解消していくというために、どういうことができるのだろうかということをとともに考えたいということであります。

特に、1人暮らしの方々、高齢者を中心に、こうした方々には話し相手もない、あるいは相談もできないというような中で、非常に大きな不安があるんじゃないかというふうに思っておりますし、そういう声もお聞きをするわけでございます。これらについての対応を何らかの形で考えていく必要があるんじゃないかというふうに思っております。そういう点では、日ごろからそういうような人たちがちょっと集まってお話ができる、あるいは相談ができる。そういうようなところも何らかの形で検討していく必要があるんじゃないかというふうに考えます。その点でのお伺いを2つ目に伺います。

3つ目には、復興計画にかかわってお聞きしたいと思いますが、復興計画はその後、今後の議論になるというふうに思っておりますが、その前段として、施政方針に触れながら、おもとのところでお伺いをしておきたい。

それは、復興計画を単に、何度も言われておりましたように、ただ単にもとに戻すという形ではなくて、まちづくり計画と合わせ、さらには、地方創生の戦略とも兼ね合わせて総合的につくっていききたいというふうにおっしゃっておられますが、そこで、これまでの取り組みの地方創生などでは、これまでの取り組みの成果や課題等々も整理しないと、なかなかそこをリンクさせていけないんじゃないかと思っておりますが、そうしたものをどのような方向で実際にやっていくのか、さらには、それをレベルアップということも述べられておりますが、先ほどの議論でもありました。そういう中で、先ほどのお話の中では第1次、第2次というような形の中で、住民あるいは諸団体等々の議論の中でということもありましたが、それらの取り組み方について、さらにもう少し、進め方等について具体的に踏み込んでお伺いをしたいというのが3つ目であります。

以上、災害について質問をいたします。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 震災復旧と復興計画についての生活支援の継続的な取り組み内容について御答弁させていただきたいと思います。

3月29日を期限としまして、被災者の皆さんの住宅応急修理費補助金、及び再度、罹災証明の受付というのを行っております。家屋調査の2次判定以降の受付を4月末としており、

罹災証明事項については決定していきたいと。義援金の受付を5月31日までとしておりまして、申請漏れのないよう努めてまいりたいと考えております。

生活再建支援金につきましては、基礎支援金の申請期限が、これはもう平成元号が切れます2019年10月5日となっております。こちら半壊以上の方が対象となりますので、申請漏れのないよう対処してまいりたいと考えております。

住宅の再建方法に応じて支給される加算支援金につきましては、2021年10月5日が申請期限となっております。生活支援の重要な部分は住まいの確保でございますが、被災者の方々の心のケア、応急仮設住宅、住まいの確保後の住宅におきましても、孤立させない取り組みなどとあわせた復興計画に位置づけ進めてまいりますので、御理解いただければと存じます。

続いて、2点目でございますが、高齢者の独居・夫婦世帯、要支援者につきましては、見守り支援センターで本人同意のもと名簿を管理しております。9月の震災後には、800人以上の訪問を実施しております。2月21日の地震後には担当職員で電話、そして訪問により、216人の安否確認を実施し、仮設住宅の入居されている方々につきましても、訪問により66人の安否確認を行ってきております。日ごろの交流の場としましては、社会福祉協議会で実施してきておりますいきいきふれあいサロンや、ボランティアで実施しておりますなかよし広場、みんなの茶店、森カフェホッピーなどがあり、運営については町も御協力させていただいてきているところでございます。

今後につきましては、昨年12月の巡回ドック時に実施しました心の健康アンケートの結果から、比較的若い方にもリスクが高い状況が伺えましたので、高齢者だけではなく、住民全体のニーズ把握に努めていきたいと考えております。災害ボランティア団体の皆さんの御協力を得ながら、各地域で交流の場の開催を計画しているところでございます。なお、開催に際しましては、開催に向けた案内を兼ねた訪問というんでしょうか、そういったところでの聞き取りという等も検討しておりますので、御理解と御協力を賜りたいと思います。

続いて、町の最上位の行政計画に位置づけておりますむかわ町まちづくり計画。これにつきましては、2021年度が現計画の最終年度となりますことから、施策の進捗状況の確認と課題の整理を進めてまいります。

また、地方創生総合戦略につきましては、新年度が第1ステージの総仕上げとして、まちづくり委員会、町議会、役場内に設置のむかわ町まち・ひと・しごと創生本部会議による効果検証を行うとともに、国が6月にも策定しますまち・ひと・しごと創生基本方針において、次期5年間の施策の方向性が示される予定とされておりますので、速やかに検討できるよう、

情報の収集に努めてまいります。

それぞれの計画、2019年度から策定、準備に取りかかりますが、まずは、さきの全員協議会で御説明申し上げましたとおり、復興計画の策定を最優先に進めてまいりたいと考えております。5つの方向性を柱に、まちづくり計画、地方創生総合戦略、こういったところの融合も意識しながら、課題解決に向けた施策を展開できるよう策定してまいりますので、御理解を願いたいと思います。

○議長（小坂利政君） 11番、北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） ありがとうございます。全くそのとおりで、そういう方向でぜひお願いしたいというふうに思いながら、幾つかの点についてさらに伺っておきたいと思いますが。

1つ目の生活支援の問題であります。これはこれまでやられておりますし、特に罹災等、さらに延長してという取り組み方は大変よろしいものだなというふうに思っております。しかし、生活支援ということになるとさまざまなものがあるかというふうに思っているんです。

例えば、今、心のケアの問題等も触れられました。そういう点では、高齢者あるいは仮設に入っている方々が中心になろうかというふうに思っているんですが、そういう中で言えば、例えば子供に関して言えば、この児童クラブでのあり方がどうなのかとか、そうしたことも、先ほどの教育方針の教育長さんの中にも、そういうことに触れられた、学校でのことについては触れられたような内容もありましたけれども、例えば、そういうふうな児童クラブでの利用している方々への支援だとか、あるいは仮設住宅にあっついて、もうその後の住宅への相談窓口の問題だとか、あるいはまだまだ被災に関するボランティアなんかを要するということもあるんじゃないかと思ひますし、そういう関係で言えば、ボランティアのあり方、運営というか、そういうあり方だの含めて対応していく必要があるんじゃないかというふうに思ひますし、さらに、もっと言えば雇用だとか、あるいはそういう確保の問題、そういうことなんかでもいろんな相談をしたいという方もあろうかというふうに思ひます。そういういろんな幅広い形の中でメニューというのはたくさん持つ必要があるんじゃないかというふうに私は思ひますが、その辺のところでのどのような検討があつているのか、改めてお伺いをしておきたいというのが1つ目です。

それから、2つ目に、この余震が続く中で、いわゆる心のケアを中心とする問題で、すば

らしいなというふうに聞きました。私がここで御提案をしたいなというふうに思っております茶店の問題なんかもあるようでございます。

私はやっぱり、それぞれの地域で人々が気軽に立ち寄れる、気軽にそこで悩みを打ち明けられる。そういうような場所がたくさんあっていいんじゃないかというふうに思っているんです。そういう点で言えば、もっともっと、例えば、私どもの町では地域の郵便局に対して支援をし、そこで一定の利便性ができるようになっています。そういうふうな形で広くつくられていいんじゃないかというふうに思うんですが、それらを広げていく、そういうことの方考え方というのがないかどうか伺っておきたいというふうに思いますし、先ほど各地域でもやっているという状況でございましたけれども、これがどのような取り組みになっておられるのか、改めて伺っておきたいというふうに思います。

それから、3つ目の復興計画にかかわってですが、るる述べられたように、これから地方創生にかかわるまち・しごと等々の方向性も国からは出てくるというふうに思いますが、私はここで、細かいことは復興計画の中で一緒に議論したいというふうに思っていますが、基本的な方向性として伺っておきたいというふうに思うのは、国が示している地方創生の方向性、こういうものを見ますと、応分にして、例えばコンパクトシティのような自治体のコンパクト化ですとか、あるいは、町長の方針の中では述べられておりましたけれども、それぞれが自立した自治体としてどう取り組んでいくかというのではなくて、都道府県連携のように、あるいは中核都市を中心として自治体を連携させるとか、そういうふうな取り組みが多いわけですね。そういうことになると、どうしても地方の部分が、むかわ町でいうと中心部よりも側の部分がどうしても寂れていくといえますか、なかなか住みづらいという状況になっていく。そういうようなことがあるわけですね。

そういう中で、私はやはりそういうふうな今進められているようなあり方ではなくて、本当に町長が施政方針の中で言われるように、安全で住みよい、住み続けられるまちづくりという、この立場からやっぱり町の中、むかわでいえば鶴川地区、穂別地区とありますけれども、どこの地区にいても本当に同じように、この公共のサービスが受けられ、そしてその施設を利用できる。そういうふうな地域づくり、まちづくりというのが、私は本当にここに住み続けたい町というふうになるというふうに思うんですね。そういう方向で復興計画、さらにはまちづくり計画、あるいは地方創生の計画というのをつくっていく必要があるんじゃないかというふうに思うんですが、その基本的な考え方について、方向性について改めて伺っておきたいと思います。

○議長（小坂利政君） 今井健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（今井喜代子君） 私のほうから1点目、2点目についてお答えしたいと思います。

まず、子どもの心のケアの関係ですけれども、やはり子どもの心の不安という部分につきましては、継続して続いている子が結構いらっしゃる状況にあります。先日の2月21日の地震の後にも学校に行けなくなったとか、不安を抱えているというような状況が見られておりましたので、現在も子どもの心のケア班ということで、道のほうからのドクターの面談は入っている状況があります。そちらのほうは当面継続していただけるということで確認を取っておりますので、先日もそちらのほうにつなげながら今後の対応について考えていったというケースがありますので、今後も道のほうの子どもの心のケア班のほうの対応とかを利用しながら、対応について、町のほうの対応についても考えていきたいというふうに思っているところです。

あと、仮設住宅につきましては、月に1回ボランティアの看護師さんの協力を得ながら、健康相談を実施しているというところと、あとは、ボランティアで足湯隊の方が月に何回か入ってきていただきまして、足湯しながら心の相談も応じているような形を取っております。今後についてもボランティアの調整とかを取りながら、仮設のほうの談話室をうまく利用しながら活動していきたいなというふうに思っている点と、あと、必要な方につきましては、保健師のほうでも訪問しながら状況確認は続けていきたいと思っております。

あと、それから、それぞれの地域での立ち寄れる交流の場ということでお話がありましたけれども、こちらにつきましては、私どももそういう交流の場は必要だなというふうに考えているところです。それで、先ほど言った各地域での交流の場というところにつきましては、今ボランティア団体のほうがまだ何団体か入ってきておりまして、そういうところと定期的に情報共有会議を実施しております。その中で、今のむかわ町の課題だったりとか、災害後の課題というところを話し合いしながら、実際、住民の方はどういうところが困っているのかなというところを、そのボランティア団体の方々と共有しながら、サロンのものを、集落センターぐらいな形の規模で、今後実施していきたいということで計画を立てているところでございますので、また、今後いろいろとボランティアの方々と協力しながら、計画を進めていきたいと思っているところです。

以上です。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 復興に向けての一つのこれからの町の姿というんでしょうか、形というのを示してごらんというふうな質問に受けとめているんですけども、復興そのものは御存じのとおり、それ自体は目的ではございません。目指すそれに向けての地域の姿だとか、あるいは、我が町がこれからどのような町であってほしいかという、まさに町民皆さんの思いというのがあり、課題意識というのをやっぱり形にしていこうということが、生み出される点として大きいのかなと思います。

議員が先ほど申しましたように、今住んでいる方がこれからも住み続けるために、どのような町にしていくなのかと。それを見た、これまでもお世話になっている、支援をいただいている多くの方々も含めて、この町に訪れたいなといった関心だとか、関与といったところも意識した、さらにステップアップした交流から関係人口の拡大といったところも、これからも意識していかなければならないのかなと思っているところでもございます。住んでよし、来てよしというんでしょうか。それらも含めて、最上位計画のまちづくり計画の位置づけは議員御案内のとおりでございます。復興計画はまちづくり計画の言ってみれば、復興版としても位置づけられるのかなと。それと、今並行して行われています地域の地方創生につきましても、第1ステージが終わって、これから第2ステージということで、先ほど申し上げましたように、国としてこれからの2ステージ目の絵姿というのが、6月には構想的に示されるのかなと想定をしているところでもございます。

そういった絵姿に対して、復興計画の中で示されているものに対しての地方創生の政策課題、人口減少、言ってみればこれまで2月段階でも200人を超えるというふうな異常な速さ、合併して13年経過をしているんですけども、2,000人以上を超えている減少ということで、これはやっぱり一つの時間的緊張というんでしょうか。もう一度、再度我が町としても向き合いながら、先ほど言いましたまちづくり計画、そして復興というのをど真ん中にしながらも、復興計画、さらには地方創生の政策課題というのを3つをしっかりと融合した展開というのが必要とされてきているのではないかなと考えているところでございます。

前後しますけれども、余震が続く中でのおひとり暮らしの方々の対応についても、ある程度ステージステージでの長期的な視点というのが、これから必要になってくるのではないかなと思っているところでもございます。

○議長（小坂利政君） 11番、北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） ぜひ今1番目答弁されたように、ぜひ私たちも注意をしながら見て

いきたいと思います、努力をお願いしたいというふうに思います。

復興計画にかかわってまちづくり、そしてこの人口減少に対する取り組み等々の問題でありますけれども、今述べられたように、やはり私は、先ほども言いましたけれども、本当に安全で住みよい、住み続けられる町ということ、そういうことになれば、やっぱり安心な子育て、そしてお年寄りが安心できる、安全に暮らせる。こういうふうなことが大事になる。言われるとおりだと思っています。やっぱりそういう中では、先ほど言ったように、日常生活圏が本当にコンパクトに整備され、その地域で整備されるというようなことが本当に大事なんだろうな。福祉でも、保育でも、もう本当に近場で対応できるというふうなまちづくりはやっぱりやっていく。それが安全、安心な町ということに、暮らしやすい町ということになるんだろうというふうに思いますし、そのためには行政の地域化、そして分散化という形のものということに十分配慮して取り組んでいただきたいということを申し上げて、次の質問に入りたいというふうに思います。

2つ目は、漁業法の改正にかかわっての問題でございます。

御承知のように漁業法が改正されます。この大きな内容は、これまで漁民の人たちが前浜の権利を持ってやっていた暮らしでなりわいを立てていたわけですが、そこに今度は大手の企業を含めて企業が参入できるということが可能になったわけです。そうすると、私どもの町の名産でありますししゃも等にも、これは利益が上がるぞとなれば、大手がどんと入ってくる可能性はやはり否定できないわけでございまして、そういう状況から前浜の漁民、漁業をどうやって守っていくかということが大事になろうかと思えます。

さらに、これまでは海の農業委員と言われるこの状況の中に、首長なんかも参加したと思うんですけども、そういうようなものの選出の方法も変わりました。そういう点では、不安がいっぱい広がるわけなんです、それらについて、漁業等を本当に将来ともに守っていくぞという点で、これらに対してどのような見解をお持ちか伺っておきたいというふうに思います。

○議長（小坂利政君） 太田産業振興課参事。

○産業振興課参事（太田剛雄君） 私のほうから回答させていただきます。

今回の漁業法改正につきましては、適切な資源管理と水産業の成長産業化を両立するため、資源管理措置及び漁業免許制度等の漁業生産に関する基本的制度を一体的に見直すために行われたものです。

改正後の漁業法においては、漁業権については、既存の漁業権者が漁場を適切かつ有効に

活用している場合はその者に免許、既存の漁業権がない等の場合は地域水産業に最も寄与する者に免許とすることとされております。このため、新規の漁業権につきましては企業参入の余地がありますが、現在活用されている漁業権については、更新に当たりましても現在の漁業権者に優先して与えられることとなります。

今回の漁業権の更新は平成35年度となりますが、具体的には、刺し網やタコ漁業など前浜漁業の主体となる共同漁業権につきましては、今後も漁業協同組合のみに免許される形となります。サケの定置漁業権につきましては、むかわ町海域には3件ございますが、いずれも有効に活用されており、今後の更新に当たりましても現在の漁業権者が優先されることとなります。

なお、ホタテ養殖などの区画漁業権、企業が参入しやすいとなれば区画漁業権を使った養殖業が中心になると思いますが、この区画漁業権につきましても、定置漁業権と同様の扱いでございますが、むかわ町海域におきましては、現在区画漁業権の設定はされておられません。

また、漁業権の更新や設定は知事により行われますが、漁業権の前提となる漁場計画の策定に当たりましては、地元漁業者等の意見を聞くことが義務づけられておりますので、地元の意に反した企業参入を前提とするような漁業権の設定は行われないものと考えております。

○議長（小坂利政君） 11番、北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） 今、答弁あった内容であることはそのとおりなんですけど、いろいろありますが、1つだけやっぱり私が心配しなければいけないなというふうに思っているのは、その企業参入にしてもそれら、言われるように養殖関連が一番入りやすいのではないかなというふうに言われておりますよね。これらはさまざまなことがこれからも行われていくというふうに思っているんですけど、それらを含めて、そのいわゆる認めるか認めないかというのは、市町村ではないんだよね。北海道なんだよね。だから、これが非常に不安になるところなんだけれども、その辺でやっぱり町としてもしっかりとその辺を見て対応していかなければならないというふうに思っているんですけど、改めてその辺伺っておきたい。

○議長（小坂利政君） 太田産業振興課参事。

○産業振興課参事（太田剛雄君） おっしゃられるとおり、漁業権の設定、知事により行われております。

漁業権改正決定前でございますが、平成30年度第3回北海道議会定例会一般質問におきまして、漁業権の民間企業への開放についての知事の認識と今後の取り組みの質問に対し、知

事が国に対し、本土漁業の実態に即した制度となるように申し入れるほか、企業が参入する場合にあっても、これまで漁協が果たしてきた役割を十分尊重するとともに、資源の利用や雇用の維持など、地域が主体となった制度となるよう、引き続き関係団体と連携して取り組んでまいりたいと考えと答弁しております。

また、漁業権、先ほど言いましたけれども、漁場計画策定につきましては、漁協の意見が相当なウエイトを占めているものですから、漁協の意見を見下した漁場計画の策定、企業の参入というのはあり得ないと考えております。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 答弁の中で、今までの法関係の解釈等々は振られたかと思えますけれども、改正法の施行というのが2年以内とされているかと思えます。現行の許可、そして免許というのは存続期間中として維持されますよと。その間に、省令等で細かな中身というのがこれから整理されていくであろうと。それまでの間、先ほどから言われております地元の漁業者の皆さん、そしてそういった皆さんの意見を聞きながら、適切な制度が作り上げられるよう進めたいと考えているところでもございます。こういったこと、全道、全国の町村会を通じて、いろいろと意見交換もしていきたいなと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小坂利政君） 11番、北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） おっしゃられる内容なんですが、この漁業法改正をめぐっては、北海道では関係者を含めて、俺たちのところにそんなに簡単に入ってこれるもんじゃないという、そういうものがありまして、比較的シビアな見方をしているんですが、しかし、全国的に見ると、やっぱりこの点で企業参入が相当恐れている、心配されるということがあって、そういうことで非常に危惧している地方がかなりあります。やっぱりこれらは、私たちもそれらもよく見て対応していく必要があるだろうなというふうに思っております。ぜひ引き続き努力をお願いしたいということを述べて、3つ目の質問に入りたいと思います。

3つ目は、国民健康保険事業についてであります。これは後段、予算審議の中で、国保会計の中で出てくる問題でありますので、細かな点についてはそちらのほうの議論に、質疑に委ねたいというふうに思っておりますが、私はその中で、やっぱり一定議論しておかなければいけないという問題について、幾つかお尋ねしておきたいというふうに思います。

1つは、1つはというか、今度のこの国民健康保険事業の内容、これは我々の今予算審議

の資料の説明資料の中にも資料が出されておまして、わかりやすく言えば、最高限度額であれば5%引き上げるぞというふうな内容になっておまして、相当高い負担になっていきます。そういうようなことから、本当にこれで我々の医療にかかれる体制というのは保証されるんだろうか、守られるんだろうかという不安があるわけでありまして、そういう点に立って御質問をさせていただきたいというふうに思います。

まず第一には、都道府県化の中で一定の時間をかけてとされていたことがありましたが、なぜ今年度から大幅な保険料引き上げになるのかという問題ですが、これはちょっと私のほうの質問の仕方のミスリードもあるなというふうには思っております。いわゆる北海道としては、都道府県化によって道の保険料を一本化するぞ、統一化するぞというのが6年ぐらいかけてということでございました。そのことと私はリンクさせて言っているものなんです、いずれにしても、今回の出されている国保の改正案でも、昨年度から始まって来年度まで3年かけて、北海道が言う標準税率のほうに合わせていくぞという方策になっているわけでありまして、そこで、我が町として今年度やるのは、北海道は大体医療分で4.8%程度というふうにたしか言っているというふうに思いますが、それをそのまま踏襲したのかどうかということを改めてお伺いしておきたいというふうに思います。

2つ目には、今この都道府県化にしたそもそもの理由は、全国知事会あるいは市町村会等々の中で、この国保運営に対して難しさもあり、あるいは保険料負担が非常に大変になって、払えない人たちには差し押さえまでいく、保険証も与えられないという、そういう問題が大きくなっていく中で、さまざまなことが議論された中でのこの流れであるわけでありまして。そういう中で、各地ではそういう保険料、保険税の重たい負担と言われるものに対して、独自の軽減対策をやっているわけですが、本町としては、この都道府県化という昨年度から始まった事業の中で、そうした対策は全く考えていないのかどうかということについてお伺いしておきたい。

3つ目には、保険税の負担ができないとする人たちが一層膨らむのではないかとというふうに思っているんです。今年度のむかわ町のやつで見ると、最も国民年金のような人たちの点については、軽減の中で負担を引き上げないというふうな状況になっていますけれども、残り全体は大きくは10%程度を初めとして引き上げられるようになっているわけなんですね。そういう心配はないのかということをお伺いしておきたい。

4つ目には、今これらの問題の中で、子どもさんから、これも私もこれまでも言っていましたけれども、収入のない子どもまで均等割で税を徴収するという仕組みはいかがなのか

ということが、保険料を取るということですね、これはいかがなのかということが大きな問題になっているわけであります。私どもとしてはこれはなくすべきだという主張はさせていただいておりますけれども、しかし、いずれにしても、当面これらについて、子どもの部分については減免で対応しようというのがかなりの自治体の内容であります、これらについて本町としてはどういうふうに考えているか伺っておきたい。

それから、5つ目には、このいわゆる3,700億円の都道府県化に伴う、国はうまくやったよといって支援を出しているわけですね。本町にも1,000万前後の金が、前年度でいえば、これがきているということなるわけですが、これらについて、やはり保険税負担軽減に回すということはかなりの自治体がこれはやっているわけで、そういう方向にあるべきではないかと思うんですが、改めて今回の対応を含めてお伺いしておきたい。

6つ目には、こうした状況の中で、このままでいって本当に安定的な国保運営ができるんだろうか。確かに必要な保険税を、負担を上げていけば、保険者として運営が成り立つかもしれないけれども、そこにかかわる被保険者の皆さんはそれで耐えられるということになるんだろうかという心配がやっぱり出てくるわけですが、それらの方向性について、来年度の改定見通しも出されております。これらを含めながら見通しについて伺っておきたいというふうに思うわけであります。今年度の分については出ておりますが、来年度はどのくらいの保険料負担になるのか。1世帯当たりで、前年度、今年度、来年度、比較して示していただければありがたいというふうに思います。

以上です。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 国民健康保険事業に関する御質問にお答えをいたします。

国民健康保険事業につきましては、平成30年4月から都道府県化が図られたところでございます。

北海道の運営方針の中で、市町村納付金の算定の基礎となる標準保険料率は資産割を除いた3方式が採用されておるところでございますが、本町は資産割を含む4方式としており、課税限度額につきましても、国の改正を見送ってきた経過もあります。法定限度額との乖離が生じていたことから、都道府県化以降の税率改定の方向性について、むかわ町国民健康保険運営協議会へ諮問し、御協議いただいていたところでもございます。

都道府県化以降につきましては、負担の公平性から、早い段階で標準保険料率に近づけることが適当との答申を受け、平成30年第2回むかわ町議会全員協議会及び平成30年第1回む

かわ町議会定例会の中におきましても、御説明をしてきたとおりでございます。平成30年度から、平成表現ではもうないかと思えますけれども、2020年の3年間で標準保険料率に近づける計画としたところでございます。

北海道から新たに2019年度確定納付金が示されましたので、精査、検討し、計画どおりの改正としたところでございます。北海道における市町村納付金の算定方式に変更はございませんが、算定の基礎となる医療費、被保険者数等が変動になっていることから、昨年説明していた標準保険料率からは変更になっております。

2点目の町としての独自対策でございますが、それと4点目の子どもの均等割の減免についての御質問につきまして、関連がございますので、あわせて答弁をさせていただきたいと思えます。

関係法令の規定の中で、国民健康保険の賦課に当たる均等割は必須となっております。また、賦課額等賦課及び徴収等に関する事項は、政令で定める基準に従って条例または規則で定めると規定されているところであり、本町におきましては、国の制度に基づいた制度減免について条例で定めているところでございます。

平成30年度から始まった都道府県化は、北海道と道内の市町村が一体となって国民健康保険財政を安定的に運営するものとなっていることから、町独自の減免制度を設けることは都道府県化の趣旨にそぐわないものと考えております。今後、国の制度改正等が行われた場合には、適切に対応をしていきたいと考えております。

3点目の保険税の負担が難しい世帯の対応についてでございますが、納税相談を受けた中で収入状況等を確認させていただき、減免制度等の活用も検討した中で、分納等の適切な対応に努めてまいります。

5点目の財政支援分の活用についてでございますが、保険者努力支援制度が導入され、医療費適正化や収納率向上など、保険者の取り組み内容に応じ支援を受けるものでございますが、北海道への納付金の財源としているところでございます。

6点目の国保事業の今後の見通しについての御質問でございます。住民基本台帳人口の減少に伴い、被保険者数の減少が見込まれるところではございますが、本町のような小規模保険者にとっては、医療費の急激な増加があった場合など、運営への影響が緩和されるなど、都道府県化によるスケールメリットの発揮により、国保事業の安定的な財政運営が望まれるものと考えております。

○議長（小坂利政君） 11番、北村議員。

〔 1 1 番 北村 修議員 登壇〕

○ 1 1 番（北村 修君） 3年間の増変化とか資料出ているところ、改めてここで答弁を。先ほど言ったやつ。

○町長（竹中喜之君） 今言ったのは、質問の要旨については全て答えていますので。

○議長（小坂利政君） 改めて質問。

○ 1 1 番（北村 修君） では、改めて。

30年度からどのような負担になっていくのか、1世帯当たりのモデルケースを含めて、モデルケースでお答え願いたい。

○議長（小坂利政君） 飯田町民生活課参事。

○町民生活課参事（飯田洋明君） 今回の都道府県化に伴います国民健康保険税の改正につきましては、先ほどの答弁でもありましたとおり、平成30年度からおおむね3年程度、32年度までを目標に標準保険料率に近づけていくというようなことで進めているところでございます。

31年度の改正内容につきましては、別冊の資料のほうで配付しているとおりとなっておりますが、32年度の予定につきましては、現時点ではまだ、32年度の確定納付金につきましてもまだこれからの道からの通知になるということもございますし、あとは課税対象となります所得につきましても、6月以降でなければ確定してこないという中で、なかなか来年度32年度の改正内容でどのくらいの保険料になるかという部分では、現時点ではなかなか見込みづらい部分がございます。

改正の内容につきましては、資料でお配りしている平成32年度のところの数値を、一応明日もちょっとお話ししようと思ったのですが、まだ確定の数値ではございませんが、一応参考数値といいますか、見込みの数値ということで資料のほうには載せさせてもらっています。

〔「ちょっと答えて。資料の数値、1世帯当たり」と言う人あり〕

○町民生活課参事（飯田洋明君） まず、課税限度額につきましては、医療分が61万円、後期分が19万円、介護分が16万円、合計で96万円となっております。こちらは現在の国基準の限度額ということになっております。

続きまして、所得割、資産割ですけれども、医療分の所得割が8.57%、後期分の所得割が2.43%、介護分が1.72%、合計で12.72%となっております。

均等割、平等割ですが、医療分の均等割は3万2,341円、平等割が2万2,187円、後期分の

均等割が9,381円、平等割が6,435円、介護分の均等割が8,955円、平等割が4,618円となっております。

○議長（小坂利政君） 11番、北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） もうちょっと1世帯当たりの負担割合、金額で示していただければわかりやすいですね。どのぐらいの負担が増えるというのが。それでお聞きしたんですけど、後でもう一回聞いておきたいというふうに思います。

いずれにしても、今、町長のほうからも答弁がございましたけれども、北海道が示すこの保険料水準でアップするということなんですよね。ここがね、私は問題だと思っているんです。やはり、なぜ都道府県化にしたのかということになれば、この増え上がっている医療費を抑えていく。そういうふうな一助として、各市町村が住民負担を軽減するために法定外繰り入れなどの形で援護策を行っていました。今年度でも実際やっておられます。例えば旭川でいえば、この5割7割の軽減世帯1人につき保険料を500円減免するというようなことは実際やっているんです。18歳未満の子どもさんについても、さらに3割減免するというようなことで、やっぱりそういう対応しながらやっている。国のほうの、法定外の繰り入れはだめだよ、その保険料は全部被保険者が取りなさいという、この方向では、やっぱりこの制度自体、住民の医療にかかる権利そのものが守られないという、そういうことで取り組みが進められているんです。

やっぱり、そういうことで私たちも我が町としてもやっていく。これが先ほど私、震災とのかかわりで申し上げた、どんなまちづくりしていくの、本当に安心して安全な住みよいまちづくりということの原点は、僕はここだというふうに思っているんですよ。こういう立場にぜひこれから検討していただきたいです。せめて均等割における子ども負担、赤ん坊や保育園の子ども、収入がない、こういう人たちまで同じように、同じ年金をもらっているんだろうという人と同じ形で、この税率かけていくわけですから、こういうものだけでもやっぱり軽減する、見直していく。そういうものをしていく必要があるんじゃないかと私は思っているんですが、そういう方向性についてどのように考えているか、町長にもう一回見解を伺っておきたい。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 復興計画に絡めて言えば、いろんな面でのセーフティネットと関連が出てくるのかなと捉えているところでもございます。

現行制度の中では、先ほども申し上げましたように、新たに町独自で軽減することは難しいものとされていると私は捉えております。そのため、恒久的な保険料の軽減、これについては、本町そのものあるいは全国においても、構造的な課題ということで、対応には各自治体においても限界があるのではないかなと思っていますところでもございます。国の制度の中で対応すべきであり、国の責任ある対応というのが不可欠であると思います。

なお、全道町村会を通じ、子ども医療費の助成等の地方単独事業を実施している町村に対する国庫負担金の減額措置を全廃するとともに、さらには、国の制度として無料化を実施するなど、適切な措置を講じることとして要望もしてきているところでもございます。引き続きその活動の展開に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解を願いたいと思います。

○議長（小坂利政君） 11番、北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） 時間がなくなりましたのであれですけど、今言われたように、全国知事会、そして全国の市町村会等々も含めて、これらを国に強く要望しているところなんです。私どもとしても、国が1兆円入れればこの均等割、平等割はなくして国保運営できますよということを明らかにした政策も出しています。私たちも、今、町長が述べられた方向で、私たちの今述べたような方向、これは一致しているというふうに思いますので、これはともにそういう方向で取り組んでいきたい。ぜひ町長としても減免を含めて頑張ってくださいということを述べて、終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

◇ 中 島 勲 議員

○議長（小坂利政君） 次に、12番、中島議員。

〔12番 中島 勲議員 登壇〕

○12番（中島 勲君） まず質問に入る前に、昨年9月6日に発生しました地震対応につきまして、町長はじめ職員の皆さん方には、日夜本当に献身的に町民に対応していただきました。このことについては感謝と敬意を申し上げます。

それでは、通告に基づきまして質問を行いますけれども、過日、漁業者と漁業関係者との懇談会がありまして、そこでなされました懇談の内容、意見交流をもとに今回の質問をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず第一に、この漁業法改正の問題はありますけれども、具体的にむかわの漁師の方々がどういう考えをしているかということに焦点を合わせて質問をしてみたいと思います。

まず第一に、漁業振興についてでありますけれども、言うまでもなく、本町の漁業というのは漁港を中心に自立漁業の構築を目指してきて、ほぼそれに近い成果を上げているのだなと捉えております。そして、栽培漁業もそれなりに定着をしてくれております。

漁師の方々は積極的に対応していることなんですけれども、ただ、先ほど申し上げました昨年9月6日に発生した胆振東部の地震、これによって、漁場に限って言えば、幸いにも大きな被害からは免れました。しかしながら、過去を見ますと、8年前の東日本大震災の折には岩手県などの加工業者が壊滅的な打撃を受けまして、むかわの漁師の方々の捕獲した魚が加工用に回らないということで、かなりの壊滅的な打撃を受けておりました。やっと回復した、この上でございましたけれども、さらに昨年9月に発生した地震によりまして、今まで地元の魚を近隣の仲卸の方に買っていたいたわけなんですけれども、その地震災害によるんでしょう、その仲買人が仕事を廃業としたと。廃業したということになりまして、本町の漁業者の水揚げした量が思うように流通していないという結果にあります。

このように、漁師そのものの過失とか優柔不断ではなくて、災害によってその二次的被害が今まともに受けているというのが、漁業全体でございますけれども、きょうは全体のうちから小さい型のカレイですね。手のひらくらいのカレイなんですけれども、このカレイに限定してお伺いをしたいと思います。

このカレイについては、網にかかっても買い手がつかないと。買い手がついても、本当の申しわけ程度。箱代にもならないということでございまして、それでも網にかかるわけですから何とかしなければならぬというふうにとっていますけれども、その対策として、網の目の大きなのでそのカレイ類を捕獲するんですけれども、それでもやっぱり手のひらくらいの小さなのがかかってくるというのが現状でございます。

ここで質問ですけれども、町長の執行方針につきまして、漁業の振興対策の中で資源管理、魚価の向上と安定を掲げ、着実に取り組んでいくところありますけれども、これについて、個別に質問をいたします。

まず1つ目は、魚価向上と安定をどのような手法で取り組んでいこうとしているのか。

2つ目が、スナバカレイ、アサバカレイの生産量と単価の推移をどのように捉えておられるのか。これはスナバ、アサバというのはカレイの種類で、ほとんど素人に見分けがつかないそうです。手のひらくらいのカレイと思っておればよろしいんですけれども、これをどのように振興しようと進めておられるのか。

3番目として、この小型カレイの供給について、市場規模、これをどのようにして対策し

ようとしているのか。

それから、4つ目が、以上のような現状を踏まえて、小型カレイの販路拡大対策の一環として、地産地消という見地から、例えば学校給食のほうに供給を図られないものかという意見も出ておりました。確かに、こういう今申し上げた現状ですから、捨てるのももったいないということで意味はわかりますけれども、この辺について4点ほどお伺いします。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 漁業の振興についての御質問にお答えをしたいと思います。

まず、1点目の魚価の向上と安定化についてでございます。鵠川漁協が運営します産地卸売市場におきまして、産地仲買人等の減少により販路の先細り、それから競争入札機能の低下による浜値の下落、そして盛漁期の流通経路の確保に課題を抱えており、組合員の所得確保に向けた水産物の流通、販売対策が喫緊の課題とされていると認識をしております。

鵠川漁協におきましては、新たな販路の拡大と、一定数量以上の水産物を直接販売による水産物の付加価値の向上と組合員の所得確保を目指し、平成29年から、公設仙台中央卸売市場の卸会社とホッキガイ、ババガレイの取引が開始されたところであり、今回の新たな販路開拓に対しましては、平成30年度予算において、運賃、資材、備品費、市場調査費等の一部を支援しているところでもございます。今後におきましても、さらなる出荷市場及び出荷魚種の拡大による魚価の向上と安定化を図ることが検討されているところでございます。

2点目のスナガレイ、アサバガレイの生産量と単価の推移、3点目の小型カレイの市場機能を含めた振興対策につきましては、小型カレイは非常に単価が安い状況で推移しているとお聞きをしております。消費地市場への流通経路にも乗らないことから、水産物流通体制の構築とあわせ、地元消費や加工等も含めた有効活用策の検討が必要と考えております。

国における水産加工、流通構造の改善に対する支援のほか、本町におきましても、起業力耕上促進に対する支援もしているところから、販路開拓及び販売促進に向けた付加価値向上への取り組みに期待するところでございます。

最後に、小型カレイの販路拡大対策における学校給食等への供給につきましては、今後関係機関団体等による協議の場を設けていきたいと考えております。

○議長（小坂利政君） 12番、中島議員。

〔12番 中島 勲議員 登壇〕

○12番（中島 勲君） 町長のほうから有効活用策を検討したいという回答があったわけですが、いつまで検討するのか、毎回質問ですけれども検討しますということで終わっ

てしまっているんですけれども、この漁業の関係につきましては、せっぱ詰まった問題、特に小型カレイについてはせっぱ詰まった問題で、検討もよろしいんですけれども、早急に実施をしてほしいということでございました。

それから、このカレイの価格でございますけれども、私の調査したところによりますと、このスナバガレイ、アサバガレイについては昨年度はキロ111円だそうです。それが今年は14円なんです。12.6%しか収入がないということで、非常に困った問題というふうに捉えております。これらを、繰り返しになりますけれども、地産地消という考えから町内で消費をしたらどうなのかと。

ちなみに、農産物につきましては、確たる数字ではありませんけれども、二百数十万円は学校給食のほうに回っているというふうに聞いております。そういうこともありますので、確かに、魚介類については生では供給できないということもあります。

それで、いろいろ懇談したんですけれども、漁業関係者の方からは、加工施設を準備したということです。具体的に言いますと、頭と尾っぽとはらわたを取って、そして半干しにして、それを例えば学校給食のほうに納めると。給食の方はそれに、小麦というんですか、粉を混ぜて揚げればいのように、その乾燥しぐあいも調整できるような施設を確保したというふうに聞いておりますので、聞いておるでなくて、なっております。ですから、この辺も加味して給食の関係について検討していただきたいなというふうに思います。

そういうことで、自然を相手の職業ですから、たまたま農業、林業、漁業というふうに3つがあるわけなんですけれども、たまたま大きな被害を今回受けなかったわけなんですけれども、間接的に流通関係で打撃を受けているということを認識をしていただきたいというふうに思います。

それで、この価格について検討するという、有効活用の検討というんですけれども、今、具体的に、確約でもなくてよろしいんですけれども、こういう方向に進めたいというのがあれば聞かせてほしいなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 答弁の方向性を整理したいと思います。

町として、魚価の向上と安定化を図る検討という表現はしていなかったかと思います。漁業関係者の中において検討されてきている状況と伺っております。

また、客観性を持った中で、地元消費、加工等も含めた有効活用策の検討が必要とされると町として捉えているところでもございます。町として活用を検討するという表現ではござ

いません。そこだけは御理解願いたい。

それとあわせて、最後の学校給食の関係も含めて、関係機関団体等による、これは主語で
ございます。協議の場は設けていきたいと考えております。

○議長（小坂利政君） 12番、中島議員。

〔12番 中島 勲議員 登壇〕

○12番（中島 勲君） 現状をよく見ていただいて、できれば漁業者の方と懇談をしていっ
たほうが、私が間接的に言うよりも具体的にわかるんじゃないかと思っておりますので、その辺も
検討していただきたいと思っております。

次に、2番目のししやものふ化場建設についてでありますけれども、この件につきまして
は、いわゆるししやものを町魚とする本町にあって、長年の懸案事項であり、町長の執行方針
でも触れましたけれども、次の2点についてお伺いします。建設の進捗状況について。2つ
目が、事業主体との協議経過はどのようになっているのか。この2点についてお伺いします。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） ししやものふ化場建設につきましては、この間、関係漁協、行政機関
及び試験研究機関を委員とします、ししやものふ化場建設検討委員会を開催し、協議を進めて
きているところでもございます。

平成30年度につきましては、施設の構造、配置を決定し、水利権取得の申請業務等を進め
るため、平成30年8月から2019年6月を委託期間として実施設計業務を発注しているところ
でございます。発注後間もない9月6日に胆振東部地震が発生し、その復旧業務を優先する
ことから、実施設計業務は実質中断しておりますが、2月に町受託業者及び鵠川漁協による
打ち合わせを実施、3月には漁協等を交えて、試験研究機関、河川事業所等との打ち合わせ
を実施し、2019年度に実施設計を終了、その後、水利権取得の業務を行う予定でございます。

なお、ふ化場の建設に当たりましては、施設の運営主体の意見が不可欠なことから、随時
鵠川漁協と打ち合わせを行いながら取り組みを進めているほか、検討委員会などにおいての
漁協役員との協議を行っております。

○議長（小坂利政君） 12番、中島議員。

〔12番 中島 勲議員 登壇〕

○12番（中島 勲君） ちょっと聞き漏らしたと思うんですけれども、水利権の取得日の予
定になりますか、それはいつごろをめどとしているのでしょうか。

○議長（小坂利政君） 太田産業振興課参事。

○産業振興課参事（太田剛雄君） 私のほうから回答いたします。

現在、先ほど回答のとおり、実施設計を委託発注しております。そこにおきまして、必要水量等決定いたしますので、その後、河川事務所のほうに、並行して事前協議は進めますが、正式に申請するのは実施設計終了後になります。従いまして、31年度後半もしくは平成32年度前半に申請の正式な事務が開始する見込みとなっております。

○議長（小坂利政君） 12番、中島議員。

〔12番 中島 勲議員 登壇〕

○12番（中島 勲君） 確認しますが、大体おおよそ今年度末か新年度ぐらいにはできるだろうというふうにとってよろしいですか。

○議長（小坂利政君） 太田産業振興課参事。

○産業振興課参事（太田剛雄君） 正式に申請につきましての、またコンサルというのを委託発注しますので、それがその時期に行う見込みと。そして、また申請後は水利権取得に1年から2年かかるというふうに河川事務所のほうに示されていますので、実際に取得するのは、相手方の都合にもよりますが、そのくらいの時間は要する見込みとなっております。

○議長（小坂利政君） 12番、中島議員。

〔12番 中島 勲議員 登壇〕

○12番（中島 勲君） わかりました。

地震災害によりまして、非常に普通の仕事と違う仕事がウェイトを占めているわけです。現状ですけれども、やはりこういう先進的な取り組みについては、その仕事の重要性はわかりますけれども、復興・復旧ですね、並行して、今のこの漁場問題も進めてほしいというふうに思います。少なくとも漁師にとっては非常にプラスになると同時に、むかわ町のためにもすごく、PRあるいはいろんな面で、観光の面でもプラスになると思いますので、復旧・復興とあわせて、おくれることなくこの事業を進めていただきたいと思います。答弁はあれば。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） これから策定していきますむかわ町の復興計画の中の復興の方向性の大きな柱に、災害により強い地元経済というんでしょうか、その中にはもちろん漁業も入っているところでございます。あわせて、先ほどから答弁にも立っておりますけれども、今年の年明けから、北海道から水産の専門員の太田参事も人的支援として御尽力をいただいております。技術的な助言等々も含めながら、今後のししゃもふ化場の建設

に向けて弾みをつけていきたいと思いますので、御理解願いたいと思います。

○議長（小坂利政君） 12番、中島議員。

〔12番 中島 勲議員 登壇〕

○12番（中島 勲君） これで終わりますけれども、太田参事さんには特段のひとつ汗を流していただきたいということをお願いしまして終わります。

◎散会の宣告

○議長（小坂利政君） これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成31年第1回むかわ町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

散会 午後 4時35分

平成31年第1回むかわ町議会定例会

議 事 日 程 （第2号）

平成31年3月15日（金）午前10時開議

町長提出事件

- 第 1 同意第 1 号 むかわ町教育委員会の委員の任命につき同意を求める件
- 第 2 議案第 7 号 むかわ町胆振東部地震対策基金条例案
- 第 3 議案第 8 号 むかわ町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 4 議案第 9 号 むかわ町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 5 議案第10号 むかわ町職員の寒冷地手当に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 6 議案第11号 むかわ町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 7 議案第12号 むかわ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 8 議案第13号 むかわ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 9 議案第14号 むかわ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
- 第10 議案第15号 むかわ町国民健康保険穂別診療所設置条例の一部を改正する条例案
- 第11 議案第16号 介護保険法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例案
- 第12 議案第17号 平成30年度むかわ町一般会計補正予算（第14号）
- 第13 議案第18号 平成30年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第6号）
- 第14 議案第19号 平成30年度むかわ町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第15 議案第20号 平成30年度むかわ町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 第16 議案第21号 平成30年度むかわ町上水道事業会計補正予算（第6号）
- 第17 議案第22号 平成30年度むかわ町下水道事業会計補正予算（第6号）
- 第18 議案第23号 平成30年度むかわ町病院事業会計補正予算（第5号）
- 第19 議案第24号 平成31年度むかわ町一般会計予算
- 第20 議案第25号 平成31年度むかわ町国民健康保険特別会計予算
- 第21 議案第26号 平成31年度むかわ町後期高齢者医療特別会計予算

第22 議案第27号 平成31年度むかわ町介護保険特別会計予算

第23 議案第28号 平成31年度むかわ町上水道事業会計予算

第24 議案第29号 平成31年度むかわ町下水道事業会計予算

第25 議案第30号 平成31年度むかわ町病院事業会計予算

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（13名）

1番	東 千 吉 議 員	2番	舞 良 喜 久 議 員
3番	山 崎 満 敬 議 員	4番	佐 藤 守 議 員
5番	大 松 紀美子 議 員	6番	三 上 純 一 議 員
7番	野 田 省 一 議 員	8番	三 倉 英 規 議 員
9番	星 正 臣 議 員	10番	津 川 篤 議 員
11番	北 村 修 議 員	12番	中 島 勲 議 員
13番	小 坂 利 政 議 員		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	竹 中 喜 之	副 町 長	渋谷 昌 彦
支 所 長	田 所 隆	会 計 管 理 者	藤 井 清 和
総務企画課長	成 田 忠 則	総務企画課参事	大 塚 治 樹
総務企画課参事	上 坂 勇 人	総務企画課幹主	梅 津 晶
総務企画課幹主	柴 田 巨 樹	総務企画課幹主	西 幸 宏
町民生活課長	萬 純二郎	町民生活課参事	飯 田 洋 明
町民生活課幹主	菊 池 恵 美	健康福祉課長	高 橋 道 雄

健康福祉課主幹	今井喜代子	健康福祉課主幹	藤田浩樹
産業振興課長	酒巻宏臣	産業振興課参事	太田剛雄
産業振興課主幹	東和博	産業振興課主幹	今井巧
産業振興課主幹	松本洋	建設水道課長	山本徹
建設水道課主幹	江後秀也	建設水道課主幹	兄後敏彦
地域振興課長	石川英毅	地域振興課主幹	長谷山一樹
地域振興課主幹	菅原光博	恐竜ワールド戦略室長	加藤英樹
恐竜ワールド戦略室主幹	櫻井和彦	地域経済課長	吉田直司
地域経済課主幹	高木龍一郎	地域経済課主幹	西村和将
国民健康保険穂別診療所事務長	藤江伸	教育長	長谷川孝雄
生涯学習課長	齊藤春樹	教育振興室長	田口博
生涯学習課主幹	上田光男	生涯学習課主幹	佐々木義弘
選挙管理委員会事務局長	成田忠則	農業委員会事務局長	鎌田晃
農業委員会支局長	高木龍一郎	監査委員	数矢伸二

事務局職員出席者

事務局長	八木敏彦	主査	長谷山美香
------	------	----	-------

◎開議の宣告

○議長（小坂利政君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は13人です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成31年第1回むかわ町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

開議 午前10時00分

◎議事日程の報告

○議長（小坂利政君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

◎同意第1号の上程、説明、採決

○議長（小坂利政君） 日程第1、同意第1号 むかわ町教育委員会の委員の任命につき同意を求める件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

竹中町長。

〔竹中喜之町長 登壇〕

○町長（竹中喜之君） 同意第1号 むかわ町教育委員会の委員の任命につき同意を求める件につきまして御説明を申し上げます。

本件につきましては、本年5月11日の任期満了に伴う教育委員として、むかわ町穂別604番地の3、久保田夕子氏を引き続き任命いたしたく、地方教育行政の組織と運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（小坂利政君） 提案理由の説明が終わりました。

これから同意第1号 むかわ町教育委員会の委員の任命につき同意を求める件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第1号 むかわ町教育委員会の委員の任命につき同意を求める件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第2、議案第7号 むかわ町胆振東部地震対策基金条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西総務企画課主幹。

〔西 幸宏総務企画課主幹 登壇〕

○総務企画課主幹（西 幸宏君） 議案第7号 むかわ町胆振東部地震対策基金条例案につきまして御説明申し上げます。

議案書の1ページをお開きください。

また、別冊配付してございます議案説明資料3ページもあわせてごらんいただきたいと思います。

平成30年9月6日に発生した北海道胆振東部地震により、むかわ町においては未曾有の被害がもたらされ、未来につなぐまちづくりを進めるために復旧・復興に向けた取り組みをむかわの底力でしっかり力強く推し進める必要があります。

本件は、北海道胆振東部地震からの復旧及び創造的復興に要する事業並びに災害に強い安全なまちづくりを実現するための事業の財源に充てるため、地方自治法第241条第1項の規定により条例を定め、基金を設けるものでございます。

基金の充当におきましては、今後策定いたしますむかわ町災害復興計画に登載する事業に限定するものとし、一般財源の平準化を図るものでございます。

なお、基金の名称につきましては、北海道胆振東部地震からの復旧・復興のみならず、将来に向けてより災害に強いまちづくりを発展的に取り組む必要があり、その対策に要することを基金名称に込めたものでございます。

それでは、主な条文について御説明させていただきます。

第1条は、北海道胆振東部地震からの復旧及び創造的復興に要する事業並びに災害に強い安全なまちづくりを実現するための事業の財源に充てるため、むかわ町胆振東部地震対策基金を設置するものでございます。

第2条から第5条は、他の特定目的基金条例との整合性を図り、その管理及び運用につい

て定めるものでございます。

第6条は、基金の処分に関する規定でございます。第1条の事業のために基金の全部または一部を処分できることとしておりまして、積立金原資の処分を可能としているものでございます。

なお、施行日は公布の日からとし、別途提出議案の平成30年度一般会計補正予算（第14号）で災害見舞金等の寄附金を原資として積立額1億円を計上しておりますが、今後は寄附金などで積み増しをしていく考えでございます。

以上で議案第7号 むかわ町胆振東部地震対策基金条例案の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議、御決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 基金について幾つかお尋ねをしておきたいというふうに思います。

基本的には復興計画に基づいて、その復興計画で決められた事業の範囲というふうになっておるんですが、その事業の内容がまだ不明確なので、若干お尋ねをしておきたいと思いますが、基本的にはおおむねどのような形で、その計画が、事案が想定されていくのか、その点について第1点、伺っておきたいというふうに思います。

それから、2つ目には、本町としても、この基金の問題では北海道に何とかこの胆振東部災害を支援する形での基金ということを要請しております。そういうふうなことがなかなか前に進まない事態にあるわけで大変残念なんです、引き続きこれは行政としても要請をしていくだろうし、我々としてもそういう希望を持っております。そうした場合に、そういうものとの整合性をどのように図っていくというふうに考えておられるのか、そこら辺を含めてお伺いしておきたい。

○議長（小坂利政君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） 1点目の復興計画の事業はどのようなことかというふうなことでございましたけれども、まず、基金の目的というのは、先ほど説明を申し上げましたように、昨年からの多くの寄附金をいただいているところでございます。そういった中で、30年度に既に基金を充当しながら、例えば住宅の助成事業であるとか、そういった被災者支援等の事業にも充当してきているところでございます。そういった中で、残されている財源を用途

を明確にしていくというようなことで、このたび基金という形で、対策基金という名前を使いまして基金を創設したところでございます。そういった中で、いただいた復興に充てている指定の寄附については、しっかりと財源管理、使途を明確にしていくというような目的でございます。

それで、使い道と、使途ということでございますけれども、実際には先ほど申し上げましたように、今後の復興計画の中でということでもありますけれども、具体的には通常の補助ですとか、既存の事業に該当しないようなすき間の支援、そういった、どちらかというソフト事業に充てていくようなことを今のところ考えているところでございます。具体的な中身については、現在まだ検討されている途上でございますので申し上げることができませんけれども、今後の検討の中でメニュー化をしていきたいというふうに考えているところであります。総体的には広く被災者支援、そしてまた、産業の振興、また、防災対策、そういったものを総合的に見ながらメニューというものを今後考えてまいりたいというふうに考えているところでございます。基本的には被災者の支援、そしてまた、団体事業者等の負担軽減に充てられればというふうに考えているところでございます。

それと、北海道との基金の関係でございますけれども、この間、3町合同で北海道に復興基金の創設をということで要望をしてきているところでございます。経過については、今、議員からあったようなことでございますけれども、今後とも町としても基金の創設というのは要望してまいりたいというふうに考えてございます。そういう意味では、今回は胆振東部の復興基金ということではなくて、地震対策基金ということで、一定の線引きというか、すみ分けをした中で、まずは町の中で、町でできる基金として創設をしたところでございます。これをもって道に対する要望がなくなったということではないということと考えていただければというふうに思っております。

○議長（小坂利政君） 11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 理解はいたします。ただ、もう1点だけちょっとお伺いしておきたいんですけれども、この対策基金の目的が先ほどの説明、最初の説明では復興計画の範囲にということでございました。今、副町長からお話があった中では、いろいろな、さまざまな事業のすき間を埋める、復興まではいかないけれどもという状況でございました。そこら辺のところはちょっとずれが生じるような気がするんですけれども、その辺のところ、もう1回改めて御説明を願いたいというふうに思います。

○議長（小坂利政君） 成田総務企画課長。

○総務企画課長（成田忠則君） 基金の使途のお尋ねかというふうに思いますけれども、現在、被災者支援ということで、町単独で住宅の修繕等に課税世帯については20万、非課税については10万円というような支援をしているところでございます。この支援につきましても、新年度もこれから一部損壊から半壊に変わっていく場合に、引き続き31年度もどうするかといったような課題もあります。今は30年度の事業で取り組んでいるところでございますけれども、調査が進めばまたそういった事態も出てくるぞということでございますから、そういった財源手当もしていかなければならないと。1例を申し上げましたけれども、こんなような形のものが出てくるのかなというふうに思います。

また、昨日も一般質問の中でありました。北海道のほうで手当をしていただいています、例えば家電の部分だとか、そういったところも当然対応していかなければならないという被災者支援の部分についてやはり手厚くということで、ほかと同じ形で支援をしていかなければならないということでございますので、そういったところも含めて、基金の使い道というところも考えていかなきゃならないなというふうに思っておりますので、御理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 基金の財源の問題なんですけれども、震災関連寄附金を財源とするというふうなお話でしたけれども、いつまでも皆さんが心配してくださって、寄附を寄せてくださったらいいんでしょうけれども、それもそうそういつまでも続くものとは私は思っていないくて、その場合、1億円の積み立てを予算計上していますけれども、それも全てが寄附金だったのかなというちょっと私は疑問もあるんですけれども、私はそういう心配があるんです、いつまでも寄附金が続くのかなと。そういったこともどのように想定されているのかということが1つと、今も課長のほうからお話ありましたけれども、昨日ほかの方の質問の中で、町の事業にもひっかからないというか、対象にならない災害を受けた方というのはいますよね。そういった制度の中に、これまでの制度の中に対象とならないそういう被災した対象の物件というか、案件というのはいっぱいあると思うんです。そういうものも含めて、広く対象として考えていくのかどうかの2点について伺います。

○議長（小坂利政君） 成田総務企画課長。

○総務企画課長（成田忠則君） 基金の財源のお話がありました。今回の基金の創設に当たっては、支援金をいただいておりますので、この金額が1億8,000万程度、これまで寄附をいただいているところでございますけれども、このうちの1億円ということで基金に充てた

いというふうに思っています。そのほかのものについては、先ほど副町長が答弁したとおりでございますけれども、今後この基金の財源というものが、支援金がなかなかこれ以上見込めないということであれば、これまで復興・復旧に向けて町としても相当持ち出しをしております、財政調整基金も取り崩しをしているというお話もさせていただいております。そういう中で、特殊財政事情というものがございまして、こういった中で特別交付税という手当も期待をしながら、そういった部分を財源に充てていくということも一つ考えられるのかなというふうに思っておりますので、この点については御理解をいただきたいと思っております。

また、支援の関係でございますけれども、なかなか支援の行き届かないところについての対応ということも今質問ありましたけれども、この部分については、どういったニーズがあって、どうなのかというところが、まだまだその辺について私どもとしても承知をしていないというところでございます。具体的にそういった支援ができるのか、できないのかというところも含めて、これから復興計画を策定するに当たって、ソフト事業、副町長が答弁したとおり、すき間的なソフト事業というところもスポットを当てていかなければならないということだと思いますので、そういった中で、今後の復興計画の中で十分に検討させていただくということでございまして、この点についても御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 1億8,000万円の寄附金があったとおっしゃいましたけれども、これは義援金とは別なこととして考えて受け取っておりますけれども、例えばふるさと納税で指定して、これは例えば震災の復興のために使ってくださいとか、恐竜の卵基金に入れてくださいみたいなそういうものがあると思うんですけれども、その1億8,000万円というのは、純然と復興のために使ってくださいというふうに指定をされた寄附金なのかということをやっと確認させてください。

○議長（小坂利政君） 成田総務企画課長。

○総務企画課長（成田忠則君） 今、寄附金のお尋ねの件でございますけれども、義援金と寄附金、いわゆる見舞金の部分に相当する部分でございますけれども、この部分についてはもと違うということでございます。義援金というのは、先般の12月の議会でもお話しておりますけれども、被災者に直接やはり行き渡るようなお金ということでございまして、これについては別に義援金をいただいております。

支援金という部分につきましては、町に直接寄附という形で来ているもの、それから、ふるさと納税で災害対応ということではいただいているもの、これらを合わせているということでございますので、義援金と支援金という部分では明確に違いをきっちりつけていきながら対応していくということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

7番、野田議員。

○7番（野田省一君） ちょっと今わからないんで、単純なお話でお聞きしたかったんですけども、基金を創設した後の義援金、寄附金の扱い方については、来年度1億円ということとわかるんですけども、30年度においては、今までの部分、ここの基金をつくった後は、30年度は義援金、寄附金はどういうふうに使ったかという流れはここでは確認できないということなんですか。どういふふうに会計処理上処理したのか、ちょっと教えていただければ。

○議長（小坂利政君） 成田総務企画課長。

○総務企画課長（成田忠則君） まず、義援金でございますけれども、これについては罹災証明を交付をされた方、あるいは罹災証明を出していなくても被害があったということで、町のほうとしては単身世帯について1万5,000円、そしてまた、複数世帯については3万円ということで交付をさせていただいております。さらに、住宅に被害があった方々についても、ここは義援金という形で、道の義援金の部分に上乗せをして交付をさせていただいているというところでございます。これは現在も事務を進めておりまして、実際に申請があったものについては随時交付をしていくということでございます。

支援金の部分については、義援金とはまた別で、先ほど副町長からもちょっと答弁ありましたけれども、住宅の今、応急修理ということで、町の単独でもって、先ほど言った10万、20万円の支援ということでさせていただいているものについて充当させていただいているというようなことでございますので、義援金は被災者の方々に直接行き渡るお金ということで整理をさせていただいているということでございますので、御理解をいただきたいというふうに思ひます。

○議長（小坂利政君） 7番、野田議員。

○7番（野田省一君） 聞き方悪かったのかもしれないけれども、それで寄附金の扱いは30年度どういふふうにするのかと思ったんですよ。寄附金としての会計処理上どう、ここの基金に入れるわけ、全部使い切ったわけじゃないですよ、寄附金という部分では。それはどう繰り越していくのか、30年度の会計に上げるのか。

○議長（小坂利政君） 成田総務企画課長。

○総務企画課長（成田忠則君） 余った部分については、31年度に繰り越しをするということ
でございます。1億円はまず基金に積んで、残ったものについては繰り越しをさせていただ
くということでございます。

○議長（小坂利政君） 7番、野田議員。

○7番（野田省一君） ということは、寄附金としてはどの程度会計上残っていることになっ
て、ざくつとした話でいいんですけれども、幾らほど残っているものなのか、そこだけ確認
させてください。

○議長（小坂利政君） 成田総務企画課長。

○総務企画課長（成田忠則君） 数字の詳細については、今、手元に用意しておりませんので、
後ほどまたお答えをしたいというふうに思います。

○議長（小坂利政君） いいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第7号 むかわ町胆振東部地震対策基金条例案を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第3、議案第8号 むかわ町職員の勤務時間、休暇等に関する条

例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

梅津総務企画課主幹。

〔梅津 晶総務企画課主幹 登壇〕

○総務企画課主幹（梅津 晶君） 議案第8号につきまして提案内容の御説明を申し上げます。

議案書は3ページをお開きください。

この改正は、職員の時間外勤務命令の上限時間等について、国の人事院規則の改正に基づき条例の整備を行うものでございます。

民間労働法制においては、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律が昨年公布され、時間外労働の上限規制の導入が本年4月から施行されることとなっており、国家公務員においても、これに準じて人事院規則が改正されることから、条例を一部改正するものでございます。

今回の改正については、条例に規則への委任事項を追加し、詳細については規則を一部改正することとなっておりますことから、その詳細を含めまして、説明資料を用いて御説明させていただきます。

議案説明資料につきましては、5ページをごらんいただきたいと思います。

まず、条例の改正内容についてでございます。

第9条に第3項を加え、規則へ委任する規定となっております。

この改正後の第3項の委任事項に基づく規則の改正内容につきましては、説明資料の6ページをごらんいただきたいと思います。

この改正により、職員に時間外勤務を命ずる場合には1カ月45時間、1年で360時間の範囲内で必要最小限の時間外勤務を命ずることとなります。また、他律的業務の比重が高い部署として指定するものに勤務する職員に時間外勤務を命ずる場合には、1年で720時間の範囲内で、2カ月から6カ月の平均では80時間、1カ月では100時間未満で時間外勤務を命ずることができることとなりますが、1カ月45時間を超える時間外勤務は1年間のうち6カ月までとされておるところでございます。

また、1年の途中で他律的業務の比重が高い部署とこれ以外の部署を異動した場合の上限時間の設定についても規定されるほか、上限時間の特例としまして、特例業務に従事する職員に対し上限時間を超えて時間外勤務を命ずる場合については、上限時間の規定は適用しない規定となっております。

それでは、議案書 3 ページに戻って御説明を申し上げます。

附則につきましては、この改正規定につきましては平成31年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上、議案第 8 号につきまして提案の御説明を申し上げました。よろしく御審議、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

5 番、大松議員。

○5 番（大松紀美子君） 条例自体については、働き方改革ということで反対するものではないんです。ただ、3 に上限時間の特例ということで、この間のむかわ町の災害に関してのことが当てはまるかなと思うんですけれども、それ以外の通常の部分で、職員数は減っているわけですし、本当に時間外もかかわりなくなっていっちゃるということも聞いておりますし、実際に今のむかわ町の職員が減った中での業務の内容と比べてというか、から考えて、本当にこの条例に合ったような皆さんが仕事を終えて帰ることができるのかと、その実態から見て、この条例が通ったときにどういうふうになるのかなというのがちょっと私は心配しているんですけれども、その点での考え方があれば伺います。

○議長（小坂利政君） 梅津総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（梅津 晶君） ただいまの御質問についてお答えをしたいと思います。

議員御指摘のとおり、現在、本町職員の大半につきましては、通常の業務及び北海道胆振東部地震の復旧・復興に係る業務を並行して行っているところでございます。実際のところ、職員の業務時間につきましては、当然時間内でおさまらず、時間外業務を多くの時間強いられている職員もたくさんいるところでございます。今の胆振東部地震からの復旧・復興に係る業務につきましては、この施行後の条例では特例業務という中に位置づけをされてくるのかなと思いますが、仮に特例業務と指定されたとしても、時間外勤務については極力抑えていかなければならないと。必要に応じては医師の診断を受けさせたりしなければならぬというような運用通知も出ているところでございます。まずは、改正後の条例あるいは規則にのっとって、職員の勤務時間を管理していくに当たっては、すぐにこの規定の範囲内でできるとはちょっと考えておりませんけれども、まずは、国からの主導においては、特に週休日の勤務については厳重にチェックをして、しっかりまず休ませるときには休ませるというこ

とを4月から必ず行うようにというような通達も出ておりますので、まずはここからしっかりと運用を始めまして、現場とすり合わせをしながら、徐々にこの規則の範囲内におさまるように業務体制の整備を含めて行ってまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

2番、舞良議員。

○2番（舞良喜久君） ちょっとお聞きしたいんですけれども、45時間を超えて勤務を命ずるの6カ月というのは、これ連続でできるのか、一月おきできるのかということで、ちょっとそれ聞きたいのと、私たちも1回やってきたんですけども、80時間以上やった場合には、今、慰労問題で必ず健診をなさいと、そういう義務づけられて私たちもそういうことやってきたんですけれども、特に災害時とか何かのときはものすごいこれ、やっぱり時間外労働の時間が増えると思うんですよね。それに関しては必ず健康診断を受けて、血液検査はじめということで、心電図はじめ、そういうことを私たちもやってきたんですけども、そういうことをきちっとやっぱりやっていくということがものすごく大事じゃないかということで、その2点をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（小坂利政君） 梅津総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（梅津 晶君） ただいまの質問についてお答えをさせていただきます。

まず1点目の45時間超の勤務につきましてですが、720時間の範囲内で勤務をさせる場合という形の中では、1年のうち6月までは45時間を超えて勤務させることができるというふうに御説明申し上げました。この6月につきましては、連続する6月であっても、1年のうち飛び飛びで6月であっても、規則の範囲の中では許容されているということでございます。

2点目の職員の健康管理についてでございます。

こちらにつきましては、一月100時間を超えた場合は、職員の意思に関係なく、職場として医師の診断を受けさせなければならないという運用通達が出ているところでございます。ただ、この時間を下回った場合におきましても、職員の健康管理というのは必要ですので、各職場でしっかりと健康状態をチェックしながら、場合によっては、議員御指摘のあったとおり、医師の診断を受けさせたりとか、本人と面談をしたりといった中で、しっかりと働き続けられる職場づくりをしてまいりたいと思いますので、御理解をお願いいたします。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 8 号 むかわ町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 8 号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第 4、議案第 9 号 むかわ町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

梅津総務企画課主幹。

〔梅津 晶総務企画課主幹 登壇〕

○総務企画課主幹（梅津 晶君） 議案第 9 号につきまして、提案内容の御説明を申し上げます。

議案書は 5 ページをお開きください。

この改正は、職員の時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当に係る勤務 1 時間当たりの給与額について、労働基準法の規定に基づき条例の整備を行うものでございます。

労働基準法における割り増し賃金の基礎となる賃金は、所定労働時間の労働に対して支払われる 1 時間当たりの賃金額とされており、月給制の場合、労働と直接的な関係が薄く、個人的な事情に基づいて支給されている一部の手当を除き、各種手当も含めた月給を 1 カ月の所定労働時間で割り、1 時間当たりの賃金額を算出することとされております。

今般、総務省より、各地方自治体で支給している寒冷地手当について、勤務 1 時間当たり

の給与額に含めるべきか否かについては管轄の労働基準監督署と協議するよう通達があったことから、苫小牧労働基準監督署へ照会を行い、本町の寒冷地手当支給実態については、勤務１時間当たりの給与額に含めることが相当であるとの回答があったことから、条例を一部改正するものでございます。

説明の都合上、議案説明資料７ページをごらんいただきたいと思います。

第23条第２項中「及び住居手当（規則で定めるものに限る。）」を「、住居手当（規則で定めるものに限る。）及びむかわ町職員の寒冷地手当に関する条例（平成18年むかわ町条例第56号）に規定する寒冷地手当」に改めるものでございます。

議案書の５ページに戻って御説明を申し上げます。

附則につきましては、この改正規定は平成31年４月１日から施行とするものでございます。

以上、議案第９号につきまして提案の御説明を申し上げました。よろしく御審議、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第９号 むかわ町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第９号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 10 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第 5、議案第 10 号 むかわ町職員の寒冷地手当に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

梅津総務企画課主幹。

〔梅津 晶総務企画課主幹 登壇〕

○総務企画課主幹（梅津 晶君） 議案第 10 号につきまして提案内容の御説明を申し上げます。

議案書は 7 ページをお開きください。

この改正は、職員の寒冷地手当の支給区分について国の法改正に基づき条例の整備を行うものでございます。

本町の寒冷地手当については、国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に掲げる地域ごとに支給金額を定めておりますが、同表の改正により、条例に規定する地域の区分に改正の必要が生じていることから条例を一部改正するものでございます。

国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表では、これまで合併前の穂別町は 1 級地、合併前の鶴川町が 2 級地として規定されており、改正後は合併後のむかわ町として 2 級地で規定をされておりますが、本町の積雪関連の状況はこれまでと変わるものでないと認識をしております、これまでと同様の支給金額とするよう地域の区分の表記を変更するものでございます。

説明の都合上、議案説明資料の 8 ページをごらんいただきたいと思います。

第 2 条の表、地域の区分中、「1 級地」を「合併前の穂別町」に、「2 級地」を「合併前の鶴川町」に改めるものでございます。

議案書の 7 ページに戻って御説明を申し上げます。

附則につきましては、この改正規定は公布の日から施行とするものでございます。

以上、議案第 10 号につきまして提案の説明を申し上げました。よろしく御審議、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第10号 むかわ町職員の寒冷地手当に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号から議案第13号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第6、議案第11号 むかわ町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例案から日程第8、議案第13号 むかわ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案までの3件を一括議題とします。

議案第11号から議案第13号までの3件について提案理由の説明を求めます。

梅津総務企画課主幹。

〔梅津 晶総務企画課主幹 登壇〕

○総務企画課主幹（梅津 晶君） 議案第11号から議案第13号まで関連がございますので、一括して提案内容の御説明を申し上げます。

まず、議案第11号 むかわ町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例案につきまして御説明を申し上げます。

この改正は、職員等の旅費につきまして、国及び道との権衡の観点、旅行実態と本町の支給基準、支給額等についての検証により条例の一部改正を行うものでございます。

説明の都合上、議案説明資料の9ページ及び10ページをごらんください。

まず初めに、第18条に規定する車賃につきましては、軌道、バス等の運賃、燃料価格の上昇及び国や道との権衡の観点から踏まえ、1キロメートルにつき「30円」を「37円」に改めるものでございます。

次に、第19条に規定する日当につきましては、日当無支給地域が本町には設定されておりますが、旅行実態に合わせ旅費を支給する必要があることから、日当無支給地域の規定を廃止するものでございます。

また、支給額につきましても、道内と道外でそれぞれ1日当たりの定額を規定しておりますが、日当で支弁すべき交通費、食費、その他諸雑費の物価の上昇、また、特別職の職員につきましては、旅行内容や路程が他律的に決められることが多く、日当から支弁する費用も多くなる傾向にありますことから、国や道との権衡の観点から踏まえ、条例別表1を改め、新たに特別職と特別職以外の職員に区分をし、それぞれ1日当たりの日当の額を定めるものでございます。

なお、むかわ町の区域外において、町有諸車等、公用車等を想定してございます。以外の交通手段を使用しない場合、公用車のみで1日あるいは期間中の旅行が終わる場合という意味でございます。または、鉄路100キロメートル未満、水路50キロメートル未満もしくは陸路50キロメートル未満の旅行における日当の額につきましては、旅行に必要な費用が限定的であること。むかわ町の区域内で外勤をする場合との権衡の観点から、第19条第2項を新設し、日当の定額の2分の1に相当する額を支給するものと定めるとともに、第19条第3項を新設し、鉄路、水路及び陸路にわたる旅行における路程の換算について定めるものでございます。

次に、第20条に規定する宿泊料につきましては、特別職の職員につきましては、用務地間の移動効率化の観点から、宿泊先が他律的に決められることが多く、特別職以外の職員に比べ支出する宿泊料も高い傾向にありますことから、国や道との権衡の観点も踏まえ、条例別表1を改め、特別職と特別職以外の職員に区分し、それぞれ一夜当たりの宿泊料の額を定めるものでございます。

次に、第30条に規定する道外旅費の特例についてでございます。

議案説明資料につきましては、10ページをお開きいただきたいと思います。

第30条に規定する道外旅行の特例につきましては、交通費として日当を加算する旅行の区域を東京都内及び政令で指定する都市の区域内と定めておりますが、東京都特別区の区域外も含めた都内の移動を要する旅行の場合、日当の加算措置だけでは不足が生じる事例もあり

ますことから、東京都内を東京都特別区の区域内に改め、旅行の実態に合わせ旅費を支給できるものとするものでございます。

次に、議案第12号 むかわ町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案につきまして御説明を申し上げます。

議案書につきましては11ページ、議案説明資料につきましては11ページをごらんください。

この改正は、ただいま御説明を申し上げました議案第11号 むかわ町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例案の改正内容に基づき所要の改正を行うものでございます。

まず、第4条第2項につきましては、職員等の旅費条例別表1が改正され、特別職の職員または特別職以外の職員により日当と宿泊料の定額が区分をされたことから、議会議員の皆様につきましては、特別職の職員の規定を適用するよう定めるものでございます。

また、第4条第3項につきましては、職員等の旅費条例第19条に第2項及び第3項が追加されることから、条文の整備を行うものでございます。

なお、職員等の旅費条例の一部改正の提案理由で御説明申し上げました車賃の改正、日当の額を2分の1にする場合の規定並びに鉄路、水路及び陸路にわたる旅行における路程換算の規定の追加及び道外旅費の特例の規定の改正を含めまして、第4条第3項の規定により議会議員の皆様にも適用されるものでございます。

続きまして、議案第13号 むかわ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案につきまして御説明を申し上げます。

議案書につきましては13ページ、議案説明資料につきましては12ページをごらんください。

この改正は、議案第11号 むかわ町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例案の改正内容に基づき、所要の改正を行うものでございます。

まず、第4条第2項につきましては、職員等の旅費条例別表1が改正され、特別職の職員または特別職の職員以外の職員により日当と宿泊料の定額が区分されたことから、本条例の適用を受ける非常勤の特別職のうち、議会の選任同意または任命同意を要する職については特別職の職員の規定を、それ以外の非常勤の特別職につきましては特別職の職員以外のものの規定を適用するよう定めるものでございます。

次に、第4条第3項につきましては、職員等の旅費条例第19条に第2項及び第3項が追加されることから、条文の整備を行うものでございます。

なお、職員等の旅費条例の一部改正の提案理由で御説明申し上げました車賃の改正、日当を2分の1にする規定並びに鉄路、水路及び陸路にわたる旅行における路程換算の規定の追

加及び道外旅費の特例の規定の改正も含めまして、第4条第3項の規定により非常勤の特別職にも適用されるものでございます。

次に、第4条第4項につきましては、非常勤特別職の費用弁償につきまして、同日の旅行においては重複支給しない規定となっておりますが、複数の非常勤特別職に選任、任命または委嘱され、同日に異なる公務や異なる職として旅行する実態もありますことから、同一の公務でむかわ町の区域内を旅行した場合における車賃の額について規定をし、異なる公務や異なる職として同日に旅行する場合につきましては、旅行の実態に応じて車賃を支給するように定めるものでございます。

議案に戻って御説明を申し上げます。

議案書は9ページをお開きいただきたいと思います。

議案第11号 むかわ町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例案でございます。

第18条第1項中「30円」を「37円」に改め、第19条を改め、同条に第2項及び第3項を加え、第3条中「東京都内」を「東京都特別区の区域内」に改め、別表1も改めるものでございます。

附則につきましては、平成31年4月1日から施行とするものでございます。

続きまして、議案書11ページ、議案第12号 むかわ町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案でございます。

第4条第2項中「別表1」を「別表1中特別職の職員の項」に改め、同条第3項中「、旅費条例（第19条を除く。）」を「、旅費条例（第19条第1項を除く。）」に改めるものでございます。

附則につきましては、平成31年4月1日から施行とするものでございます。

続きまして、議案書13ページ、議案第13号 むかわ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案でございます。

第4条第2項中「支給する職員は、むかわ町職員等の旅費に関する条例」を「支給する職員は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれむかわ町職員等の旅費に関する条例」に改め、同項に第1号及び第2号を加え、第4条第3項中「、旅費条例（第19条を除く。）」を「、旅費条例（第19条第1項を除く。）」に改め、第4条第4項を改めるものでございます。

附則につきましては、平成31年4月1日から施行とするものでございます。

以上、議案第11号から第13号まで一括して提案の説明を申し上げます。よろしく御審議、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑の順番は議案番号順とします。

まず初めに、議案第11号について質疑はありませんか。

3番、山崎議員。

○3番（山崎満敬君） 11号の第9条の部分が、日当無支給地域が廃止になるということなんですが、同時に時間的なことも廃止になるということで、第1表に準ずるということで。これ、ただ行って物を届けて帰ってきただけでも該当するということなののでしょうか。

○議長（小坂利政君） 梅津総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（梅津 晶君） ただいまの御質問についてお答えをさせていただきます。

改正後の規定によりますと、今、議員の御指摘のありました旅行についても旅費が支給されることになります。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑はありませんか。

3番、山崎議員。

○3番（山崎満敬君） これはちょっと問題かと思うんで、19条に残っていた時間的なことは残したほうがいいんじゃないかと思うんですが、その辺の見解はどのように思いますか。

○議長（小坂利政君） 梅津総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（梅津 晶君） 条例の規定では、職員が出張した場合には旅費を支給するという第4条のほうに基本的な原則がございまして、細かい部分についてはこの条例に金額も含めまして規定をされているところでございます。

旅行に必要な費用としましては、日当はおおむねその構成要素の半分は交通費、その他のおおむね半分は食費、その他諸雑費というふうにされておるところでございます。また、宿泊料等も含めまして、国等も含め、本町もかかった費用を精算する形ではなくて、定額を支給するという形で旅費をこれまでも支給してきているところでございます。これにつきましては、旅費の支給事務につきまして、精算主義をとることによりまして事務がかなり煩雑化するということを踏まえまして、国や道も同様の規定をとってあるところでございます。そういったところで、議員御指摘のありましたとおり、旅費の支給の対象となる地域に用務で出かけて戻ってくるという部分につきまして、実際に日当を支弁すべき費用が発生するのかしないのかというところは、個別の事案によるところでございしますが、日当につきましてもそのほかの費用と同様定額で支給する主義をとっておりますので、今般は距離的な要件は設

けさせていただきましたが、時間的な要件を削除したところでございます。距離的な要件につきましては、先ほど申し上げましたとおり陸路で、これは往復という意味でございますが、50キロ未満の場合につきましては、かかる費用も一定以下ではないかということで2分の1ということにしているところでございます。必然的に、こちらに時間の概念も同時にあわせ持つことになるのかなという判断でございます。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 予算書の中できつと出てくるんでしょうけれども、この3つの条例改正によってどれだけの支出が増えていくのかということ、計算されていると思うんですけども、どの程度の負担がそれぞれで増えていくのか伺います。

○議長（小坂利政君） 梅津総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（梅津 晶君） ただいまの御質問についてお答えをさせていただきます。

各事業で持っております旅費につきましては、支給の対象となる職の方によって、日当でありましたり、宿泊料の額の改定が、率が違うものですから一概にはちょっと計算はできないんですけども、おおむね多いところで約3割弱ぐらいの旅費の増加が見られるところもあるところでございます。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで議案第11号の質疑を終わります。

次に、議案第12号について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで議案第12号の質疑を終わります。

次に、議案第13号について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで議案第13号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の順番は議案番号順とします。

まず初めに、議案第11号について原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認めます。

これで議案第11号についての討論を終わります。

次に、議案第12号について原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認めます。

これで議案第12号についての討論を終わります。

次に、議案第13号について原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認めます。

これで議案第13号についての討論を終わります。

これから採決を行います。

採決の順番は議案番号順とします。

まず初めに、議案第11号 むかわ町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号 むかわ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号 むかわ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第9、議案第14号 むかわ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

飯田町民生活課参事。

〔飯田洋明町民生活課参事 登壇〕

○町民生活課参事（飯田洋明君） 議案第14号 むかわ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案につきまして提案理由を御説明いたします。

議案書15ページになります。

本条例改正につきましては、平成30年4月から実施されております国民健康保険の都道府県化に伴い、所要の改正を行うものでございます。

説明の都合上、別冊議案説明資料13ページをお開き願います。

平成31年度に行う改正の内容をまとめた資料となっております。

今回の改正につきましては、昨年の改正時にも御説明してきたとおり、標準保険料率との乖離している部分につきまして、3年程度でその差を解消していく計画としており、それに沿った改正内容となっております。

資料の上段の表は課税限度額に係る改正、中段の表は所得割と資産割に係る改正、下段の表は均等割と平等割について、それぞれ改正する内容を区分ごとにまとめております。

各表の平成30年度の欄が現行の内容となっております。平成31年度の欄が今回改正する内容となっております。また、平成32年度の欄に記載している額及び率につきましては、現時点での国基準及び平成31年度確定納付金に基づく数値となっておりますので、この額、率に平成32年度に改正するという予定ではなく、参考数値として御理解いただきたいと思います。

初めに、課税限度額につきましては、これまで国基準の改正を見送ってきた経過もありますことから、国基準と13万円の差が出ている状況でございます。

医療分につきましては、平成31年度 3 万円増の57万円に、後期分は 2 万円増の18万円に、介護分は 1 万円増の14万円に、合計で 6 万円増の89万円に改正するものでございます。

続きまして、所得割と資産割でございます。

標準保険料率は 3 方式で算定されているところでございますが、本町は資産割を含む 4 方式となっていますことから、平成32年度までに資産割をゼロにし、所得割を標準保険料率に近づけるということとしてきております。

平成31年度は、所得割を平成31年度確定納付金に係る割合12.72%と現行の10.38%との差の 2 分の 1、1.18%分を改正することとし、合計で11.56%とし、資産割をそれぞれ引き下げ、合計で25%に改正するものでございます。

続きまして、均等割と平等割でございます。

均等割と平等割につきましては、昨年、平成30年度は改正は見送ってきたところでございますが、平成31年度、平成32年度の 2 年間で標準保険料率に近づけていくこととしてきたところでございます。先ほどの所得割と同様に、平成31年度確定納付金算定に係る割合と現行との差の 2 分の 1 分を改正することとして、1,000円未満を端数処理しているところでございます。合計で均等割を5,000円増の 4 万6,000円に、平等割を5,000円減の 4 万円に改正するものでございます。

続きまして、議案説明資料15ページをお開き願います。

こちらの資料には、モデルケースごとの年税額を試算しております。上段が現行の内容による年税額、中段が今回の改正内容を反映させた年税額、下段が現行と改正後の差額となっております。

下段の差額の表をごらんいただきますと、固定資産税の有無により増減率は若干変わってきているところでございますが、資料左側の収入の多い方は増額になっておりますが、右側のほうの所得の少ない方につきましては、資料では年金収入218万円で固定資産税がある場合、また、年金収入160万円の方につきましては、固定資産税の有無にかかわらず、改正後減額になる結果となっております。

議案説明資料17ページから22ページには、今回の改正に係ります新旧対照表を添付してございますので、御確認のほうお願いしたいと思います。

恐れ入りますが、議案書15ページをお開き願います。

第 2 条の改正につきましては、課税限度額の改正の規定でございます。

第 3 条から第 5 条の 2 までの改正につきましては、国民健康保険税のうち医療分に係る改

正の規定でございます。

第6条から第7条の3までの改正につきましては、同じく国保税の後期高齢者支援等に係る改正の規定となっております。

第8条から第9条の2までの改正につきましては、こちらも同じく介護納付金課税被保険者に係る改正の規定となっております。

第23条の改正につきましては、2割、5割、7割の軽減を受けている方に係る改正の規定となっております。

議案書16ページをお開き願います。

附則といたしまして、第1条に施行期日、第2条に適用区分について規定しているところでございます。

以上、議案第14号 むかわ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案についての提案理由とさせていただきます。よろしく御審議、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（小坂利政君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 幾つか伺います。

都道府県化によって、3年かけてこういう国の基準どおりにやっていくというふうなことは去年から始まっているということなんですけれども、保険税をどのように決定するか、北海道の標準保険料額というのは、毎年道が決めてくるんですけれども、でも、それに対して、じゃ、むかわ町としてどういう保険税の額を決めていくかというのは、権限というのは市町村にある。ですから、北海道がどれだけ味方をしようと、今までむかわ町がやっていた軽減措置、国の基準以下、最高限度額を国の基準以下にしていくということは今までどおり可能だということになりますので、それをなぜしなかったのかと。昨年、2018年度の保険税というのは震災前に決めていますよね、当然。その後、9月に震災があったと。これはむしろ政策的なことですので、町長に御答弁いただいたほうがいいと思うんですけれども、震災があって、全ての町民が被災を受けていると。その上で今年度このような決め方をしたということには、非常に問題があるんじゃないかなというふうに私は思っているんですけれども、その辺の考え方があれば伺いたいのと、ほかの町村では一般財源の繰り入れで、繰り入れはしてもいいと言っているんですから、国は一般財源を投入して軽減対策を図ることは市町村

がやっいていいということは言っているわけですから、そういうふうになぜならなかったのかということをお聞きしたいと思います。

それから、1人当たりの保険税の、これは平均しか出ませんけれども、108.6%になるところもあれば、110%になるところもある。それから、低所得世帯ではマイナスになっていくところもあるということもあります、確かに。でも、平均すると幾らになって、昨年に比べて幾ら上がっているのかということをお聞きします。

それから、これは町民、命を、お医者さんにかかる時に必要なものですから、保険証が発行されていますけれども、これはいつも決算でお伺いしていますけれども、短期証の発行がどうなっているのか。それから、資格証の発行はどうなっているのか。それから、差し押さえもやっいていと思うんですけれども、この辺の状況はどうなっているのか伺います。

○議長（小坂利政君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） まず、1点目の都道府県化によって、保険税が道の納付金として決められてくると、率も道のほうで算定をしてくるわけでありまして、実際の徴収等につきましては、市町村の事務として任されているところであります。そういった中では、町村で独自に定めることは可能かと思ひます。ただ、今、6年間ぐらひの間で、全道一律、全国一律的な形にもっていくという基本的な考えがあるわけでありまして。そういった中で、独自に定めていくということに解釈をしているところでござひます。私どもの町につきましても、それを6年ではなくて3カ年の中でできるだけ近づけていくというようなことで今考えているところでござひますし、一般会計からの法定外繰り入れにつきましては、結局税の二重取りとひひますか、保険者でない方につきましても負担を強ひることになるということになるわけにござひますので、自立的な会計を目指しているところでござひます。加えて、一般会計からの納入ということになりますと、保険税の努力支援金というものの打ち切りというのひ出てくるかというふうに通ひてござひます。

それと、震災の係ひにござひますけれども、昨年度、震災の係ひで減免措置というのひ行つたところでござひます。今回の31年の保険税につきましても、30年度の所得に対しての税ということになりますので、震災等の中で収入等の減つた方についてはそれなりの減額になるものというふうに通ひているところでござひます。

あと、金額等につきましては、担当のほうからお答ひを申し上げます。

○議長（小坂利政君） 飯田町民生活課参事。

○町民生活課参事（飯田洋明君） 私のほうから具体的な数字について御答ひさせていただきます。

ます。

初めに、1人当たりの国保税についてですが、先ほど議員おっしゃられたとおり、個人個人のケースでばらつきがございますので、単純に30年度と31年度の予算額を被保険者数で割った数字になりますけれども、平成30年度予算ベースで一人当たり12万円、平成31年度で一人当たり12万8,000円という試算になっております。

続きまして、差し押さえの件についてでございますが、件数、額についての資料、ちょっと手持ちにないものですから、後ほどということになります。基本的には差し押さえになる方につきましては、国保税だけではなくて、ほかの税も含めて滞納がある方が大半になってございます。そういう場合、差し押さえを、預金なりの差し押さえをした場合、どの税にまず配当するかということのほうを一応担当のほうで考えている中で、まずは先ほど言ったように短期証ですとか、資格証ですとか、国保はほかにも影響出てくる部分がございますので、なるべく差し押さえ等やった場合には、ほかの税に配当する前に国保税のほうに配当するというようなことで取り扱っておりますので、若干ほかの軽自動車税とかに比べまして、差し押さえの額、件数が多くなっているというのは、そういう部分もあってということで御理解いただきたいと思います。

短期証と資格者証についてなんですが、資格証の発行は現在のところございません。短期証の発行につきましては、資料ございませんので、後ほど数字のほうお知らせしたいと思います。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 副町長のお話では、もとなる収入というのは前年度ですから、確かにおっしゃるとおりなんです。だけれども、やはり平成30年が12万円で、31年が12万8,000円、約9.3%ぐらいになると思うんですけども、やはりその負担というのは非常に大きなものがあるということは間違いないことなんですよね。ですから、震災があって、確かにその次の年ですから、震災を受けた方の減免制度とかというのはありますよね、法律の中で。それはそうなんですけれども、やはりああいう大きな震災があって、全ての町民は何らかの形で被害を受けて、そして、支出も非常に多くなっているというそういう実態があるわけですから、まして、そういう市町村が税額を決定できるということなんですから、やっぱりその辺は震災のことも考慮して、3年と言っていたけれども、それを少し延ばしていくというようなそういうことだって私は考えてよかったのではないかというふうに思うんです。資格証が発行されていないということでしたから、ちょっとは安心したんですけども、や

はり全国的には保険証がなくて助かる命も助からなかったという事例は報道もされているわけですから、やっぱり命にかかわる問題というのは、もうちょっと真摯に考えていただきたかったなというふうに私は思っているんですけども、再度お考えがあれば伺います。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 今回の措置等だけでなく、大松議員、これまでの町の取り組みということも理解してここに来ているということは御案内かと思います。町につきましては、これまでも都道府県化というのを見据えながら、限度額の据え置きだとか、これは御存じのとおりだと思います。それと、医療費の抑制と、さらには保険料収入の確保等々について最大限の努力を図りながら、この間に来ているということはまず御理解願いたいかなと思っております。

それに加えての9月の震災ということで、そこの中における減免等の関係、さらには、先ほど申し上げました、これからの被災者の方々も含めた復興のあり方等々もさらには出てくるのかなと思いますけれども、先日の一般質問のやりとりでもありましたが、これは構造的な問題というのが大きな根底にあると捉えているところでもございます。先ほどから繰り返しますけれども、町としてもこれまでもできる限りの取り組みをしながら現在に至って、引き続きここは御理解いただきたい。保険料の負担軽減の拡充、強化、こういったところを全国の町村会を通じて国に向き合っていきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 今も言われましたけれども、昨日の一般質問でも大枠としての質問はさせていただきました。しかし、この税条例改正にかかわる部分で、改めて幾つかの点について御質問をさせていただきたいというふうに思っています。

今回のこの条例改正で言えば、今説明があったように、1つは最高限度額が本町はずっと歴代据え置いてきたという経過があります。そのツケが来たわけじゃないんですけども、全道段階でいうような状況に合わせなきゃならない。それで、最終的に32年度には90万を超える額ということになるわけでごさいます、16万ぐらい、現状から見れば最高限度額が増えていくという、これが1つだというふうに思います。

2つ目には、この税率の改正で、今回の改正の内容は中心はどこにあるのかということをちょっとひとつお聞きしたいと思っております。1つは、道の標準税率に合わせるという

ことで、その中身としてこれまで4方式でやっていたものを3方式にするということで進めてきて、今回は95%まで資産割をなくするよということの中で、その分が所得割にかぶさっていくよということでのこの税率の変化というものがあるかと思います。そういうものと、それから、単純に税率が、先ほどの説明ですと0.83%改定になっている。これがいわゆる資産割をなくして、所得割だけに賦課していくということでこうなるということが出たのと違う形だと思うんですけども、ここのところの説明をもう一つお願いしたいのと、32年度の、来年度の道の標準税率というのを、これも道は早く示すと言ったようですけども、いまだかつて出ないというのが現状なようで、どこの市町村も32年度どうなるんだろうということがあるんだろうと思う。ですから、説明でも限度額だけははっきりしているけれども、税率の改正についてはこういうふうになるだろうという参考資料ということで説明があったのはそのとおりではないかというふうに思っているんですが、そういう状況の情勢、その後どう捉えているのかということ、もう一度伺っておきたいというふうに思います。

それと、そういう中で、今度のこの改正で見れば、総じて資産割を95%までにすることなので、来年にはこれを100%にするということなんでしょう。ああ、失礼失礼、資産割がなくなるということね。失礼しました。そうすると、お伺いしたいのは、本町として今年度あるいは来年度資産割がゼロになった段階での賦課割合というのはどこまでと考えているのか。特に今年度の賦課割合はどういうふうに考えているのか。道の標準の考え方而言えば、応益割と応能割を50対5というふうなことを言われているようですが、そういうふうな数字から言えば、どんなふうな状況になっているのかというのが次であります。

そういうのを示していただいて、その上でもう1点、最後に確認したいのは、きのう町長が答弁の中で、今、この当道府県化に向かって行われている支援分、各市町村にも来ます。この分について、本町として納付額の不足分、これに充当していますということを言いました。その点では間違いないかどうか。それが30年度はどのぐらいになっていたのかということと、31年度どういうふうな見込みで持っているのかということをもとに改めて伺っておきたいというふうに思います。

○議長（小坂利政君） 飯田町民生活課参事。

○町民生活課参事（飯田洋明君） 初めに、31年度の改正についてでございますが、基本的には、限度額につきましては、32年度に国基準までもっていくというようなことでのその中間ということで、今回の改正内容となっております。

あと、資産割、所得割につきましては、議員おっしゃられたとおり、本町では4方式、標

準保険料では3方式となっておりますので、32年度に資産割をなくして、その分を所得割に振りかえていくというような内容となっております。そんな中で、所得割と均等割、平等割につきましては、現在示されている平成31年度確定納付金に係る算定基礎の部分は今現在の目標として捉えまして、その目標と30年度の差の2分の1分を今回それぞれ所得割、均等割、平等割ということで改正させていただいているところでございます。

ですので、まだ賦課割合、応能、応益の割合についてでございますが、平成30年度につきましては、大体でございますが、応能割が58、応益が42%ぐらいとなっております。平成31年度の予算ベースでいきますと、応能が約60%、応益が約40%というような状況になっております。32年度につきましては、資産割がゼロになってくるという部分がございますので、まだ32年度の納付金の内容が詳しく出ていない中での判断になるので、なかなか見込めない部分はございますが、若干資産割がなくなる分、応能割のほうが率が数パーセント増えていくものと思っております。

あと、すみません。支援金の充当の部分に関しましては、充当している部分については間違いなく充当しているんですが、ちょっとまだ決算等途中でございまして、詳しい数値の資料ございませんので、後ほど整理してお知らせしたいと思います。

○議長（小坂利政君） ほかに。

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） まず、1つちょっと先に確認をさせていただきたいと思いますが、32年度になって、応能、応益の関係でいえば資産割がなくなるわけですから、応能のほうは減るということになるんじゃないですかということをちょっと確認をさせていただきます。

それから、あわせて、応能、応益、これをいわゆる所得割、均等割、平等割というふうな形にすればどのぐらいになるんだろうか。40対40の18というぐらいな数字になるのかどうか、そこら辺のところ改めて確認をさせていただきたいというのが第1点でございます。

それから、第2点目には、30年度の金額がまだ確定されないのということでございますけれども、町長がきのう答弁していただきました支援分については、納付金の不足額に入れているというふうに言いました。この問題についてですが、これはいわゆる納付金の不足額が出るということで、それを保険税として賦課するのではなくて、その不足分にその支援分を充てて、そしてやっているよというふうに、そういうふうに理解をしていいのかどうかということを改めてちょっと確認させていただければというふうに思っています。

最後ですが、もう一つですが、今回の改正で飯田参事が言われたように、本当に国民年金

だけというような世帯は、30年度と比べても引き下がるということがわかります。それから、それに近い世帯ではというのもわかりますが、しかし、私がちょっと気になっているのは、いわゆるこの中の年収が218万円、そして、ただし書き所得という、いわゆる基礎控除を除いた分に出てくる所得額が150万でしたか。これらの世帯で、所得が150万程度の世帯の方々が、所得なしでは5,700円引き上がることで、それから、その次の段階の給与所得が287万円で、ただし書き所得が150万で、ここにあるように夫婦2人、子供2人世帯ということになっています。300万未満の収入ですから、月十七、八万程度の所得の方だと思いますが、収入の方ということになるんですが、その方でいえば、所得なしの方はこれ引き上がっていくんですね、2万8,000円。引き上げとしては大したことないというふうに思うんですけども、しかし、そもそも年額で払う保険税が、資産がなくても33万8,000円、資産のある方とした場合でも35万3,000円。いわゆる年収の1割、これは全モデルケースに当てはまることなんですけれども、特にこの年収が300万未満の若い世代、子育て世代のところでこんな負担で、さらにそれが引き上がる。そして、さらにこの医療分でも、後期分でも、介護分でも均等割が引き上げざるを得ないという状況にあるんです。これだと、本当に今、200万から300万ぐらいの収入で子供を育てている世帯にすれば、本当に大変な負担じゃないかというふうに僕は思うんです。やっぱりこういうところにこそ、この均等割、子供に賦課している均等割、これを特にしわ寄せになってきている後期高齢者分なんかのところでは軽減するとか、そういうことをはじめとして、こういうものの軽減措置というのを図って子育て支援をしていくというふうにすることが大事じゃないかと思うんですけども、今回できなくても、それを検討するということが大事じゃないかと思っているんですが、そういうことを含めて伺っておきたいと思います。

○議長（小坂利政君） 飯田町民生活課参事。

○町民生活課参事（飯田洋明君） 1点目の応能、応益の関係だったんですが、おっしゃられたとおり資産割がなくなるわけで、私の言った推移とは若干逆になるんですけども、その部分ではやっぱり所得の伸び等も考慮した中で考えていくと、ほぼ大きな移動はないと思うんですが、先ほど答弁させていただいたような状況になるものと今の段階では見込んでいるところでございます。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

細かいところある、答弁。

〔「数字がわからなければ後でもいいです。」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 後でもいい、ちょっと言って、後からと。

飯田町民生活課参事。

○町民生活課参事（飯田洋明君） 申しわけございません。詳しい数字につきまして、後ほど用意したいと思います。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 1つが、支援分の納付額の不足分へ充てるという関係については、きのう申し上げたとおりでございます。額的なものについては、しばらく時間をいただければなと思います。

それと、同じ答弁に、昨日と、なるかと思うんですけれども、あくまでも町独自で一つの軽減措置というのをを行うのは、繰り返しますが、限界があるかと思います。現行制度からはかなり厳しいのかなと思うのでございます。それを行うことによって、加入者の負担を増加させるようなことにはさせることはできない。そういったところから、恒久的な保険料軽減策というんでしょうか、これらについては国の、きのうも申し上げました、責任ある対応が不可欠と考えているところでもございます。

なお、これは議員のほうも承知しているかと思いますが、全国市長会のほうですか、こういったところで18歳未満の均等割の保険料を軽減する支援制度の創設といったところもございますので、こういったところもしっかりと町村会とも連携しながら、さらに進めていく制度のものでないかなと思っております。引き続き、国への働きかけというのを町としても改めて考えながら、町村会等と連携し、対応に努めていきたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（小坂利政君） 11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 私、今回のこの税率を改正する条例改正というのは、ある意味でやむを得ないなという思いはすごくしているんです。大体この都道府県化なんていうこういう形でこの事業を無責任に扱っているような感じがするんですけれども、国や道のほうは。そういうことで本当にしわ寄せを受けているのは市町村であり、そこでそれを活用して医療にかからねばならない住民だというふうに思っているんです。そういう意味で質問をさせていただき、町長が言われるこの問題は構造的な問題で、国のほうとしてという全国知事会、全国市町村会、これらが要望している内容そのものにしていただくということが本当に大事だというふうには思っていますし、私もそのためには努力するということはきのうも言いました。しかし、やっぱりそういうふうな中にあっても、一つ一つの状況、町の状況の中で対応

というのはそれなりにやっぱりしているという自治体も今増えてきているし、増えざるを得ないような状況になってきているというのがあるんです。何回も繰り返すようですけども、この震災の中で本当にどういうふうな形で復旧・復興をしていくのか。本当にこれ、町民に安心・安全という点で見れば、やっぱりそういう中で一番最初に出している、町長自身も出しているのに安心な子育てがあるんですよね。やっぱりそういう点で言えば、ここのところ、先ほど例として申し上げました給与所得287万円、控除除いた所得で150万。本当に職員の皆さんもよくわかると思いますけれども、このような中で保険料だけで35万前後。これ、役場の職員の皆さん、農協職員はこの半分で済んでいる。協会けんぽの皆さんは大体この半分で済んでいるんです。だけれども、国保だけはこういう異常な事態があるんです。だから、本当にそういう中での子育てというのは大変だ。特に今、農村でも新規就農なんか来ています。この人たちの中で見れば、やっぱりそういう支援があっていいんでないか。そういう方向を本当に繰り入れという形で、私はわずかでも、旭川では1世帯500円というのもありました。そういうふうな形でもやっぱりやっていくというそういう姿勢になることが大事でないかというふうに思うんですけども、改めてその辺を伺うとともに、言われるように、私たちもこの構造的な改革が根本問題にあるということを町長と共通の認識として踏ん張りたいなとは思っています。改めて伺います。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 構造的課題という一言で解決できる問題でもないなと。一方では、この国民皆保険というんですか。この制度については、今現在、最後の守るべき砦でないのかなとも捉えているところでもございます。これからさらに、人口減もそうですけれども、少子高齢化といったところが進展して、社会保険への影響というのもまた今まで以上に国民健康保険の被保険者に対する退職者等の割合というのも高くなってくるのかなと。さらには、被保険者の所得水準というのがさらに低くなっていくんではないかなといった懸念事項があると思います。

また、一方で、先ほど子育ての関係でございますけれども、保険のみに絡めるのではなくて、グローバルな中で大きな視点での子育て支援と。それには、今回の支援を受けた中の地域実情だとか、地域の実態に沿った中で物事の対応というのも出てくるのかなと思いますので、その辺の実情把握というのも図りながら、町としてできる限りの対応に努めていきたいと思っておりますので、よろしく御理解をお願いしたいと思います。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第14号 むかわ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を採決します。
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第10、議案第15号 むかわ町国民健康保険穂別診療所設置条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

藤江国民健康保険穂別診療所事務長。

〔藤江 伸国民健康保険穂別診療所事務長 登壇〕

○国民健康保険穂別診療所事務長（藤江 伸君） 議案第15号 むかわ町国民健康保険穂別診療所設置条例の一部を改正する条例案について提案理由の説明を申し上げます。

議案書の17ページをお開き願います。

改正する点は別表の一部改正であり、入院患者の付き添い時に係る寝具使用料でございます。

説明の都合上、議案説明資料23ページをお開き願いたいと思います。

新旧対照表の別表（第6条関係）の使用料の部、寝具使用料項中、項目の列、「1回」を「1泊」に改め、また、料金の列、「1,020円」を「300円」に改めるものであります。

改正する理由につきましては、これまで付き添い期間が短期、長期にかかわらず1回

1,020円としていたものを、短期間利用時の負担軽減、また、長期間利用時の応分負担を求めるよう使用頻度に合わせた形とし、1泊300円にするものでございます。

また、利用金額の設定につきましては、経費等の積算及び近隣施設の料金設定を参考としながら300円としたところでございます。

議案書17ページにお戻りいただきたいと思います。

本一部改正条例は、附則において平成31年4月1日から施行するものでございます。

以上で議案第15号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 付き添いの方ということで理解したんですけれども、軽減を図るということをおっしゃったんですけれども、これで1回を1泊にしてこの金額を変えて、具体的にイメージとして軽減になるのかなという、わかんないんです、よく。捉えられないんですけれども、これまでの付き添いの方とかいらっしやったと思うんですけれども、そういうところから見て、本当に軽減になるのかどうかということ、ちょっと改めて伺います。

○議長（小坂利政君） 藤江国民診療所事務長。

○国民健康保険穂別診療所事務長（藤江 伸君） ただいまの質問の関係ですが、1泊300円としますと、今現状で1,020円ですから、4泊をすると1,200円というふうになって、上回るという形になります。直近3年の集計でございますが、4泊未満、3泊以下の方が6割を占めているという実績がございます。というところでございます。よろしくお願いします。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第15号 むかわ町国民健康保険穂別診療所設置条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第11、議案第16号 介護保険法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

今井健康福祉課主幹。

〔今井喜代子健康福祉課主幹 登壇〕

○健康福祉課主幹（今井喜代子君） 議案第16号 介護保険法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例案について説明を申し上げます。

議案書19ページをお開きください。

初めに、改正の概要を説明させていただきます。

この改正は、介護保険法の一部改正により、関係条例における引用条項を改正する必要性が生じたことから所要の改正を行うものであります。

議案説明資料25ページ、議案第16号資料の新旧対照表をお開きください。

改正しようとする条例案は、25ページから54ページ、むかわ町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例。54ページから59ページ、むかわ町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例。59ページ、むかわ町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例。60ページ、むかわ町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の4件になります。

今回の改正は、ごらんのとおり非常に多くの箇所での改正となることから、主な改正点について説明させていただきたいと思います。

1点目といたしましては、共生型地域密着型サービスの新設に伴い、共生型地域密着型通所介護の基準を定めています。

2点目といたしましては、介護医療院の創設に伴い、条文中に「介護医療院」を追加し、文言を整理しています。

3点目といたしましては、身体拘束の適正化対策として、認知症対応型共同生活介護等の関係するサービスの基準に身体拘束の適正化に係る条項を追加しています。

そのほか、サテライト型指定介護小規模多機能型居宅介護事業所の追加や、各サービス要件の変更について、介護保険法改正の基準に合わせた改正をしておりますが、本町では現在実施していないサービスであるため、サービス提供に影響がないことを申し添えます。

詳細の改正内容は、新旧対照表に記載のとおりでございます。

なお、介護保険法改正は平成30年4月施行となっておりますが、条例制定につきましては1年の経過措置があることから、附則といたしまして公布の日から施行するものとしています。

以上で議案第16号について提案内容の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第16号 介護保険法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例案を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

昼食のためしばらく休憩します。

再開は午後1時といたします。

休憩 午後 零時00分

再開 午後 1時00分

○議長（小坂利政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第7号の答弁の訂正

○議長（小坂利政君） 次の日程に入ります前に、先ほどの日程第2、議案第7号 むかわ町胆振東部地震対策基金条例案の中で、7番野田議員の質問への答弁に誤りがありました。訂正の発言が求められていますので、これを許します。

西総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（西 幸宏君） 午前中御討議いただきました議案第7号につきまして、訂正をさせていただきたいと思います。

お話の中で、こちらの基金の財源といたしまして、一般寄附また災害見舞金等を充てるといことで、その額が1億8,000万というようなお話をさせていただいたかと思います。まず、この額が実は今現在押さえているというような額でございまして、今回の補正におきましては1月31日、1月末現在での数字ということで補正予算のほうを反映させていただいておりまして、その額が1億7,000万ということであります。

こちらの1億7,000万をベースにちょっとお話をさせていただきたいんですが、このうち1億円を今回の基金の財源に充てるといような流れでございまして。残りの7,000万の部分なんです、実はこれまでの補正等におきまして、被災住宅の応急補修の関係で5,000万円ほど補正をさせていただいておりまして、そちらの財源にまずその5,000万円を充てていると。残りの2,000万につきましては、975番の被災者支援事業に一旦充てているといような、そちらの一般財源に充てさせていただいているといような状況でございまして。

こちらについては、この後執行残が出れば、決算において、専決等において基金のほうに積み立てをしたいというような考えもございます。また、応急補修の5,000万の事業につきましては、こちらについてはこの後の補正のほうでも出てくるんですが、一旦2,300万円繰り越しをしまして、新年度においてもその部分、執行していきたいというような流れでございます。こちら、先ほど繰り越しということで変更させていただいたところなんですが、こちらの住宅の応急補修のうち2,300万円を繰り越しさせていただいているというような状況でございます。

○議長（小坂利政君） 7番、野田省一君。

○7番（野田省一君） 状況はわかったんですけども、本質というかも少し聞きたかったことは、寄附として、寄附金でふるさと納税とか、あるいは直接寄附されてきた金額をどのように使ったかということを明確にするために今回この基金をつくったということにも付随しているのかなと。今後のものはそうなるんだろうけれども、これまで以前のものは、寄附をいただいた方に一定程度何に使ったかということを明らかにする必要はなかったのかということはどうなんですか。

○議長（小坂利政君） 成田総務企画課長。

○総務企画課長（成田忠則君） 指定寄附といいますか、寄附金をいただいている方々に対して随時お礼状は出しているところでございますけれども、使途についてまでの内容についてはお知らせをしていなかったということでございます。この部分については、ホームページのほうでも掲載をさせていただく中で、支援をいただいた方々のお見舞金といいますか支援金については、使途として、今ほど言いました被災者支援事業だとか住宅の応急修理費に充てましたよと、そして、また復興基金に1億を積んだというようなことで周知をさせていただきたいというふうに考えておりますので、御理解をお願いします。

◎議案第17号から議案第23号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第12、議案第17号 平成30年度むかわ町一般会計補正予算（第14号）から日程第18、議案第23号 平成30年度むかわ町病院事業会計補正予算（第5号）までの7件を一括議題とします。

議案第17号から議案第23号までの7件について提案理由の説明を求めます。

西総務企画課主幹。

〔西 幸宏総務企画課主幹 登壇〕

○総務企画課主幹（西 幸宏君） 議案第17号 平成30年度むかわ町一般会計補正予算（第14号）から議案第23号 平成30年度むかわ町病院事業会計補正予算（第5号）まで一括して御説明申し上げます。

最初に、議案第17号 平成30年度むかわ町一般会計補正予算（第14号）について御説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、国の2次補正予算等による補助金の追加配分に伴う工事の追加のほかは、事務事業の実行予算による整理が中心となっております。主要なもののみ御説明させていただきます。

議案書の31ページをお開きください。

第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ8,630万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ137億7,842万7,000円とするものでございます。

説明の都合上、別冊配付してございます平成30年度むかわ町一般会計補正予算（第14号）に関する説明書により、御説明申し上げます。

16ページの歳出より御説明申し上げます。

1款議会費につきましては、改選等による手当の減額及び震災により研修会等出席の減もあり、減額とするものでございます。

次に、2款総務費につきましては、年度末における整理で減額がある一方で、基金の積み立て等増額がございまして、9,075万1,000円の増となっております。

主な項目としましては、17ページの1項2目情報管理費、90番事業、情報管理一般事務におきましては、庁舎間ケーブルの強化変更に伴う修繕を増額するものの、各種業務において使用するシステム使用、保守等に要する負担金の減額に伴い、177万6,000円を減額しております。また、庁舎間ケーブルの修繕につきましては、後ほど御説明します繰越明許事業となっているものでございます。

181番、胆振東部地震対策基金積立金は、議案第7号で御決定を賜りました特定目的基金へ原資としまして1億円を積み立てるものでございます。

また200番、基本基金積立金では、基金利子を見込みにより4万円減額とする一方、町有林に係る立木売却収入額から係る経費に充当をして、なお利益となる部分として387万7,000円を原資積み立てとして増額し、全体として383万7,000円の増額となっております。

18ページの6目財産管理費、225番、地域情報施設管理運営事務のうち本庁分につきましては

ては、他の事業により支障となる光ケーブル移転工事費の減等により128万7,000円を減額するものでございます。

19ページ、9目企画費、273番、まちづくり耕上促進事業につきましては、申請事業確定に伴い300万円を減額するものでございます。

続きまして、300番、地域振興基金積立金でございます。こちらは苫小牧信用金庫様から150万円、匿名希望の方から50万円のほか、ふるさと納税に係る寄附金収入から、寄附の趣旨に基づきまして地域振興基金に原資として554万9,000円を積み増しする一方で、基金利子は見込みにより14万7,000円を減額し740万2,000円の追加、20ページの306番、恐竜の卵基金につきましても、ふるさと納税に係る寄附金収入から、趣旨に基づき466万円を原資として追加する一方で、基金利子は見込みにより2,000円を減額しまして、差し引き465万8,000円の追加とするものでございます。

続きまして、23ページまでお進みいただきまして、中段の3款の民生費につきましては、主に社会福祉総務費の他会計繰出金において増額がありますが、年度末における整理で、全体で5,062万2,000円の減額となっております。

主な増減の内容ですが、まず1項1目社会福祉総務費1,444万8,000円の増額につきましては、610番事業、アイヌ関連対策事業の住宅新築資金等の貸し付けに実績がなかったことによる皆減、640番、障害者福祉事業におきましては、障害福祉サービス費の利用対象者が減ったことに伴う2,173万7,000円の減、24ページにお進みいただき、660番、国民健康保険特別会計繰出金の01、事業勘定では、保険基盤安定の保険税軽減分及び保険者支援分として基準に基づき繰り出すため441万7,000円、02の直診勘定分では、収支見込みから3,986万8,000円をそれぞれ増額するものでございます。

2目の老人福祉費3,961万8,000円の減額につきましては、まず710番、ひだまりの里管理運営事務で、地震の影響により未実施となりましたごみ荘屋根ふきかえ工事等の減により2,529万3,000円の減額、26ページ、810番、介護保険特別会計繰出金で、特別会計における保険給付費の減少に伴い、一般会計繰出金を619万7,000円の減額となっております。

5目医療助成費は、それぞれ実績見込みによる整理で減額となっており、差し引きで873万円の減額となっております。

27ページにお進みいただきまして、2項1目児童福祉総務費につきましては、910番、児童福祉一般事務で障害児通所給付費支払手数料の事業所開設に伴う利用者増加がある一方で、決算見込みにより給付費が減少することから、差し引きで134万1,000円の減額となっております。

ます。

その下から28ページにかけましての2目児童福祉施設費は670万9,000円の減額となっておりますが、950番、穂別の発達支援センターの災害調査を職員が行ったため委託料300万円を減額したほか、そのほかは実績見込みにより減額するものでございます。

3項1目災害救助費につきましては、975番、被災者支援事業で、半壊以上の被災住宅に対する応急補修委託料を計上しておりましたが、執行残額の684万7,000円を減額するものでございます。

続きまして、4款衛生費につきましては、衛生費全体で1億1,302万円の減額となっております。

29ページの1項1目保健衛生費につきましては、990番、地域保健医療対策事業で、実績見込みにより看護師養成修学資金貸付金の180万円を減額するものでございます。

30ページ、1050番、ふれあい健康センター管理運営事務では、穂別地区における歯科診療所再開に向け施設の修繕等を行うため、270万9,000円を増額するものでございます。

2目予防費につきましては、実績見込みにより健康診査事業で540万円、予防接種事業で220万円、高齢者温泉施設健康づくり事業で80万円、合わせて840万円の減額となっております。

31ページの2項環境衛生費、2目清掃費につきましては1120番、ごみ・し尿処理対策事務で、年度前執行見込みの確定により、損壊家屋等解体撤去処理は1億834万3,000円の増額となるものの、災害等廃棄物処理委託料は2億205万7,000円の減となり、合わせて1億14万4,000円を減額するものでございます。なお、災害廃棄物処理等に係る委託料4億4,522万5,000円は、後ほど御説明いたします繰越明許事業となっているものでございます。

続きまして、32ページの5款農林水産業費につきましては、年度末の整理における減額があるものの、8億2,236万6,000円の増額となっております。

33ページの1項2目1210番、地域農業推進事業においては、JAむかわが行う乾燥調製施設整備に対する強い農業づくり事業国庫補助金は自治体を通じ交付することから、同等額を負担金補助及び交付金で計上する必要があるため、実行予算との差し引き後8億2,203万3,000円を増額するものでございます。なお、乾燥調製施設の建設は次年度になりますことから、国庫補助分の8億2,828万6,000円は繰越明許事業とするものでございます。別冊配付の議案説明資料61ページに、鶴川農業協同組合穀類乾燥調製貯蔵施設復旧支援事業の概要といたしまして載せてございます。こちらに事業内容、支援の内容等がありますのでごらんいただければ

ばと思います。

続きまして、34ページの4目農地費、1280番、農業基盤整備事業におきましては、道路及び排水の整備の実施精査により減額するほか、昨年12月に成立した国の第2次補正予算による道営農業農村整備事業に係る負担金651万円を追加し、全体で571万9,000円を増額するものでございます。なお、本事業の一部につきましては、後ほど御説明いたします繰越明許事業となっているものでございます。

続きまして、36ページでございます。

2項1目の林業振興費、1381番、林業・木材産業構造改革事業におきましては、台風及び地震により被害を受けた林業施設等の再整備に対する補助事業でございまして、国費の間接補助として事業者へ交付するもので、補助金3,884万6,000円を計上するものでございます。なお、事業の一部につきましては、後ほど御説明いたします繰越明許事業となっているものでございます。

続きまして、38ページでございます。

2目の造林事業費、1440番、基本基金造成事業におきましては、見積もり合わせによる減額のほか、国費補助金の減額配分に伴う事業調整等によりまして1,442万8,000円を減額するものでございます。

続きまして、39ページの6款商工費の8,016万円の減額につきましては、1項1目の商工業振興費、1480番、商工業振興対策事業においては、中小企業振興融資貸付金の追加貸し付けがなかったことにより6,000万円を減額するものでございます。

2目観光振興費、1520番、地球体験館管理運営事務におきましては、震災以降施設の利用ができなくなったことから740万円を減額するものでございます。

41ページの4目ふるさと振興費、1590番、移住定住促進事業においては、は一とふる事業の執行見込みによる減で1,000万円の減額とするところでございます。

42ページの7款土木費でございますが、2項1目道路維持費、1630番、除雪対策事業では、除雪稼働時間の増から委託料1,390万円を増額するものですが、1620番、町道維持管理事業をはじめ、5項1目の住宅管理費までの各事業では実行予算により減額するもので、7款全体では1,604万円を減額するものでございます。

45ページ中段から46ページの8款消防費につきましては、胆振東部消防組合負担金の確定により581万1,000円を減額するほか、2目災害対策費は予算の整理により468万7,000円を減額するものでございます。

46ページの9款教育費でございます。

基金の積み増しや小学校費等の一部で増額にはなっていますが、事業予算により全体としては3,889万4,000円の減額となっております。

増額の項目としましては、46ページ、1項2目事務局費の1870番、教育施設整備基金積立金、4目教育振興費の1857番、鈴木章記念事業推進基金積立金及び4項1目社会教育総務費の2160番、生涯学習推進基金積立金で、いずれもふるさと納税による寄附金を積み立てるため原資を追加する一方、利子積み立てで減額がございまして、差し引きで3基金合わせまして951万1,000円を増額するものでございます。

また、2項2目の教育振興費の1990番、小学校就学援助事業では、新入学児童に係る必要分としまして38万5,000円の追加、4項5目の放課後児童対策費の970の02、放課後子どもセンター管理運営事務、総合支所分につきましては、放課後児童支援員2名の配置に伴う報酬の不足分8万2,000円を増額するものでございます。

また、減額の大きなものとしては、54ページ、5項2目、2360番、鷗川体育館管理運営事務におきまして、震災の影響により、施設利用禁止に伴い、消防施設整備の未実施や予算の執行残により1,251万7,000円を減額、55ページの2370番、穂別スポーツセンター管理運営事務におきましても、震災の影響による予算の執行残により613万4,000円を減額するものでございます。なお、両施設とも報徳館体育館、旧仁和小学校体育館を代替施設として利用しているところでございます。

続きまして、58ページの10款公債費でございます。

前年度許可額の借り入れを含め償還額及び償還利子が確定したこと、利率見直しに伴う変更等により、元金では113万6,000円を増額し、利子は398万1,000円を減額補正するものでございます。

次に、11款諸支出金でございます。

1項1目公営企業支出金につきましては、厚生連の決算を受けて前会計年度の損失額が確定しましたことから、損失交付金として病院事業会計への補助金8,029万円を追加する一方、出資金においては、上水道事業会計では企業債への財源振替に伴い400万円を減額し、下水道事業会計においては、事業費の確定に伴い272万4,000円の減額、病院事業会計におきましては、企業債への財源振替に伴い627万7,000円を減額し、差し引きで6,728万9,000円を増額するものでございます。

次に、59ページ、12款の給与費でございます。

給与費につきましては、国道支出金と一般財源の振替でございまして、国民年金事務費交付金の一部57万7,000円を充てるものでございます。

13款災害復旧費につきましては、款全体で5億8,094万9,000円の減額となっております。増額の項目であります2項1目道路橋りょう災害復旧費の2560番、道路橋りょう災害復旧事業の658万4,000円につきましては、道路災害復旧に係るものとして、用地測量に要する経費等を増額してございます。なお、道路橋りょう災害復旧事業につきましては、繰越明許額の変更をするものでございます。

64ページの7項1目その他公共施設災害復旧費、2590番、その他公共施設災害復旧事業の1,607万円につきましては、四季の館修繕料を追加するもので、既決予算と合わせ、後ほど説明いたします繰越明許事業へ追加するものでございます。

減額となりますのは、1項2目林業災害復旧費、2550番、林業災害復旧事業につきましては、全額繰り越しとしているところですが、復旧費用が多大となるため、3カ年での実施とするため平成30年度施工分とした事業費まで減額し、3億9,259万2,000円を減額し、繰越額の変更を行うものでございます。

2項2目河川災害復旧費、2570番、河川災害復旧事業につきましても、繰越明許としていくところでございますが、用地測量経費の増額や執行残の減を行い、1,442万8,000円を減額し、繰越額の変更も行うものでございます。

4目公営住宅災害復旧費、2600番、公営住宅災害復旧事業につきましては、双葉中央団地擁壁復旧及び緑ヶ丘団地外構復旧工事は翌年度実施予定としたため減額し、事業では4,331万4,000円を減額するものでございます。既決の修繕費等は後ほど御説明いたします繰越明許事業へ追加するものでございます。

6項2目児童福祉施設災害復旧費、2720番、児童福祉施設災害復旧事業につきましては、ひまわり保育所法面復旧工事は翌年度実施予定としたため減額し、事業では1,840万円を減額するものでございます。残る災害復旧工事830万円は、さくら認定こども園災害復旧事業としまして、後ほど御説明いたします繰越明許事業へ追加するものでございます。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

説明書の3ページへお戻りいただきまして、歳入の御説明を申し上げます。

1款町税の527万4,000円の追加につきましては、課税及び収納見込み額の増加により追加するものでございます。主な点につきましては、個人住民税の現年分につきましては農業所得が見込みを上回ったことなどにより、2,502万2,000円の増額となるものでございます。

4 ページ、10 款地方交付税では 1 億 6,834 万 3,000 円の追加でございます。普通交付税分につきましては、既に決定いただいているところでございますが、国の補正予算に基づき額の変更決定を受けたことから、467 万 3,000 円を追加するものでございます。特別交付税分につきましては、9 月交付において既に 6 億 4,135 万 2,000 円の交付を受けておりますが、予算算定上及び 3 月交付分を例年ベースと見込みまして、1 億 6,367 万円を追加補正するものでございます。

なお、普通交付税の確定額は 37 億 8,149 万 8,000 円、特別交付税は見込みで 9 億 3,700 万円としているところでございます。

12 款分担金及び負担金の 615 万 1,000 円の減額につきましては、年度末における実績見込みによるものですが、最も大きなものとしまして、震災により学校給食の提供ができないことがあったことから、保健体育費負担金 536 万 3,000 円の減となっております。

13 款使用料及び手数料の 1,017 万 1,000 円の減額補正につきましては、震災の影響により減額するものが多数ありますが、最も大きなものとしまして、定住促進住宅に係る使用料 272 万 2,000 円を減額補正とするものでございます。

6 ページ下段の 14 款国庫支出金につきましては、一部増額となっているものもございしますが、事業の実績見込み等による整理で、全体として 5 億 1,868 万円の減額となっております。

増額となっている項目につきましては、1 項 1 目民生費国庫負担金の国保基盤安定等負担金が交付額確定に伴い 128 万 7,000 円、保育所運営費国庫負担金は交付対象事業の増により 96 万 3,000 円、7 ページの 2 項 5 目土木費国庫補助金の社会資本整備総合交付金は公営住宅整備分の確定及び家賃低廉化分確定に伴い 3,509 万 1,000 円が追加となっております。

減額となる主なものとしましては、6 ページ、1 項 1 目民生費国庫負担金の災害救助費負担金が配当額の確定に伴い 7,219 万 8,000 円、7 ページ、2 項 3 目衛生費国庫補助金の災害等廃棄物処理事業費補助金は年度内執行見込み額の確定に伴い 1 億 1,281 万 3,000 円、7 目災害復旧費国庫補助金の林業施設災害復旧事業補助金は林道災害の平成 30 年度施工路線分とするため 2 億 6,590 万 7,000 円、査定設計委託費等補助金は対象事業費の確定に伴い 5,860 万 1,000 円を減額するものでございます。

8 ページ、15 款道支出金につきましては、事業の実績見込み等による整理で、全体としては 8 億 5,711 万 6,000 円の増となっております。

大きく増額となっている項目につきましては、9 ページ、2 項 3 目農林水産業費道補助金

の強い農業づくり補助金は、ＪＡむかわが行う乾燥調製施設整備へ充てるため８億２,８２８万６,０００円、林業・木材構造改革事業補助金は、台風、地震災害等により被災した林業施設の再整備に充てるものとして３,８８４万６,０００円、１０目災害復旧費道補助金の社会福祉施設災害復旧事業補助金は、老人福祉施設災害復旧費補助金で７２６万７,０００円、児童福祉施設災害復旧費補助金で６０４万２,０００円とし、国費を含む間接補助のため全額道費にて措置するため増額するものでございます。

減額となる主なものとしましては、８ページ、１項１目障害者自立支援給付費負担金は、給付見込み額に伴い５４１万３,０００円、２項１目子ども・子育て支援交付金は、事業計画変更に伴い６３３万円、９ページ、２項３目造林事業補助金は、配分額に伴い４８４万円、林業専用道整備事業補助金は、芭呂沢支線整備事業に係る入札減により４４７万１,０００円の減額となっております。

１０ページ、１６款財産収入につきましては、基金利子の減により６９万３,０００円を減額する一方、不動産売却収入１,３１５万円を増額し、差し引きで１,２４５万７,０００円を増額となっております。

１２ページ、１７款寄附金につきましては、苫小牧信用金庫様から１５０万円、匿名希望の方からの５０万円、ふるさと納税寄附金について見込みも含めまして２,２８４万９,０００円を増額し、歳出で御説明申し上げたとおり、寄附者の意向に沿ってふるさと納税の返礼等の経費を控除した上で地域振興基金、恐竜の卵基金、鈴木章記念事業推進基金へ振り分け、それぞれ積立額を計上してございます。

また、災害見舞金としまして１億６８６万２,０００円を追加し、１７款合計で１億３,１７１万１,０００円の増とするものでございます。

１８款繰入金の各基金繰入金につきましては、充当事業の確定または決算見込みにより整理したものでございます。１項１目基本基金繰入金につきましては、立木等売り払いの増収による取り崩し取りやめに伴う皆減で２,１６２万円を減額、８目の財政調整基金は財源調整に伴う取り崩しの取りやめにより２億９,０００万円を減額するものでございます。

２０款諸収入の６,５５１万５,０００円の減額につきましては、主なものとしましては中小企業振興融資貸し付けの預託金実行の減少で、元金６,０００万円の減額をしております、その他の増減につきましてはそれぞれ対象事業の確定、最終見込みによるものでございます。

１３ページ、２１款町債につきましては、普通交付税の算定結果に応じ発行可能額が決定する臨時財政対策債は１,６４７万５,０００円の減としておりますが、その他の災害分を含む建設事業債

については、事業の確定等により、町債全体で1億4,827万5,000円の減としております。

以上で、歳入の説明を終わらせていただきまして、議案書の38ページをお開きください。

第2表繰越明許費補正についてであります。これは地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して事業を行う必要から繰越明許費を定めるものでございます。このたびの補正予算において追加する事業のほか、既決予算のうちから繰越明許費へ追加、または変更をするものでございます。

続きまして、議案書の40ページの第3表地方債の補正でございますが、追加の庁舎等災害復旧事業債及び四季の館災害復旧事業債は、既決予算のうち起債対象分を追加しまして一般財源から財源を振りかえるものでございます。変更部分につきましては、最終起債同意等予定額の協議が完了したことにより限度額が確定したものでございます。

以上で、議案第17号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第18号 平成30年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第6号）の説明に移らせていただきます。

議案書の45ページをお開きください。

本補正予算につきましては、国民健康保険特別会計の保険事業勘定補正予算（第4号）及び直診勘定補正予算（第4号）でございまして、第1条では、既定の保険事業勘定歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,762万6,000円を減額し、保険事業勘定歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億3,944万1,000円とするものでございます。

また、第2条といたしまして、既定の直診勘定歳入歳出予算の総額からそれぞれ4,238万9,000円減額し、直診勘定歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億9,360万5,000円とするものでございます。

説明の都合上、先に保険事業勘定補正予算につきまして別冊配付してございます平成30年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第6号）に関する説明書、保険事業勘定補正予算（第4号）で御説明いたします。

5ページの歳出から御説明申し上げます。

1款総務費の10万円の追加につきましては、法別番号の設定に関するシステム改修経費として増額するもので、全額前年度繰越金を充てるものでございます。

2款保険給付費の4,481万9,000円の減額につきましては、今年度後半からの医療費の状況から見込み額を減額調整したものでございます。

7ページにお進みいただきまして、6款基金積立金1,046万6,000円の増額につきましては、

前年度繰越金の返還金精算残高と基金利息の増額によるものでございます。

7 款諸支出金、1 項 5 目償還金につきましては、過年度分の療養給付費負担金等の国・道負担金の償還金2,111万円の増額、2 項 1 目他会計繰出金につきましては、直営診療施設に係る国からの調整交付金が減額となりましたことから、直診勘定への繰出金を448万3,000円減額するものでございます。

続きまして、歳入の説明に移らせていただきます。

3 ページをお開きください。

3 款道支出金4,930万2,000円の減額につきましては、保険給付費見込み額の減によるものと及び特別調整交付金として国保診療所運営費の減に伴い減額となるものでございます。

4 款財産収入は、歳出で御説明したとおり、国民健康保険事業基金利子を計上したものでございます。

5 款の繰入金では、保険給付費の減額に合わせて基金の繰り入れを557万1,000円減額するものでございます。

6 款繰越金は、前年度繰越金3,279万5,000円を追加するものでございます。

続きまして、直診勘定の説明に移らせていただきます。

○議長（小坂利政君） 場内の気温が上がっておりますので、上着の着用は自由とさせていただきます。

続けてください。

○総務企画課主幹（西 幸宏君） 直診勘定の説明に移らせていただきます。

説明の都合上、こちらにも別に配付してございます国民健康保険特別会計補正予算（第6号）に関する説明書（直診勘定補正予算第4号）により御説明申し上げます。

5 ページをお開き願います。

歳出から御説明させていただきます。

1 款総務費の2,425万4,000円の減額につきましては、最終見込み額による減でございます。

8 ページの2 款医業費の1,286万9,000円の減額につきまして、主なものといたしまして、看護師人材委託につきまして、派遣日数の減などにより735万円を減額するほか、他の医療機関に特殊な検査を委託しなければならない受診者の数が減少したことにより、特殊検査委託料が見込みより減額となったものでございます。

9 ページの5 款災害復旧費の526万6,000円の減額につきましては、事業費確定に伴う減額でございます。

続きまして、歳入の説明に移らせていただきます。

3 ページをお開きください。

1 款診療収入の5,825万円の減額、2 款診療外収入の111万円の減額につきましては、それぞれの収入額の最終見込み額による補正でございます。

4 ページにお進みいただきまして、3 款繰入金につきましては、直営診療施設に係る国からの調整交付金が減額となりましたことから、国庫事業勘定からの繰り入れが減額となりますが、収支見込みから一般会計への繰り入れが増額となり、2,557万1,000円が増額となるものでございます。

6 款町債の860万円の減額につきましては、歳出の災害復旧費、災害復旧事業費確定に伴うものでございます。

議案書の50ページをお開きいただきまして、第3条地方債の補正でございますが、先ほど御説明申し上げました町債の変更となるものでございます。

以上で、議案第18号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案書の51ページをお開きください。

議案第19号 平成30年度むかわ町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）でございます。

第1条ですが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ888万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億4,439万8,000円とするものでございます。

こちら、別に配付されております後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）に関する説明書により御説明申し上げます。

歳出から御説明申し上げます。

4 ページをお開きください。

2 款分担金及び負担金の888万4,000円の追加につきましては、広域連合への保険料負担金の最終見込みによるものでございます。

次に、歳入でございますが、3 ページをごらんいただきたいと思います。

1 款後期高齢者医療保険料の921万8,000円の追加につきましては、保険料の収入見込み額により補正するものでございまして、3 款繰入金につきましては、歳出事業の最終見込みに保険基盤安定繰り入れ分を96万2,000円減額するものでございます。

4 款繰越金は、前年度繰越金62万8,000円を追加するものでございます。

以上で、議案第19号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案書53ページをお開きください。

議案第20号 平成30年度むかわ町介護保険特別会計補正予算（第3号）でございます。

第1条ですが、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ4,329万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億8,380万5,000円とするものでございます。

別に配付されております介護保険特別会計補正予算（第3号）に関する説明書により御説明申し上げます。

6ページの歳出から御説明させていただきます。

1款総務費につきましては、2項介護認定調査費で認定審査に係る意見書作成経費の減額や認定審査会全体会の中止等もあり、130万5,000円の減額となるものでございます。

2款保険給付費から4款地域支援事業費までの歳出につきましては、それぞれの事業の利用実績を踏まえた最終所要額への調整でございます。

11ページの5款基金積立金につきましては、整理予算により調整した財源余剰と利子の見込み額を積み立てするものでございます。

続きまして、歳入の説明に移らせていただきます。

3ページをお開きください。

1款介護保険料の327万5,000円の増額につきましては、保険料の収入見込み額により計上するものでございます。

2款分担金及び負担金から4ページの5款道支出金までは、介護給付費及び事業費の負担割合等に基づきまして、収入見込み額の調整を図ったものでございます。

6款財産収入3万4,000円の増額は、基金利子の見込みによるものでございます。

7款1項1目の一般会計繰入金につきましては、介護給付費や事業費の所要額の最終的な見込みから繰り出し基準に応じた額を整理したものでございます。

2項1目介護給付費準備基金繰入金の1,229万6,000円の減額につきましては、事業の最終見込み額により整理したものでございます。

8款繰越金の645万5,000円は、前年度繰越金でございます。

以上で、議案第20号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案書の59ページをお開きください。

議案第21号 平成30年度むかわ町上水道事業会計補正予算（第6号）でございます。

第2条ですが、平成30年度むかわ町上水道事業会計のうち、水道事業に係る資本的収入において科目を振り返るものでございます。

こちら、別冊配付してございます上水道事業会計補正予算（第6号）に関する説明書により御説明申し上げます。

1ページをごらんください。

資本的収入でございますが、災害関連事業に対し一般会計からの出資金を充てるものとして計上しておりましたが、適債性があることから企業債へ同額振りかえるものでございます。

議案書59ページにお戻りいただきまして、第3条では、予算第7条の表中、企業債限度額を5,070万円に改めるものでございます。

以上で、議案第21号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案書の61ページ、議案第22号 平成30年度むかわ町下水道事業会計補正予算（第6号）でございます。

第2条でございますが、むかわ町下水道事業会計の収益的収入と収益的支出につきまして補正するものでございます。収入におきましては、公共下水道事業費用中、災害復旧費は593万9,000円減額の3,196万1,000円とし、財源に充てるための企業債は650万円減額の2,350万円に、農業集落排水事業費用中、災害復旧費は727万7,000円減額の982万3,000円とし、財源に充てるため、企業債は660万円減額の540万円とするものでございます。

また、第3条では、資本的収支の不足額8,174万5,000円に対し、過年度損失勘定留保資金のほか当年度損失勘定留保資金4,780万7,000円及び当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,333万5,000円を充てる内容となっております。

説明の都合上、別冊配付してございます平成30年度むかわ町下水道事業会計補正予算（第6号）に関する説明書により御説明申し上げます。

2ページをお開きください。

収益的支出は、1款公共下水道費用、3項特別損失におきましては、災害復旧事業費の確定に伴い593万9,000円を減額するものです。

2款農業集落排水事業費用、1項営業費用につきましては、最適化構想及び機能強化事業費確定に伴い314万8,000円の減、3項特別損失につきましては、災害復旧事業債の確定に伴い727万7,000円を減額するものでございます。

これに対します収益的収入でございますが、1ページ、1款公共下水道事業収益、3項特別利益は、国庫補助採択による56万1,000円の増、2款農業集落排水事業収益、2項営業外収益は、最適化構想及び機能強化事業費確定に伴う国庫補助金382万5,000円を減額するものでございます。

4 ページの資本的支出でございますが、1 款公共下水道事業資本的支出、3 項建設改良費は、事業費の確定により1,966万1,000円を減額するものでございます。

議案書の62ページへお戻りいただきます。

第4条では、予算第5条の表中、企業債限度額を2億5,980万円に改めるものでございます。

以上で、議案第22号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案書63ページの議案第23号 平成30年度むかわ町病院事業会計補正予算（第5号）でございます。

第2条は、平成30年度むかわ町病院事業会計の収益的収入と収益的支出につきまして補正するものでございます。収入におきましては、病院事業収益で6,856万8,000円を増額し、支出におきましては病院事業費用で7,292万6,000円を増額するものでございます。

第3条は、資本的収支の不足する額に過年度損益勘定留保資金6,601万6,000円を充て、資本的収入においては7万7,000円を減額するものでございます。

説明の都合上、別冊配付してございます平成30年度むかわ町病院事業会計補正予算（第5号）に関する説明書により御説明申し上げます。

説明書の都合上、2 ページの収益的支出から御説明させていただきます。

1 款病院事業費用、1 項医業費用の8,006万8,000円を増額につきましては、主なものとして、平成29年度の損失額を補填するための交付金7,933万7,000円を追加するもの、また震災に係る医療機器更新に伴い、除却費として180万6,000円を追加するものでございます。

その他につきましては、それぞれの所要額の確定により整理予算とするものでございます。

また、3 項特別損失につきましては、災害による施設等補修整備の確定による整理予算となっております。

これに対する収益的収入でございますが、1 ページにお戻りいただきまして、1 款病院事業収益1 項医業収益の24万4,000円を増額につきましては、収入の最終見込みにより整理したものでございます。

2 項医業外収益の増額につきましては、一般会計からの補助金を8,029万円増額するとともに、収入の最終見込みにより整理するものでございます。

3 項特別利益につきましては、災害査定により国庫補助金額が確定したことにより、1,147万4,000円を減額するものでございます。

続きまして、3ページの資本的収入でございます。

1項出資金は、災害復旧事業に係る財源を振りかえるもので、一般会計出資金を627万7,000円減額するものでございます。

3項企業債では、災害復旧事業適債性から企業債へ振りかえたもので、620万円を増額するものでございます。

議案書の63ページへお戻りください。

第4条は、他会計からの補助金を2億5,079万7,000円に改めるものでございます。

第5条につきましては、企業債の限度額を2,120万円に改めるものでございます。

以上で、議案第17号から第23号までを一括して御説明させていただきました。よろしく御審議、御決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（小坂利政君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑の順番は議案番号順とします。

各会計とも質疑をされるときは、ページ数及び款、項、目、節または事業番号を指示の上、質疑願います。

議案第17号 平成30年度むかわ町一般会計補正予算（第14号）に関する説明書、別冊事項別明細書の3、歳出の16ページから23ページまでの1款議会費、2款総務費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

次に、23ページから32ページまでの3款民生費及び4款衛生費までについて質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

次に、32ページから45ページまでの5款農林水産業費、6款商工費及び7款土木費までについて質疑はありませんか。

6番、三上議員。

○6番（三上純一君） ちょっと確認いたしますけれども、39ページの地球体験館の管理運営事務に関してですけれども、先般の説明の地球体験館の今後のあり方という部分では、3月31日をもって廃止の予定という御説明でした。それで伺うんですけれども、これまでこの地

球体験館の運営に当たっては数名のサイエンスガイドさんによって運営管理されてきました。廃止によって、この職員の方々、サイエンスの方々が今後どのような方向になるのか、行政としての対応はどうするのか、その辺を確認しておきたいと思います。

○議長（小坂利政君） 加藤恐竜ワールド戦略室長。

○恐竜ワールド戦略室長（加藤英樹君） ただいまのサイエンスガイドの今後の対応について御回答させていただきます。

地球体験館につきましては、3月31日をもって閉館となるわけですが、この閉館に際しましては、これまでサイエンスガイドの皆さんともよくお話しをさせていただきまして、2月の前半ぐらいからそれぞれの対応について我々も相談をさせていただきまして、今後の身の振り方についても御検討いただきたいということで、十分な対応だったかといいますと何とも言えませんが、私どもとしては、今後のあり方についてもしっかりとそれぞれの方からお話を聞いて、対応してきているということでございます。

○議長（小坂利政君） 6番、三上議員。

○6番（三上純一君） ちょっとわかりづらかったんですけれども、いろいろと対応してきているということは承知していますけれども、サイエンスガイドさんについてはさまざまな専門的な、やっぱりそういうガイドさんの関係では随分と努力もされてきたと。したがって、例えばこれから博物館エリアを整備していくときに、やはりそうした経験豊富な人材というのが非常に貴重になるんじゃないかなというふうに捉えています。

それで、震災用ということで閉館しているというようなことなので、なかなか先が見えないというところで、その中で勤めていた職員の皆さん、サイエンスガイドの皆さんも先が見えないからということで非常に迷ってもいただろうし、大変な思いをしたんだろうなど。その結果、今何名で、その方々がこれからどういうふうな方向で再就職あるいは行政に関わる職員としての位置づけになっていくのかどうか、その辺を伺いたかったということなんですけれども、再度お願いします。

○議長（小坂利政君） 加藤恐竜ワールド戦略室長。

○恐竜ワールド戦略室長（加藤英樹君） 私どもの聞き取りがまずかったみたいで申しわけございません。現在サイエンスガイドの方は3名いらっしゃいまして、それぞれ1年間の嘱託職員として、要するに期限付きの職員でございます。施設が廃止となった以降は、当然そこに場所がないわけですから退職ということになっていくんですが、それぞれの方には今後の身の振り方ということも含めまして、お二人の方はそれぞれやりたいことがあるという内

容のことで、自分たちの次の道に進むということを聞いておりました。もう一名の方は町内での職を求めて、現在職を全うできるような形になるのではないかというふうに予測をしておりますが、それぞれの身の振り方については、私どもも聞き及んでおるところでございます。

○議長（小坂利政君） 田所支所長。

○支所長（田所 隆君） 議員御存じのとおり、恐竜ワールド構想上、博物館の再整備にかかわる博物館のあり方といった部分で、地球体験館のガイド業務、案内ガイドも含めたガイド業務をやはり新しい博物館にも移管していくというような考え方を持っておりました。それで、サイエンスガイドのいわゆるあり方を我々も期待しておりましたので、とどめておりましたけれども、結果的に3名のガイド全員が退職を希望したということでございます。

それで、今後の恐竜ワールド構想上のガイドの養成については、今後改めて考えていきたいなというふうに思っておりますが、そういうことで、ガイドについては今回退職ということとであります。

○議長（小坂利政君） 6番、三上議員。

○6番（三上純一君） 先ほど2名の方が別な道というお話で、今支所長言ったのとちょっと違うのかなと思って。せっかくやっぱりノウハウを取得した専門的な方々をこの際手放してしまうというのは、新たな博物館エリアという大きな事業が待ち受けているときに3名とも全く別な方向に行かれるということは、町として大きな損害じゃないかなというふうに思うんですけれども。やっぱり引きとめるというか、その辺の行政対応が何となくアピール度が低かったのかな、説得力がなかったのかなという気はしているんですけれども、その辺はどんなふうに考えていらっしゃるんですか。もう可能性ないということですか、3人とも。

○議長（小坂利政君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） 最初の職員の身分といいますか取り扱いを申し上げたと思うんですけれども、あくまでも嘱託の職員ということで、1年間の契約、任期つきということでございます。ですから、1年ごと新たな採用というような形でこれまでやってきております。そういう中では、サイエンスガイドだけでなく、本町にいる臨時職員、嘱託職員全て同じような身分でございまして、一律にそこだけを切り取って手厚くということにはならないだろうというふうに思っています。

ただ、この間相当なやっぱり技術的にといいますか特殊性をもってやっていただいたのは事実ですし、そういったスキルも持っているということは、それは紛れもない事実だと思っ

ていますし、そういったところも給与面での差は通常の嘱託職員とは違っていたというところもあろうかと思います。そういった意味で、今加藤のほうでも申し上げましたように、今までのスキルも含めていろいろ相談には乗ってきたというところであります。そういった中で、おのおの独自の道を行くということで今は進んでいるというところで聞いているところでございます。

それから、今後についてそういった人材を押さえておくべきといった考え方も一部あろうかとは存じますが、まだ今後の博物館構想自体がどのようになっていくか、具体的にどうしていくかということがそこまで具体的に、まだ運営方法まで詰まっているものでもございませんし、そこはまた新たな形の中で仕切り直しをしていかなければならないだろうというふうに考えておりますので、御理解をいただければというふうに思っております。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

次に、45ページから57ページまでの8款消防費、9款教育費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

次に、58ページから64ページまでの10款公債費、11款諸支出金、12款給与費、13款災害復旧費について質疑はありませんか。

5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 60ページの2560の説明欄の土地購入費というのが150万あるんですが、この内容について伺いたいのと2570の河川災害復旧事業の中のやはり同じ土地購入費200万というのがあるんですが、具体的な内容について伺います。

○議長（小坂利政君） 江後建設水道課主幹。

○建設水道課主幹（江後秀也君） ただいまの御質問にお答えします。

まず、2560事業、道路橋りょう災害復旧事業における土地購入費でございますが、これは穂別地区におきまして道路の法面が崩落しまして、それで災害復旧が起こった箇所が2カ所ございます。災害復旧に当たりまして、法面までが崖といいますか、法面まで対策しますので、そこが今現在民有地でございます。そこを復旧という形になりますので、その復旧する部分用地購入するということで災害査定で認められまして、その予算を計上した形でございます。

続きまして、2570事業の河川災害復旧事業でございます。これも穂別栄地区におきまして法面が崩落しまして、河川が埋まっている箇所が2カ所ございまして、それを災害復旧に出しております。そこで、工法を検討した中でいきますと、最終的に新たに土地を買って河川を掘るのが経済的、また今後の維持管理的にも最適という形で査定決定を受けまして、民有地を取得しまして、そちらのほうに崖のほうから離れて新たに河川を掘るという工法を採用しております、これに係る土地の取得を予算計上している形でございます。

以上でございます。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 救助法か何かで定まっているのかなとも思うんですけども、単価的なところはどのようになりますか。

○議長（小坂利政君） 江後建設水道課主幹。

○建設水道課主幹（江後秀也君） この用地取得費における単価でございますが、地区が、地目といいます、それが山林また原野でございますので、町で持っている山林、原野の単価で積算しております。

以上でございます。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

次に、1ページから15ページまでの1総括事項別明細書歳入歳出、2歳入全般について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

次に、議案書つづり31ページから43ページまでの予算総則第1表歳入歳出予算補正、第2表繰越明許費補正及び第3表地方債補正までの全般について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第18号 平成30年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第6号）に関する別冊説明書保険事業勘定補正予算（第4号）の1ページ、1総括事項別明細書から8ページまでの2歳入、3歳出の全般について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

次に、平成30年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第6号）に関する別冊説明書直診勘定補正予算（第4号）の1ページ、1総括事項別明細書から9ページまでの2歳入、3歳出の全般について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

次に、議案書つづりの45ページから50ページまでの予算総則第1表保険事業勘定歳入歳出予算補正、第2表直診勘定歳入歳出予算補正、第3表地方債補正について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで議案第18号の質疑を終わります。

次に、議案第19号 平成30年度むかわ町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）に関する別冊説明書1ページ、1総括事項別明細書から4ページまでの2歳入、3歳出と議案書つづり51ページ、52ページの予算総則第1表歳入歳出予算補正全般について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで議案第19号の質疑を終わります。

次に、議案第20号 平成30年度むかわ町介護保険特別会計補正予算（第3号）に関する別冊説明書1ページ、1総括事項別明細書から11ページまでの2歳入、3歳出全般について質疑はありませんか。

5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 7ページの50030の施設介護サービス給付費が3,800万円ほど減額になっているんですが、これは去年から私も含め何人かが質疑、質問をしております施設、十分に定員まで入られなかったということの介護従事者が見つからない、不足しているということでは起きていることではないかと、それがこの予算の中にあらわれたのではないかというふうに私は見ているんですけれども、そうなのかどうかということをまず最初にお聞きします。

○議長（小坂利政君） 高橋健康福祉課長。

○健康福祉課長（高橋道雄君） ただいまの介護サービス給付費についてです。介護サービス給付費につきましては、介護保険事業計画ということで平成30年度から始まっています。ある意味計画の初年度ということで、給付につきましてはあくまでも見込みという形で、3年間想定した中で今年度の分、想定しています。施設の介護給付費につきましては、特養もそうですけれども、やはり居宅の方よりも施設の部分の人数変動によって大きく金額が変わってくるという意味で、今申し上げました特養部分を含めて、その部分の利用者数が当初の見込みよりも減っているということの結果だと思います。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） これは、決算のときにもサービス給付費が減額されるということで、お尋ねすると課長のような、今のような答弁が返ってくるんですけども、しかし、計画するというのは見込みがあるから、こういう利用があると、高齢化率とかそういうものからはじき出しているわけです。それで実際に、昨日もありましたけれども、180の施設がありながら、従事者が見つからなくて入れられないんだということが実態としてあるわけです、はっきりと。だから、やっぱりその辺も、じゃこういうサービス、計画の中で保険料も集めているわけですから、それをきちんと利用するときに使えるというのが当たり前のことであって、それが使えないで残っていくという、計画に基づいてやっているんですから、これ余ることが多かったらそれはおかしいわけで、そういう捉え方をしていただかないと困ると私は思うんですけども、副町長、いかがですか。

○議長（小坂利政君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） 需要の見込みというのは、ある程度大きく見込んでいる部分もあるかと思っています。実際に介護度をできるだけ上げていかないような取り組みというのかなり力を入れてやっていると思うんですけども、そういった中で、こちらにおいては介護度が平均的に一部低いというふうにも言われていると思います。

加えて、確におっしゃるようにベッド数が今180あって、全てが使える状況じゃないというのは事実でございますので、そこになかなか入居できない方もいらっしゃるということもお聞きしているところでございますので、そういったところは事業者と連携しながら、何とか介護従事者の方が増えるような方策というのを一緒に考えていきたいというふうに思っているところであります。

ただ、行政の責任だけでそこを賄えるというふうには単純にならないわけでございますので、今後とも事業者と一緒に協議をしまいたいというふうに思っておりますので、御理

解を賜れればと思います。

○議長（小坂利政君） 5 番、大松議員。

○5 番（大松紀美子君） むかわ町は保険者なんです、保険者。皆さんから、40歳以上の方から見込んだ保険料を、国から来る計画ですけれども、その計画の中に当てはめて、そして計算して介護保険料を出して、徴収して、サービスを提供しなきゃならないというのは保険者の責任なんです。町だけが責任持つんじゃないとおっしゃいましたけれども、町が責任を持たなきゃだめなんです、保険者なんだから。だから、そのところをきちっと責任を感じていただかないと、入れない人がいるんじゃないくて、受け入れたくても受け入れられないと施設は言っているんですから、はっきりと、そのところを履き違えて言っていたら私困ります。きちんと保険者である責任というのはあるんですから。私たちだって滞納なくちゃんと介護保険料を納めているんですから。

今全部特養ホーム何床しかできないとか、決まりがあります、20年前に決まったことで。やりました、私たちも、これじゃだめだって。でも、そういう決まりの中で特養ホームのほうは何床とかと、むかわは合併したから2カ所ありますけれども、厳しい中でこの高齢化迎えてやっているわけです。それが十分に受け入れられないというのは、やっぱり町としての責任です。それは事業者だけの責任じゃないです。募集をしたって来ないと言っているんですから、従事者が。だから、こういうさまざまな結果にあらわれてくることに責任感じていただかないと困ります。いかがですか。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 前回もやりとりしたかと思うんですけれども、介護保険制度改正から20年弱たっているかと思います。この間の介護保険制度の改正、こういったことも含めながら、町としましても介護保険というのを、保険制度が今あるということでございますから、今ある制度を持続可能な制度としていくためのものと今の現状も認識しているところでもございます。今後に向けましても、介護保険というのが果たす役割というのをしっかりとそれぞれの分野で、町も含め、考慮していきたいと考えているところでもございます。

あわせて、介護職員の不足につきましては、町内の介護サービス事業者協議会、こういったところも含めて、そういった現場の実態というのをさらに把握しながら、声というのを含めながら顔の見える関係、より築いていければなと思っているところでもございます。人材の確保とともに、地域包括ケアシステムの構築に向けながら、高齢者の方の自立の支援だとか介護の要望だとか、そして重度化の防止などの取り組みというのをさらに町としても充実

し、より安心できる介護保険事業の推進に努めていきたいと考えております。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

次に、議案書つづり53ページから57ページまでの予算総則第1表歳入歳出予算補正について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで議案第20号の質疑を終わります。

次に、議案第21号 平成30年度むかわ町上水道事業会計補正予算（第6号）に関する別冊説明書1ページ、事項別明細書と、議案書つづり59ページの全般について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで議案第21号の質疑を終わります。

次に、議案第22号 平成30年度むかわ町下水道事業会計補正予算（第6号）に関する別冊説明書1ページから4ページまでの事項別明細書全般についてと、議案書つづり61ページ、62ページの全般について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで議案第22号の質疑を終わります。

次に、議案第23号 平成30年度むかわ町病院事業会計補正予算（第5号）に関する別冊説明書1ページから3ページの事項別明細書全般についてと、議案書つづり63ページの全般について質疑はありませんか。

5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 2ページの病院用地賃借料は98万7,000円減額になっているんですが、これはどうしてですか。

○議長（小坂利政君） 高橋健康福祉課長。

○健康福祉課長（高橋道雄君） 厚生病院の病院用地につきましては、昨年の方でも議決いただいていますとおり土地を購入してございますので、その関係での減額となつてご

ざいます。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで、議案第23号の質疑を終わります。

これから議案第17号から議案第23号までの討論を行います。

討論の順番は議案番号順とします。

初めに、議案第17号について討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認めます。

これで、議案第17号の討論を終わります。

次に、議案第18号について討論を行います。

反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認めます。

これで、議案第18号の討論を終わります。

次に、議案第19号について討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認めます。

これで、議案第19号の討論を終わります。

次に、議案第20号について討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認めます。

これで、議案第20号の討論を終わります。

次に、議案第21号について討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認めます。

これで、議案第21号の討論を終わります。

次に、議案第22号について討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認めます。

これで、議案第22号の討論を終わります。

次に、議案第23号について討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認めます。

これで、議案第23号の討論を終わります。

これから議案第17号から議案第23号までの7件を採決します。

採決の順番は議案番号順とします。

初めに、議案第17号を採決します。

お諮りします。

議案第17号 平成30年度むかわ町一般会計補正予算（第14号）は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号を採決します。

お諮りします。

議案第18号 平成30年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第6号）は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号を採決します。

お諮りします。

議案第19号 平成30年度むかわ町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号を採決します。

お諮りします。

議案第20号 平成30年度むかわ町介護保険特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号を採決します。

お諮りします。

議案第21号 平成30年度むかわ町上水道事業会計補正予算（第6号）は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号を採決します。

お諮りします。

議案第22号 平成30年度むかわ町下水道事業会計補正予算（第6号）は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号を採決します。

お諮りします。

議案第23号 平成30年度むかわ町病院事業会計補正予算（第5号）は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩をいたします。

再開は15時とします。

休憩 午後 2時44分

再開 午後 3時00分

○議長（小坂利政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第24号から議案第30号の一括上程、説明、質疑、予算審査

特別委員会設置、付託

○議長（小坂利政君） 日程第19、議案第24号 平成31年度むかわ町一般会計予算から日程第25、議案第30号 平成31年度むかわ町病院事業会計予算までの7件を一括議題とします。

議案第24号から議案第30号までの7件について提案理由の説明を求めます。

成田総務企画課長。

〔成田忠則総務企画課長 登壇〕

○総務企画課長（成田忠則君） 議案第24号 平成31年度むかわ町一般会計予算から議案第30号 平成31年度むかわ町病院事業会計予算まで一括して御説明申し上げます。

別冊でファイルで配付してございます平成31年度各会計予算概要書に基づきまして御説明を申し上げますので、よろしくお願いいたします。インデックスで事業概要として表示しているところでございます。

まず、1ページをお開きいただきたいと思います。

平成31年度むかわ町各会計予算総括表でございます。

説明に当たりまして、前年度予算額につきましては6月肉づけ補正予算前の当初予算の額で対比しておりますので、あらかじめ御了承をお願いいたします。

一般会計の本年度予算額は101億96万7,000円で、前年度に比べますと31億1,829万2,000円、44.7%の増額でございます。

特別会計につきましては、国民健康保険特別会計ほか2特別会計で総額30億670万9,000円、1億2,421万5,000円、4.3%の増額でございます。

公営企業会計につきましては、小計欄がございませんが、上水道事業ほか2事業で総額14億8,566万4,000円、2億7,474万7,000円、22.7%の増額でございます。

全会計の総額は145億9,334万円、前年度比35億1,725万4,000円、31.8%の増額となったものでございます。

次に、2ページ、3ページでございます。

3ページに移りまして、14款国庫支出金でございますが14億1,131万5,000円でございます。前年度比10億8,343万3,000円、330.4%の大幅な増額となっております。これは主に災害復旧事業に伴う国庫補助金の増加でございます。

15款道支出金につきましては5億7,499万1,000円で、主に農業での農地耕作条件改善事業や6号排水路事業により前年度比1億1,046万2,000円、23.8%の増加となったところでございます。

16款財産収入は5,301万3,000円でございます。立木売却収入の減少や基金残高の減少による利子の減額により前年対比1,102万4,000円、17.2%の減となったところでございます。

17款寄附金につきましては、ふるさと納税の過去実績を勘案した上で過大な見積もりを控えまして、4,500万円を計上しているところでございます。

18款繰入金につきましては7億2,635万4,000円、前年対比6億110万5,000円、479.9%の増額でございます。前年対比内訳では、財政調整基金が4億円の増、地域振興基金6,249万6,000円の増、四季の館営繕基金で4,000万円の増、地域産業多角化推進基金で1,000万円の増、公共施設長寿化推進基金9,475万円の増加によるものでございます。

20款諸収入につきましては5億801万2,000円でございます。北海道市町村備荒資金組合支消金2億7,000万円の増額などにより前年対比2億8,250万4,000円、率にして125.3%の増加となったところでございます。

21款町債につきましては11億4,010万円でございます。前年度に比べますと9億590万円、386.8%の増となっております。これはJA乾燥調製施設への補助や土木施設災害復旧事業の実施に伴い増加しているものでございます。

続きまして、2ページにお戻りをいただきまして、右側の表、歳出の主な増減内訳でございます。

2款総務費につきましては、ふるさと納税における新たなポータルサイトの追加、災害派

遣職員用の住宅経費、第2次総合計画策定に向けたアンケート調査経費、まちづくり耕上促進事業における新規枠の設定、恐竜プロジェクト事業の推進、四季の風客室整備事業、知事・道議会議員選挙、参議院議員通常選挙に係る経費などで増額となっております。

3款民生費の主な増減理由につきましては、障害者福祉事業及び子ども医療費給付事業においての実績による減、後期高齢者医療特別会計繰出金における事務費負担金が減額となる一方、国民健康保険特別会計繰出金直診勘定分では不足財源分の補填の増、昨年6月補正し、実施を見送りのごみ荘屋根改修経費とグループホームみのり屋上防水塗装工事の計上、穂別地区発達支援センター事業化に伴う通所給付費の増、震災被災者支援経費の皆増となっております。

4款の衛生費の主な増減としましては、ふれあい健康センター施設改修、新規事業として共同墓の整備経費の計上、災害等廃棄物処理、損壊家屋等解体撤去の処理経費、平取町外2町衛生施設組合負担金が増額となっているところでございます。

5款農林水産業費の農業費につきましては、地震により被災したJA乾燥調製施設に対する補助金について皆増となっており、農地耕作条件改善事業において、仁和地区及び田浦地区排水路整備のほか圃場整備による事業の増となっております。

次に、林業費でございますが、小規模治山事業において、昨年に引き続き春日温泉の沢流路工事の実施、林業専用道整備事業につきましても引き続き芭呂沢支線の開設工事を計上し増額となっている一方、基本基金造成事業につきましては、町有林造成事業面積の減少により減額となっております。

次に、水産業費ですが、水産基盤整備事業負担金として、漁港岸壁の矢板補修に充てる経費を計上しているところでございます。

6款商工費の主な増減につきましては、商工会補助金と鶴川・沙流川WAKUWAKU協議会負担金の減少、地球体験館閉館における経費が皆減している一方、起業力耕上促進事業では内容をリニューアルし、上限額を引き上げ、キャンプ場管理運営事業では計画改修分の増額、ふるさと支援事業の日本ハム応援大使イベント関連経費を計上し、増額しているところでございます。

7款土木費につきましては、町道維持管理事業及び河川維持管理事務で、一部の維持補修委託におきまして災害復旧事業の中で対応している箇所があることから減額となっております。町道整備事業におきましては、田浦2号道路、田浦二宮6線道路の整備継続とともに豊田橋梁補修、美幸松風1号道路の整備経費を計上し、住宅費においては、30年度完成の末

広団地B棟への移転補償を計上したほか、文京ハイツ及び旧緑ヶ丘会館の解体経費を計上するなどして増額しているものでございます。

8款消防費につきましては、昨年度に移動系防災行政無線を整備した経費が皆減している一方、鷗川支署小型動力ポンプ付水槽車の購入、穂別支署におきましては、災害関連で車庫前舗装工事、庁舎修繕工事、非常用電源整備費を計上したほか、穂別地区の情報端末へ配信するためのJアラート連携サーバー更新に係る経費を計上し、増額しているものでございます。

3ページに入りまして、9款教育費につきましては、社会教育費の鷗川高等学校生徒寮管理運営事業において、被災した鷗川高校生徒寮の解体工事を行うことから、大幅な増額となっております。

10款災害復旧費につきましては、昨年9月6日発生した北海道胆振東部地震にかかわる被害の発生で、農林水産施設をはじめ公共土木施設等の災害復旧費の計上で皆増となったところでございます。

11款公債費は、大型事業にかかる元金償還が始まることから、町債の償還、元金が増額となり、利子につきましては前年度より減少してございます。

12款諸支出金の増につきましては、公営企業への出資、補助のうち病院事業への出資が増加し、補助金につきましては、上水道事業及び下水道事業が増となったところによるものでございます。

13款給与費につきましては、職員の退職及び新規採用による相殺がありますが、災害復旧に対応する人的支援に係る給与、共済費等を計上してございます。

以上、平成31年度の一般会計予算の事業概要でございます。

次に、4ページをお開き願います。

国民健康保険特別会計の保険事業勘定に係る予算科目別対比表でございます。

総額では14億1,105万4,000円で、6,417万4,000円、4.8%の増額となっております。

歳入の1款国民健康保険税は、世帯、被保険者数が減少する一方で、税率の改正や所得の動向などにより、前年度比で増加する見込みでございます。

3款道支出金は、道負担金において、直診勘定分における電子カルテシステムにより特別調整交付金が増加する見込みとなっております。

5款繰入金でございますけれども、一般会計からの繰入金の減額は財政安定化支援事業分や保険税の軽減分が減少する見込みの一方、納付金の増により基金繰入金が増加するものと

なったものでございます。

支出につきましては、2款保険給付費の療養諸費におきまして、一般保険者療養費支払金で一部負担金減免分を計上し、増加しているものでございます。

3款国民健康保険事業納付金は、31年度確定に伴いまして一般被保険者医療給付分及び後期高齢者支援金が増加をし、介護納付金は減少しているところでございます。

5款保健事業費の増加につきましては、特定健診未受診者等対策事業に係る委託料を平成30年度は6月計上したものを平成31年度は当初予算で計上したものでございます。

7款諸支出金の増加につきましては、直診勘定への繰出金が増となったものでございます。次に、5ページの直診勘定でございます。

直診勘定予算は総額で5億4,113万6,000円、3,489万4,000円、6.9%増額となっております。

歳入の1款の診療収入につきましては、1日当たりの平均入院患者数を11人、平均外来患者数を46人と計画し、計上しているものでございます。入院収入、外来収入ともに減少を見込み、診療収入全体も減額の見込みとしているものでございます。

3款繰入金は、公債費の償還は減少しているものの、医師等の確保対策及び診療収入の減少による不足財源の補填の増、一般会計からの繰入金を増額し、また電子カルテシステム更新に係る事業勘定からの繰入金の増を見込んでいるものでございます。

歳出につきましては、1款総務費では施設用備品として、電子カルテシステム及び診察情報統合管理システム導入経費を計上しております。

2款医業費につきましては、診療人材派遣委託及び施設用備品として高圧蒸気滅菌及び特殊浴槽用のストレッチャーコントロールボックスの更新経費が増加をしております。

3款公債費につきましては、償還元金の減少による減額でございます。

同ページ下段の後期高齢者医療特別会計につきましては、総額で1億4,807万5,000円で1,256万1,000円、9.3%の増額でございます。

歳入の1款後期高齢者医療保険料及び歳出の2款分担金及び負担金におきましては、被保険者数が増加し、保険料も増額となっているものでございます。

6ページをお開き願います。

介護保険特別会計予算でございますが、総額で9億644万4,000円で、1,258万6,000円、1.4%の増となっているものでございます。

歳入につきましては、歳出の各事業に対応いたしまして、それぞれの負担割合に応じて所

要額を算しており、介護保険料の不足する部分につきましては、7款繰入金の基金繰り入れにより措置しているところでございます。

歳出につきましては、2款保険給付費におきまして、介護認定者の増加や居宅介護サービス給付の伸びにより増額となっており、3款地域支援事業では、介護予防訪問介護サービスが減額となっているものでございます。

次に、7ページにお移りいただきまして、公営企業の上水道事業会計でございます。

まず、右側の表下段にございます収益的支出と資本的支出の合計で4億230万3,000円、2,759万円、7.4%の増額でございます。

鵜川地区の水道事業につきましては、給水戸数が2,214戸で、平成31年度の主な建設改良事業といたしましては、量水器取りかえ、配水管布設、そして田浦二宮6線、国道235号線宮戸地区の工事を予定しているものでございます。

穂別地区の簡易水道事業につきましては、給水戸数が1,280戸で、主な建設改良事業といたしましては、量水器取りかえ、配水管布設がえ、穂別地区簡易水道第6次拡張工事の実施を予定しているものでございます。

8ページをお開きいただきまして、下水道事業会計でございます。

まず、右側の下、下段でございますが、収益的支出と資本的支出の合計で8億1,189万7,000円、2億6,491万5,000円、48.4%の増額でございます。

鵜川地区公共下水道は排水戸数1,482戸で、主な事業といたしましては、引き続き長寿化に係る工事として事業団委託を予定しているところでございます。

穂別地区農業集落排水事業は、排水戸数につきましては792戸で、機能強化事業計画の策定及び最適化構想機能診断を予定しているものでございます。

次に、病院事業会計でございます。

病院事業会計の収益的支出と資本的支出の合計は2億7,146万4,000円で、1,775万8,000円、6.1%の減額となっております。

左側の歳入につきましては、1款病院事業収益の医業外収益におきまして、普通交付税算入額及び病院事業費用の不足額を一般会計から繰り入れるものでございます。病院の業務予定量といたしましては、1日当たり平均患者数は入院で30人、外来で98人を予定しているものでございます。

次に、9ページでございます。

9ページ及び10ページは町税の状況でございます。町税全体で、先ほど申し上げました

とおり前年度比7,117万2,000円、7.5%の増となっておりますが、税目別では個人町民税、法人町民税が微減、10ページの固定資産税は土地、それから家屋分で微減ですが、償却資産では太陽光発電施設の増加で7,263万1,000円の増、軽自動車税は微増で、たばこ税が減少の状況となっております。

11ページに移りまして、地方交付税と地方譲与税の年度別推移の状況でございます。

地方交付税につきましては、30年度の決算見込みで47億1,850万円程度と見込んでおりますが、平成31年度におきましては地方財政計画、算定基礎数値の動向、合併特例逡減を考慮しまして、40億500万円と推計しているところでございます。

下段の地方譲与税等の状況でございますが、平成30年の決算見込みに対しまして3,469万、9.4%の減額、主に自動車取得税交付金の減少による分でございます。

12ページをお開き願います。

12ページ、13ページは町債の状況でございます。

まず、12ページの一般会計の平成31年度末の現在高見込み額は、前年度末見込み額より1,258万9,000円減少となりまして、101億1,890万8,000円の見込みでございます。

また、13ページは特別会計及び企業会計の町債状況でございます。お目通しをいただければと思います。

次に、14ページをお開き願います。

基金の状況でございます。

一般会計の基金は財政調整基金、減債基金のほか17の特定目的基金がございまして、下から3行目、黒丸で表示しておりますが、一般会計基金の合計で、平成31年度末現在高は37億9,799万円の見込みでございます。

また、特別会計の2基金を合わせました基金総額の平成31年度末現在高は39億971万円ほどの見込みとなっているものでございます。

財政調整基金の残高は、災害対応での取り崩しにより2億1,536万円の見込みと大変厳しい状況であります。新年度におきましても、予算の確保から取り崩しを余儀なくされますけれども、非常時の調整弁としての役割を果たしているところでございまして、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上、議案第24号から議案第30号まで一括して御説明申し上げます。よろしく御審議、御決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

なお、本議案7件の取り扱いにつきましては議会運営委員長報告のとおり、議長を除く全員で構成する平成31年度むかわ町各会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査をすることに協議が調っておりますので、提案理由の説明に対する質疑は大体論または特に重要な点だけに限定して質疑を受けたいと思います。

質疑の順番は議案番号順とします。

まず初めに、議案第24号 平成31年度むかわ町一般会計予算の説明に対し質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで議案第24号の質疑を終わります。

次に、議案第25号 平成31年度むかわ町国民健康保険特別会計予算の説明に対し質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで議案第25号の質疑を終わります。

次に、議案第26号 平成31年度むかわ町後期高齢者医療特別会計予算の説明に対し質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで議案第26号の質疑を終わります。

次に、議案第27号 平成31年度むかわ町介護保険特別会計予算の説明に対し質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで議案第27号の質疑を終わります。

次に、議案第28号 平成31年度むかわ町上水道事業会計予算の説明に対し質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで議案第28号の質疑を終わります。

次に、議案第29号 平成31年度むかわ町下水道事業会計予算の説明に対し質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで議案第29号の質疑を終わります。

次に、議案第30号 平成31年度むかわ町病院事業会計予算の説明に対し質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで議案第30号の質疑を終わります。

お諮りします。

議案第24号 平成31年度むかわ町一般会計予算から議案第30号 平成31年度むかわ町病院事業会計予算までの7件につきましては、審議の都合上、議長を除く全議員で構成する平成31年度むかわ町各会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査をすることにしたと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号から議案第30号までの7件につきましては、議長を除く全議員で構成する平成31年度むかわ町各会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定をいたしました。

ただいま設置されました平成31年度むかわ町各会計予算審査特別委員会の委員に申し上げます。委員会条例第10条の規定により、委員長の互選をするため委員会を招集いたしますので、休憩中に委員会を開催願います。

しばらく休憩します。

説明員は本会議再開まで退席願います。

再開は15時45分といたします。

休憩 午後 3時25分

再開 午後 3時45分

○議長（小坂利政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（小坂利政君） これから諸般の報告を行います。

休憩中に開催されました平成31年度むかわ町各会計予算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、委員長に野田省一委員、副委員長に星正臣委員が選任されたので、議会の運営に関する基準第107号の規定により報告します。

◎休会について

○議長（小坂利政君） お諮りします。

平成31年度むかわ町各会計予算審査特別委員会における議案審査のため、ただいまから予算審査特別委員会の議事日程が終了するまでの間、休会にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいまから予算審査特別委員会の議事日程が終了するまでの間、休会することに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（小坂利政君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。本日はこれをもって散会します。

御苦労さまでした。

散会 午後 3時46分

平成31年第1回むかわ町議会定例会

議 事 日 程 （第3号）

平成31年3月19日（火）午後 3時開議

町長提出事件

- 第 1 議案第24号 平成31年度むかわ町一般会計予算
- 第 2 議案第25号 平成31年度むかわ町国民健康保険特別会計予算
- 第 3 議案第26号 平成31年度むかわ町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 4 議案第27号 平成31年度むかわ町介護保険特別会計予算
- 第 5 議案第28号 平成31年度むかわ町上水道事業会計予算
- 第 6 議案第29号 平成31年度むかわ町下水道事業会計予算
- 第 7 議案第30号 平成31年度むかわ町病院事業会計予算

議員等提出事件

- 第 8 発議第 1号 胆振東部地震復旧復興調査特別委員会の設置に関する件
- 第 9 諸般の報告
- 第10 請願第 1号 恐竜化石の通称名「むかわ竜」の変更を求める請願
- 第11 意見書案第1号 消費税率10％への引き上げ断念を求める意見書
- 第12 意見書案第2号 国民健康保険における子どもに係る均等割額の廃止等に関する意見書
- 第13 意見書案第3号 カジノを含む統合リゾート（IR）を誘致しないことを求める意見書
- 第14 意見書案第4号 地方公務員法及び地方自治法の一部改正における会計年度任用職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書
- 第15 所管事務調査等報告の件
 - （総務厚生・経済文教常任委員会）
 - （恐竜ワールド構想調査特別委員会）
- 第16 閉会中の特定事件等調査の件
 - （総務厚生・経済文教常任委員会）
 - （議会運営・議会広報委員会）

(恐竜ワールド構想調査特別委員会)

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（１３名）

１番	東 千 吉 議 員	２番	舞 良 喜 久 議 員
３番	山 崎 満 敬 議 員	４番	佐 藤 守 議 員
５番	大 松 紀美子 議 員	６番	三 上 純 一 議 員
７番	野 田 省 一 議 員	８番	三 倉 英 規 議 員
９番	星 正 臣 議 員	１０番	津 川 篤 議 員
１１番	北 村 修 議 員	１２番	中 島 勲 議 員
１３番	小 坂 利 政 議 員		

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	竹 中 喜 之	副 町 長	渋谷 昌 彦
支 所 長	田 所 隆	会 計 管 理 者	藤 井 清 和
総務企画課長	成 田 忠 則	総務企画課参事	大 塚 治 樹
総務企画課参事	上 坂 勇 人	総務企画課主幹	梅 津 晶
総務企画課主幹	柴 田 巨 樹	総務企画課主幹	西 幸 宏
町民生活課長	萬 純二郎	町民生活課参事	飯 田 洋 明
町民生活課主幹	菊 池 恵 美	健康福祉課長	高 橋 道 雄
健康福祉課主幹	今 井 喜代子	健康福祉課主幹	藤 田 浩 樹
産業振興課長	酒 卷 宏 臣	産業振興課参事	太 田 剛 雄

産業振興課主幹	東 和 博	産業振興課主幹	今 井 巧
産業振興課主幹	松 本 洋	建設水道課長	山 本 徹
建設水道課主幹	江 後 秀 也	建設水道課主幹	兄 後 敏 彦
地域振興課長	石 川 英 毅	地域振興課主幹	長谷山 一 樹
地域振興課主幹	菅 原 光 博	恐竜ワールド戦略室長	加 藤 英 樹
恐竜ワールド戦略室主幹	櫻 井 和 彦	地域経済課長	吉 田 直 司
地域経済課主幹	高 木 龍一郎	地域経済課主幹	西 村 和 将
国民健康保険穂別診療所事務主幹	藤 江 伸	教 育 長	長谷川 孝 雄
生涯学習課長	齊 藤 春 樹	教育振興室長	田 口 博
生涯学習課主幹	上 田 光 男	生涯学習課主幹	佐々木 義 弘
選挙管理委員会事務局長	成 田 忠 則	農業委員会事務局長	鎌 田 晃
農業委員会支局長	高 木 龍一郎	監 査 委 員	数 矢 伸 二

事務局職員出席者

事 務 局 長	八 木 敏 彦	主 査	長谷山 美 香
---------	---------	-----	---------

◎開議の宣告

○議長（小坂利政君） 御苦労さまです。

ただいまの出席議員数は13人です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成31年第1回むかわ町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

開議 午後 3時00分

◎議事日程の報告

○議長（小坂利政君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

◎議案第24号から議案第30号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第1、議案第24号 平成31年度むかわ町一般会計予算から日程第7、議案第30号 平成31年度むかわ町病院事業会計予算までの7件を議題とします。

本案は、今期定例会において設置の平成31年度むかわ町各会計予算審査特別委員会に対し休会中の審査事件として付託を行ったものであります。

これより予算審査特別委員会における本案の審査結果について報告を求めます。

野田委員長。

〔野田省一予算審査特別委員長 登壇〕

○予算審査特別委員長（野田省一君） 平成31年第1回むかわ町議会定例会において付託されました議案第24号 平成31年度むかわ町一般会計予算から議案第30号 平成31年度むかわ町病院事業会計予算までの7件について審査した結果、いずれもお手元に配付の報告書のとおり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、会議規則第77条の規定に基づき報告をいたします。

○議長（小坂利政君） ただいま野田委員長より報告がありました。

委員長報告に対して質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議案第24号から議案第30号までの討論を行います。

討論の順序は議案番号順とします。

初めに、議案第24号について討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認めます。

これで議案第24号の討論を終わります。

次に、議案第25号について討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認めます。

これで議案第25号の討論を終わります。

次に、議案第26号について討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認めます。

これで議案第26号の討論を終わります。

次に、議案第27号について討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認めます。

これで議案第27号の討論を終わります。

次に、議案第28号について討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認めます。

これで議案第28号の討論を終わります。

次に、議案第29号について討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認めます。

これで議案第29号の討論を終わります。

次に、議案第30号について討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認めます。

これで議案第30号の討論を終わります。

これから議案第24号から議案第30号までの7件を採決します。

採決の順番は議案番号順とします。

初めに、議案第24号を採決します。

お諮りします。

議案第24号 平成31年度むかわ町一般会計予算は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号を採決します。

お諮りします。

議案第25号 平成31年度むかわ町国民健康保険特別会計予算は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号を採決します。

お諮りします。

議案第26号 平成31年度むかわ町後期高齢者医療特別会計予算は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号を採決します。

お諮りします。

議案第27号 平成31年度むかわ町介護保険特別会計予算は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号を採決します。

お諮りします。

議案第28号 平成31年度むかわ町上水道事業会計予算は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号を採決します。

お諮りします。

議案第29号 平成31年度むかわ町下水道事業会計予算は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号を採決します。

お諮りします。

議案第30号 平成31年度むかわ町病院事業会計予算は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第8、発議第1号 胆振東部地震復旧復興調査特別委員会の設置に関する件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

4番、佐藤 守議員。

〔4番 佐藤 守議員 登壇〕

○4番（佐藤 守君） 発議第1号 胆振東部地震復旧復興調査特別委員会の設置に関する件について、提案理由の説明を申し上げます。

むかわ町議会委員会条例第6条第1項の規定に基づき、胆振東部地震復旧復興調査特別委員会を設置したく、むかわ町議会会議規則第14条の規定により提出するものであります。

設置理由といたしましては、昨年9月6日に発生した北海道胆振東部地震により、本町は想像もできない甚大な被害を受けました。発災から6カ月が経過しましたが、現在はまだ復旧の道半ばであり、むかわ町議会として胆振東部地震の復旧復興について調査を行う必要があるとの判断から、特別委員会の設置を提案するものであります。

委員定数は議長を除く全員とし、期間は閉会中、調査審査終了までとするものであります。

御審議、御決定いただきますようよろしくお願いをいたします。

○議長（小坂利政君） これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第1号 胆振東部地震復旧復興調査特別委員会の設置に関する件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議長を除く全員で構成する胆振東部地震復旧復興調査特別委員会を設置し、これに付託の上、調査終了まで閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

ただいま選任されました胆振東部地震復旧復興調査特別委員会の委員に申し上げます。

委員会条例第10条の規定により、委員長を互選するため委員会を招集しますので、休憩中に委員会を開催願います。

しばらく休憩します。

再開は15時40分とします。

休憩 午後 3時10分

再開 午後 3時40分

○議長（小坂利政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（小坂利政君） 日程第9、諸般の報告を行います。

休憩中に開催された胆振東部地震復旧復興調査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元に参りましたので報告いたします。

委員長に北村 修委員、副委員長に野田省一委員が互選された旨の報告がありましたので、議会の運営に関する基準第107号の規定により報告いたします。

◎請願第1号の報告、質疑、採決

○議長（小坂利政君） 日程第10、請願第1号 恐竜化石の通称名「むかわ竜」の変更を求める請願を議題とします。

請願第1号については、第4回定例会において総務厚生常任委員会に付託し、閉会中の継続審査としていたものであります。

このたび審査終了に伴い、お手元に配付のとおり委員会審査報告書が提出されておりますので、委員長から審査の経過と結果について報告を受けたいと思います。

野田委員長。

○総務厚生常任委員長（野田省一君） 平成30年度第4回むかわ町議会定例会において、本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第94条の規定に基づき報告をいたします。

受理番号、請願第1号、付託年月日、平成30年12月13日、件名、恐竜化石の通称名「むかわ竜」の変更を求める請願書であります。審査結果、不採択。

不採択の理由として、4点、大きく挙げております。

1つ、発見者の意見を尊重し、また、これまでの経緯から考慮し「むかわ竜」がふさわしい。

1つ、請願理由には、見解の相違もある。

1つ、次の世代を担う若い世代が一つの町になるため「むかわ竜」の名称を理解し、「むかわ竜」を活かしたまちづくりを考える機運が育ってきている。

1つ、町全体で化石を活かした「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の取り組みを進めているなかで、後戻りするべきではない。

また、附帯意見として、1つ、通称名称「むかわ竜」を使用する際には、今以上に発見地区の「むかわ町穂別産」を使用するように配慮していくこと。

また、少数意見としては、1つ、決定過程において地域への配慮に欠けていた、請願を採択し、町民の意見も聞きながら決定すべきであるという経過でありました。

以上、会議規則第94条の規定に基づいて報告をさせていただきます。御審議、御決定よろしく願いをいたします。

○議長（小坂利政君） 委員長報告が終わりました。

ほかの委員で補足発言はありますか。

〔発言する者なし〕

○議長（小坂利政君） なしと認め、委員長報告を終わります。

これから委員長報告の審査の経過及び結果について質疑を行います。

質疑はありますか。

1番、東議員。

○1番（東 千吉君） 恐竜の化石、通称むかわ竜の変更を求める請願の審査に係る総務厚生常任委員長報告に対し、せっかくの機会でありますのでお許しをいただき、賛成の立場から私の考えを申し上げたいと存じます。

総務厚生常任委員各位におかれましては、3回にわたり慎重に議論を重ね、ただいま報告

がありました。この内容の結果については、御理解申し上げ、尊重させていただくものであります。

とりわけ、このたびの請願について、多くの町民の署名を添えての請願であり、私自身、議会議員の立場として大変重く受けとめさせていただいております。しかし、請願内容からして、今、この時期に至って請願に応えることは、これから以降に多くの困難を来すことも予想され、委員会判断は正しいものと理解をさせていただきます。

この請願審査報告書の中における不採択の理由の1つに、次の世代を担う若い世代が、一つの町になるためむかわ竜の名称を理解し、むかわ竜を生かしたまちづくりを考える機運が育ってきているとありましたが、第1発見者も出席をして本音を話していた会議体に私自身も同席しており、穂別地区のこれからを担う若い人たちが、全員むかわ竜で前へ進みましよう」と団結していたのを確認しております。

ただ、先にも述べましたように、署名された町民の強い意向を考えたとき、決定過程において旧穂別町民とその地域への配慮に欠けていたのではないかと意見もあり、附帯意見にもありましたように、通称むかわ竜を使用する際には、今以上に発見地区のむかわ穂別産を使用するよう配慮することとしており、可能な限り穂別産を加える努力をすることによって、このたびの請願に当たり御署名をいただいた町民の皆様も少なからず御理解をいただけるものと思いますので、今後の行政対応の中、特段の御配慮をいただくことを強く望むとともに、あわせて我が町における震災の復旧、復興に向けた取り組みが町民一丸となって前進していくことを強く願い、私の意見とさせていただきます。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） これから、請願第1号 恐竜化石の通称名「むかわ竜」の変更を求める請願を採決します。

この請願に対する委員長報告は不採択です。

請願第1号 恐竜化石の通称名「むかわ竜」の変更を求める請願を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第1号 恐竜化石の通称名「むかわ竜」の変更を求める請願は不採択とすることに決定いたしました。

◎意見書案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第11、意見書案第1号 消費税率10%への引き上げ断念を求める意見書を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

11番、北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） 意見書案第1号について、提案理由の説明をさせていただきます。

本意見書案の内容については、これまで幾つか提案をさせていただいているところでありますが、今回は意見書案の表題にもありますように、こういう状況の中で増税、10%引き上げの断念をしてはどうかということを求める意見書であります。

その第1には、前段で述べられておりますように、この間、毎月勤労統計調査の内容が偽装であったということが明らかにされ、そして、当事者のほうもその数値の下方修正を認めざるを得なくなったという状況がございます。このことによって、名目賃金でも、そして、物価上昇を差し引いたいわゆる実質賃金でも、これまで示されていた数値を、公表数値を下回る結果となりました。そのことによって増税への条件が失われたと言わざるを得ません。そもそも2014年に8%への引き上げの結果、消費が大きく後退しておりまして、どなたさんもこの数年、景気の実感を感じないというのが圧倒的に多くの方々でございます。それは、家計支出で25万円も落ち込む、そういう中で暮らしが大変という状況であります。これらを見ても、増税する状況ではないということから、断念をすべきではないかというのが大きな趣旨の一つであります。

さらに、この間、私どもも我が町の皆さんにいろんな御意見を伺いました。お店を営む方々をはじめとして、今のような状況の中で値上げをされたら大変だ、商売の先も不安になるという御意見をたくさんいただきました。

また、むかわは農業の町であります。今、農業者は従来の米作から複合経営に転換をして、頑張っている、そして、この数年わずかではありますが、町税も納められるところまで、今、回復をいたしております。しかしながら、我が町の農業は御存じのように、作物でも蔬菜等、市場性の高いものでありまして、そうした状況から、この景気の悪化やそうした市場動向によっては、さらなる苦しみを味わわざるを得ない状況にあります。そうした状況の中でさらに不安をあおる増税負担は、本当に懸念をされているところでもございます。

私も、国も地方も財源は必要だというのはそのとおりであります。今、地震災害で大変なとき、財源が求められているのは当然のことであります。しかしながら、今、財源の問題を言うのであれば、間接税ではなくて本来の税のあり方に戻るべきであります。

それは、今、さかさま税制と言われる内容に、中小企業、零細企業の皆さんには18%の税率がかけられております。しかし、一方、内部留保をため込むほどの大企業には12%です。こうしたさかさまの税制をまず改めること。さらには、この間、株式等で多額の利益を得ている方々が増えてきています。そうした富裕層とされる方々への税制を一般国民、庶民と同じようにすべきであります。それらだけでも消費税を上回る財源を生み出すことは可能とされております。そうした状況に立っていただきたい。そして、国も地方の財源も対応されることを望むものであります。

最後に、意見書の後段に、今回の複数税制の問題、さらに軽減税制の問題がるるここに述べられております。複数税制やキャッシュレス決済などが述べられておりますが、いずれにしても、これらは小さいお店等にとっては大変な内容であるというのは第1点でありますし、さらに、ポイント還元なども半年、1年というような状況はございますけれども、それ以上のものはありません。したがって、所得の低い人たちなどにはほとんど恩恵がないという事態が生まれてきます。そしてまた、小さなお店にとってはお店の経営そのものが問われてくるという事態がでてくると今指摘をされております。こういう状況を放置したまま、この増税はいかがというのが指摘でございます。

そうした中で、増税の判断根拠まで覆った以上、断念すべきというふうに最後に意見書の中で述べさせていただいておりますが、そういう意味でこの意見書案を提出し、皆さんの御審議、御決定をいただきたいというふうに願っているものでございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（小坂利政君） 趣旨説明が終わりました。

これから趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

4 番、佐藤議員。

○4 番（佐藤 守君） 反対意見を申し上げます。

景気動向の中で増税を中止した、そういった経過もあり、今日においてもいろんな意見があることは承知をしておりますが、今、少子高齢化の中で社会保障は待ったなしの状況でございます。それらを考えますと、私はやむを得ないものとして反対をいたします。

○議長（小坂利政君） 次に、原案に賛成者の討論はありませんか。

5 番、大松議員。

○5 番（大松紀美子君） 昨年9月の震災を受けた私たち町民にとりまして、10%の増税は耐え難い不安増となります。この間、わずかな蓄えを取り崩して災害で壊れた家財道具を買い換えたり、町民の方は、これ以上の増税は食費を切り詰めることにつながってしまう、だから増税はやめてほしいと私に伝えてきました。当然のことと思っています。10%への増税はきっぱりとやめるべきとの立場から、賛成討論といたします。

○議長（小坂利政君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから意見書案第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（小坂利政君） 起立少数です。

したがって、本案は否決されました。

◎意見書案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 次に、日程第12、意見書案第2号 国民健康保険における子どもに係る均等割額の廃止等に関する意見書を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

11番、北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） 意見書案第2号 国民健康保険における子どもに係る均等割額の廃

止等に関する意見書案について趣旨説明をさせていただきます。

今、表題で申し上げたように、この意見書案は国保における均等割の廃止を求めている意見書でございます。この意見書の中の最後の部分に「家族に子どもが増えると負担が重くなり、子どもの貧困解消や子育てに関するさまざまな負担軽減策を進めている地方自治体の努力を踏みにじるものとなっています。」というふうに述べているように、こうしたことがこの趣旨のポイントでございます。

さて、私はさきの本会議におきまして国保の問題についてる質問をさせていただき、その矛盾点を明らかになったのかなというふうに思っています。質問の中では均等割の、本町においても均等割の、せめて軽減策をとということで私は求めました。しかし、これは政府への意見書でありますから、均等割の廃止ということを御提案をさせていただいております。

なぜなら、我が町にあって、例えば、申し上げたように収入が287万円以下、所得にしてたった150万円程度の家族4人世帯、子ども2人の世帯で、35万以上の保険税を払わなければならない、こういう事態に置かれている中で、市町村が、いや、自治体の子育て支援を行い、人口減少対策に向けても努力をされているわけではありますが、こうした保険制度のもとではなかなか解決ができないと。

そういう状況の中から、今解決すべき道は何かということを探るなかで、この間、全国知事会で、そして全国市長会で、そして全国町村会で、国が、この意見書に述べてありますように本来始まったときには5割を、50%を国が持ち出していた。これが今では20%台というふうになっているように、この点の根本的矛盾を解決しようということで、知事会は1兆円の国費投入ということを提案しております。こうしたことに基づいて、この意見書案も作成をいたしましたものでございます。

さきの質疑の中でも、竹中町長のほうからも、全国知事会、全国市長会、町村会のこの方向とともに努力をしたいという答弁もいただきました。まさに私はそういう方向が大事だというふうに思っております。その第一歩がこの意見書だということを御理解いただいて、御賛同いただければ幸いだというふうに思っておりますので、御審議のほどお願いし、御決定くださいますようお願いを申し上げて、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（小坂利政君） 趣旨説明が終わりました。

これから趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

1 番、東議員。

○1 番（東 千吉君） 反対意見を申し上げます。

既に国保税の改正により都道府県に単位化され、国民健康保険施行令において均等割に賦課することが必須とされております。仮に子どもの均等割を廃止しても抜本的解決に至らず、地方自治体が努力している負担軽減対策を国が責任を持って講じるよう、そのことを強く求めていかなければならず、当意見書については反対をいたします。

○議長（小坂利政君） 次に、原案に賛成者の討論はありませんか。

5 番、大松議員。

○5 番（大松紀美子君） この3月議会でも、この国民健康保険税については、さまざまな一般質問、それから予算審議の中でも議論がたくさんありましたけれども、本当に国民健康保険税の負担が重過ぎるということは、皆さん共通の認識になったのではないかというふうに私は思っています。

この意見書案の中にある、子どもが増えると負担が重くなる制度、これは本当に子育て支援に逆行していると私は思っています。せめて子どもの均等割を廃止して、そして、この50%から約30%も減らされている国庫負担を増やして軽減を図るべきという立場から、賛成討論といたします。

○議長（小坂利政君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから意見書案第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（小坂利政君） 起立少数です。

本案は否決されました。

◎意見書案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第13、意見書案第3号 カジノを含む統合リゾート（IR）を誘致しないことを求める意見書を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

2番、舞良議員。

〔2番 舞良喜久議員 登壇〕

○2番（舞良喜久君） 意見書案第3号の説明をさせていただきます。

カジノを含む統合リゾート（IR）を誘致しないことを求める意見書案でございます。

カジノを含む統合リゾート（IR）推進法については、2018年6月19日、国民の6割から7割が反対をし、西日本豪雨で国民が命を危険にさらされている最中に強行採決されました。

同法は、刑法に禁じられた賭博を合法化し、民間業者の利益のために開設するものであり、公益を目的として認められている公営競技とは、全く違うものです。ギャンブル依存症や多重債務者が増加し、生活破壊や治安悪化も懸念されています。

公営競技などによる既存のギャンブルによる依存症の疑いがある人が320万人と、世界でも最も深刻であります。さらに、「遊戯」という扱いで行われているパチンコの存在により、成人人口の4.8%に当たる536万人のギャンブル依存症患者がおります。これは厚生労働省研究班の推計であります。ということで、既に世界最悪のギャンブル依存症大国になっています。

18年3月に共同通信社が実施した全国電話世論調査では、IR実施法案については、反対65%と多数あります。さらに、朝日・読売などの全国紙でも「人の不幸を踏み台にするのか」「危うい賭博の暴走」など、疑問を投げかけています。担当大臣も「カジノの弊害を心配する声が多い」と認めたにもかかわらず、地方公聴会も開催せず、法案の内容を国民に知らせず、わずか20時間の審議で打ち切るという暴挙で、議会制民主主義を破壊するものであります。

カジノ誘致を目指す自治体の試算をみても、利用者が道民、とりわけ札幌市民など日本国民であることは明らかであり、リゾート収益の8割をカジノが占めると試算されています。カジノ誘致には都道府県議会が「整備計画」を承知し、知事が申請する必要がありますが、北海道が札幌市や誘致候補で開催している地域説明会でも、住民の納得は得られず、厳しい批判の声さえ上がっております。

知事は、北海道におけるカジノを含む統合リゾート（ＩＲ）の整備計画を誘致しないよう強く求めます。

以上、趣旨説明を終わります。

以上、地方自治法第99条の規定により提出をいたします。

御審議、御検討よろしく願いいたします。

○議長（小坂利政君） 趣旨説明が終わりました。

これから趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

3番、山崎議員。

○3番（山崎満敬君） 以前にも同じような意見書が出されたかと思います。

統合型リゾート（ＩＲ）、今、申し上げたとおり、カジノが中にはあります。しかしながら、カジノは統合型ＩＲの中ではほんの一部であります。また、国の考え方としては、ギャンブル依存症対策、また入場制限など、いろいろＩＲに向けてさまざまな取り組みが今考えられて、依存症対策を行っております。

また、地方少子高齢化の中でこの北海道で雇用先を確保する上でも、また、地方の経済活動を活発にさせるためにも、ぜひ必要なことと私は認識しております。

以上のような考えを持ちまして、この意見書に反対いたしたいと思います。

○議長（小坂利政君） 次に、原案に賛成者の討論はありませんか。

5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 北海道知事が申請しなければ北海道内に設置されることはないということですから、これは北海道知事に宛てた意見書になるんですけども、北海道は苫小牧市が最適であるというような報告も出していますよね。苫小牧ということはむかわ町民にとっては目と鼻の先ですから、やっぱり私はギャンブル依存症というところで、とても心配に思っています。賭博ですから、そのようなものはこの町の近くに絶対に来てほしくはないというふうに、ずっと思っています。

国民の6割から7割が反対している。どこの説明会でもそういうような意見が圧倒的に多く出されていますから、何としてもこの議会の意見として北海道知事に、やめてほしいということを訴えていきたいというふうに思っています。

以上、賛成討論とします。

○議長（小坂利政君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから意見書案第3号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（小坂利政君） 起立少数です。

本案は否決されました。

◎意見書案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第14、意見書案第4号 地方公務員法及び地方自治法の一部改正における会計年度任用職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

7番、野田議員。

〔7番 野田省一議員 登壇〕

○7番（野田省一君） 地方公務員法及び地方自治法の一部改正における会計年度任用職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書の説明を申し上げます。

この件に関しましては事前に皆様に印刷配付をさせていただいておりますので、朗読をもって趣旨説明とさせていただきます。

総務省調査によると、2017年度北海道と道内市町村に働く臨時・非常勤等職員は、延べ6.3万人にのぼり、その多くが恒常的業務に従事するなど、地方行政の重要な担い手となっています。また、正規職員と同様の働き方にも関わらず、年収は200万円程度と圧倒的に低く、休暇制度においても正規職員との待遇差は大きくなっており、地方自治体における正規・非正規の賃金・労働条件の格差は拡大する一方です。

こうしたなか、2017年5月11日、地方公務員法及び地方自治法の一部改正法が成立しました。新たな一般職非常勤職員である「会計年度任用職員」は、非常勤職員を法的に位置づけるとともに、職務給の原則に基づき、常勤職員との均等待遇を求めています。

つきましては、行政サービスの質の確保と、臨時・非常勤等職員の待遇改善、雇用安定の観点から、次のことが措置されるよう強く要望いたします。

1、各自治体において、地方公務員法及び地方自治法の改正趣旨が十分に反映されるよう、必要な財源の確保について特段の配慮を行うこと。

2、非正規労働者の格差是正を求める「同一労働同一賃金」の法改正の動向も踏まえ、パートタイム労働法の趣旨を、「会計年度任用職員」に適用させるよう法整備をはかること。

3、パートタイムの「会計年度任用職員」に勤勉手当や退職手当の支給を認めていない地方自治法を改正すること。

4、会計年度任用職員の処遇改善、雇用安定をはかるため、任期の定めのない短時間勤務職員制度の導入について検討を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により提出をいたしました。

御審議、御決定いただきますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長（小坂利政君） 趣旨説明が終わりました。

これから趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから意見書案第4号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎所管事務調査等報告の件

○議長（小坂利政君） 日程第15、所管事務調査報告の件を議題とします。

本件について、別紙配付のとおり総務厚生常任委員長、経済文教常任委員長から所管事務調査報告書、恐竜ワールド構想調査特別委員長から中間報告書が提出されております。調査の経過と結果について報告を求めます。

総務厚生常任委員長、報告はありませんか。

○総務厚生常任委員長（野田省一君） 追加する報告はございません。

○議長（小坂利政君） 経済文教常任委員長、報告はありませんか。

○経済文教常任委員長（北村 修君） 所管事務調査の内容について、経済文教常任委員会から若干補足的にお話をさせていただきたいというふうに思います。

この間、ここに報告のとおり、経済文教常任委員会としては、農業振興計画を中心として、農業振興にかかわるものを継続的に行いながら、後段、地震発生後は公共施設等にかかわる地震被害状況について、所管として対応させていただきました。その中で、農業振興等にかかわっては関係団体の皆さんとも懇談をさせていただきました。このことに心から感謝を申し上げたいというふうに、この場で報告をさせていただきたいというふうに思います。

その結果を委員間の意見の取りまとめとして報告をさせていただきましたが、その中で、乾燥調製施設等について理事者側で特段の配慮をされていることに心から感謝を申し上げたいというふうに思います。

さらに、災害復旧復興の問題については、委員会として今後、特別委員会等々でしっかり進めていくべきとの意見がありましたことを述べて、追加報告とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（小坂利政君） 次に、恐竜ワールド構想調査特別委員長、報告はありませんか。

○恐竜ワールド構想調査特別委員長（野田省一君） 追加するべき報告はございません。

○議長（小坂利政君） これから各委員長に対する質疑を行います。

総務厚生常任委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

次に、経済文教常任委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

次に、恐竜ワールド構想調査特別委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで各委員長報告に対する質疑を終わります。

各委員会の所管事務調査報告については報告済みといたします。

◎閉会中の特定事件等調査の件

○議長（小坂利政君） 日程第16、閉会中の特定事件等調査の件を議題とします。

総務厚生常任委員会、経済文教常任委員会、議会運営委員会及び議会広報運営委員会並びに恐竜ワールド構想調査特別委員会から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり特定事件等について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（小坂利政君） これで、本定例会に付された事件は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成31年第1回むかわ町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午後 4時23分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員